

- 一 學校ニ補助金ヲ交付シ又優良ナル學校及職員ヲ表彰スルコト
- 第二 法規ニ依ラザル補習教育
 - 一 青年會(十二才—二十一才迄)ヲ組織シ其ノ事業トシテ夜學會ヲ起スコト、各區長宅、教員住宅、夜學所又ハ小學校等ヲ會場トシ、相當ノ設備ヲナサシメ其經費ハ會員ノ負擔及町村ノ補助ニヨリテ支辨サセルコト其他ハ法規ニ準ズ
 - 一 處女會ヲ組織シ其ノ事業トシテ講習會ヲ開催スルコト
 - 一 子守教育、下女教育、工女教育等ニモ補習教育ヲ施スコト
 - 一 簡易圖書館ノ設立振興ヲ圖ルコト

3 補習教育實施要項

前述の答申案は當時に於ける縣下補習教育の輿論、理想、指針とも見らるゝ故に本縣は。之に聽き之に基き又は之を整理して次の如き實施案を得た。即大正四年度の本縣補習教育施設計劃案(縣學務課案)に現はれた豫定事項中より列擧すれば

- 補習教育實施方案の制定
 - 縣費補助法の改善
 - 補習教育の特色發揮、
 - 補習學校長會開催
 - 教員の優遇選任に注意
 - 教科書の編纂
- 等であり、大正五年度の分も略同様であるが、其の外に
- 男女實業補習教育の普及徹底を圖る事
 - 實業補習教育に關する選賞を行ふ事

等を計劃してゐる。尙大正五年一月の郡視學會議に於ける指示事項中主なるものは、

- 本縣現下ノ補習教育ハ尙甚不振ノ狀況デアルカラ縣下補習學校長大會ヲ開催シ振興ノ氣運ヲ作興スル事
- 縣ハ縣費補助内規ヲ定メ一層内容改善ヲ獎勵スルコト
- 教員ノ選任ニ注意シ待遇ノ向上ニカムルコト
- 實業科中心ニ經營シ實習ヲ重ズル様指導スルコト
- 青年團ト密接ナラシメ又外部トノ連絡ヲ良好ナラシムルコト
- 實業科教員養成ノ爲第二師範ニ二部ヲ設ケシコト
- 實業科ニ對スル講習會ヲ開催シ其實力ノ増進ヲ圖ルコト
- 實業科ニ關スル研究發表會ヲ開クコト
- 實習地實習用具ノ設置完成ヲ期スルコト
- 師範學校ノ實業科教授ヲ改善シ小學校ト連絡ヲ保ツコト

等であるが、之等が彼の答申事項と如何に一致してゐるかを考へる時、本期に於ける斯教育に對し彼の答申案が與へた影響は決して尠少ではあるまい。

本縣は補習教育振興の爲其實施事項に就き、前述の如く或は諮問し或は協議し或は整理して之を縣の教育實施計劃書又は法規となして發表し又は郡市長郡視學等に指示訓示し、又は補習學校の當務者に示達したのである。かゝる間に時勢は變化して追々好景氣となり、實業熱も段々加つて、補習教育の必要も認められ、其の實施要領も漸次一般に了解するに至つた。茲に於て縣は此の好機に乗じて本教育振興の機運を作興せんがため、又一面には實務者の經驗に徴して實施要領を一層實際的ならしめんが爲、大正五年一月縣下實業補習學校長大會を開催する事に決した。縣はまづ本會議を召集する爲に次の様な

通牒を發して遺憾なきを期してゐる。蓋縣當局は、本會議に對して極めて大なる期待を持ち余程の力こぶを入れたものと見える。

實業補習教育ノ改善ヲ期スル爲縣下ノ補習學校長ヲ招集シ、諸般ノ協議可相成筈ニ有之候ニ就テハ、左記事項ニ付豫メ攻究致置クベキ様其管下同學校長へ御示達相成度依命此段及通牒候也 (郡市長宛)

記

- 一 實業補習教育ノ振ハザル原因及之ガ改善上ノ主要點
- 二 教授ノ季節期間並每週教授時數
- 三 適當ナル學級編成ノ方法並教員ノ配置法
- 四 適當ナル教科書並各科ノ每週教授時數
- 五 夜間教授ノ農業補習學校ニ於ケル實習ノ方法
- 六 生徒出席督勵ノ方法
- 七 法規ニヨル補習學校ト法規ニヨラザル青年夜學ヲ利用スルモノトノ利害
- 八 學校ト實社會トノ連絡ニ關スル有効ナル方法
- 九 女子實業補習教育ノ方法
- 十 實業補習學校ノ教員養成並講習ノ方法

其他各師範學校長及各縣立實業學校長にも右同様の通牒を出した。

斯くして大正五年一月廿一日愈開會となつたが本會議は本期末頃の大事業であつて、會議内容は縣が多年苦心した整理案であり、又縣の理想案であり實施指針でもあつた。其の要點を掲げよう。

イ 縣下實業補習學校ノ改善振興ニ關スル訓示

(前畧)……故ニ從來縣ニ於テハ之ガ普及改善ニ關シ年々巨額ノ資ヲ投ジ種々畫策スル所アリト雖モ機運未ダ到ラズ其ノ實績豫期ノ如クナラズ殊ニ女子實業補習教育ニ在リテハ一層不振ノ状態ニ在リテ其ノ校數スラ尙ホ未五指ヲ屈スルニ足ラザルノ實況ニ在リ。想フニ本縣ニ於ケル實業教育不振ノ原因ハ素ヨリ多々アルベシト雖モ縣民動モスレバ實業的趣味ニ乏シク地方町村亦實業補習教育ニ對スル自覺ヲ缺ギ其ノ之ヲ設ケタル地方ニ在リテモ之ガ後援ノ機關其ノ活動緩漫ニシテ學校ノ發展ヲ策スルニ至ラズ又學校夫自身ニ在リテモ設備完カラズ教育ノ方法モ具ハラズ實業科ヲ中心トスルノ主義ヲ忘レ其ノ活動亦一般町村民ニ價値ノ認識ヲ爲サシムルノ程度ニ至ラズ爲メニ其ノ普及ヲ妨ケ充實ヲ害シタルコト少カラズ就中待遇ノ方法備ハラズ且養成ノ機關ヲ缺キシガ爲メ教員ニ其ノ人ヲ得ルノ困難アルガ如キ其ノ最モ有力ナル原因ナリト信ズ此ニ於テカ此等ノ現状ニ鑑ミ更ニ各種ノ方法ヲ以テ之レガ改善ノ實ヲ舉ゲンコトヲ欲シ茲ニ學校長會議ヲ開催シテ實業補習教育ニ對スル機運ノ催進ニ力メ或ハ縣費補助ノ方法ヲ改メテ選奨助成ノ方法ニ代ヘ其ノ適切ナランコトヲ期シ新ニ教員養成ノ機關ヲ設ケテ優良教員ノ輩出ヲ計リ青年會トノ連絡ヲ密接ニシテ之ガ後援ノ實ヲ舉ゲシメントシ教育ノ方法ヲ改善シテ實業科中心ノ主義ヲ發揮セシメ又教員待遇ノ方法ヲ向上シ學校設備ノ完成ヲ計リテ一層學校ノ活動ヲ催進シ更ニ此ノ種學校教育ノ普及ト充實ヲ圖リテ堅實ナル町村住民ヲ養成シ剛健ナル地方ノ民風ヲ作興シ以テ國運ノ發展ニ寄與スル所アラントス。希クバ各位是等ニ關シ平素抱懷セラル、改善ノ方案アラバ之ヲ開陳シテ縣下實業補習教育ノ改善振興ニ資セムトヲ望ム

ロ なほ次の如き諮問を出してゐる。

「縣下實業補習教育ノ現状ニ鑑ミ之ガ改善振興ニ關スル實驗上ノ意見ヲ徵ス」(これに對する答申は長文に亘るを以て省略する)

ハ 指示事項としては「縣下實業補習教育改善實施方案」といふのが出てゐる。左に示さう。

第一 機運ノ作興ヲ促スコト

- 一 自治團體ノ教育的自覺ヲ推進スルコト
- 二 町村ニ於ケル各種機關ヲシテ之ヲ幫助セシムルコト
- 三 地方ノ開發上町村是ヲ定メ町村ノ全力ヲ補習教育ニ傾注セシムルコト
- 四 青年團ノ自覺的活動ヲ推進スルコト
- 五 女子補習教育ニ關シテハ青年團ノ活動ニ準ジテ處女會婦人會ノ活動ヲ推進スルコト
- 六 補習學校ノ活動ヲ推進シ町村ニ其ノ價值ヲ認識セシムルコト
- 七 男子補習學校生徒ニハ將來其町村實業ノ幹部員タリ得ル様在學中ヨリ豫備的教養ヲナスコト
- 八 補習學校ノ選奨

第二 普及ヲ圖ルコト

- 一 公共團體ト提携シテ補習教育ノ普及改善ヲ圖ルコト
- 二 補習教育適齡簿ヲ調製シ準義務的ニ就學セシムルコト
- 三 出席歩合ヲ調査シ團體別又ハ個人別ニ選奨スルコト
- 四 女子補習學校設置ノ奨勵
- 五 補習學校生徒ガ喜ンデ出席スル様趣味的工夫ヲナスコト
- 六 小學校在學中ニ補習教育ノ必要ヲ十分ニ感得セシメ置クコト

第三 充實ヲ期スルコト

- 一 教員ノ待遇ヲ向上シ適當ナル人物ヲ採擇スルコト
- 二 優良教員ノ養成並選奨ヲ計劃スルコト

- 三 其ノ土地ニ適切ナル學則ヲ制定スルコト
- 四 師範又ハ實業學校ニ模範的補習學校ヲ附設スルコト
- 五 地方ニ適切ナル教科書及細目ノ編纂ヲナスコト
- 六 教材ノ地方化個別化ヲ圖リ個別指導ヲナスコト
- 七 實習地及用具ヲ設置シ又老農篤農家ノ講演ヲ聞クコト
- 八 夜間教授ノ場合ハ特ニ諸種ノ事情ニ注意スルコト
- 九 設備(全般ニ亙リテ)ノ完成ヲ期スルコト

第四 要 約

以上ノ外之ヲ羅列スレハ殆ド際限ナキガ如シト雖其ノ主要ナル項目ハ一般ノ機運ヲ推進スルト共ニ縣郡市費等ヲ以テ補習學校ニ對シ適當ナル補助ヲナシ且青年團等ヲ督勵シテ補習教育ノ普及徹底ヲ以テ其ノ主眼ノ事業トナサシメ之ガ爲ニ熱心努力セシムルコトニ在リトス

4 補習教育獎勵と補助規程改正 普及徹底の程度、前述の如く本期に於て縣郡町村並に師範實業等

の關係學校並に實務者が、舉つて補習教育實施方案を研究し整理し且之が實施に努力した事は事實である。其の方案の是非と努力の適不適等は今暫く之を措き、兎も角も縣の有識者は相當に努力した形跡は歴然としてゐる。然らば少くとも其れに酬いらるゝ程度に果して普及徹底したであらうか。已に前述數項によつて明かである様に、大正四年十一月郡視學を召集して縣自身が、實業教育は未だ縣下一般に普及するに至らず、既に設けたる地方に於ても、縣費の補助を得て實施してゐるにも關らず、生徒の數漸次減少する所もある。出席常ならざる所もある。名は實業補習であつても實は一般普通夜學で實業科を

授けない所もある。之等は極めて遺憾の事と言はねばならぬ。故に之が改善振興及普及發達に就きては特に各位の留意を望む所であると言つてゐる。實狀斯くの如くであつたから大正五年一月補習學校長大會によつて興つた氣運に乘じ、其の二月次の様な通牒を郡市長に與へてゐる。一讀更に當時の實狀が明瞭になるであらう。

縣下教育ノ機運ノ漸ク振興シテ諸般ノ施設着々其ノ實効ヲ收ムルニ至レルハ洵ニ喜ブベキ現象ニ有之候處猶實業補習教育ニ就テハ機運未ダ至ラズ其ノ實績亦豫期ノ如クナラザルノミナラズ殊ニ女子實業補習教育ニ至リテハ一層不振ノ狀況ニアリテ其ノ校數スラ尙五指ヲ屈スルニ過ギザルノ實況ニ有之斯クテハ小學教育ノ完成ヲ遂ケ地方公民ノ養成並産業ノ發達ヲ企圖シテ本縣將來ノ健實ナル發達ヲ期スル上ニ遺憾尠カラザル次第ニ付先般特ニ縣下實業補習學校長ヲ招集セラレ此種教育ノ改善振興ニ關シ別項ノ通り示議相成タル次第ニ有之候就テハ之ガ徹底ヲ期センガタメニハ直接當該學校ヲシテ平素十分ニ之ガ研覈ヲサシメ其ノ實績ヲ收メシムルハ勿論此際更ニ適當ノ方法ニヨリ町村並一般學校ヲシテ別項示議ノ要領ヲ周知セシメ此種教育ノ振興ニ關シ先ヅ其ノ機運ヲ作興シ地方ニ適切ナル方法ヲ案ゼシメテ之ガ實施ヲ促シ郡當局ニ在リテハ其普及徹底ニ關シ適當ナル指導ヲ行ヒ助成ノ方法ヲ講ジ以テ此種教育ノ發達進歩ト本縣將來ノ開發トニ資セラレ度別項改善實施方案ハ之ヲ本縣教育ノ現狀ニ顧ミ之ヲ行政上ノ見地ニ需メ地方ニ於ケル當該教育實施上ノ參考トシテ其ノ要項ヲ示サレタルモノニ有之候ヘバ克ク其ノ趣旨ノアル所ヲ了得セシメ其ノ實施ニ膺リテハ宜シク地方ノ狀態ヲ稽ヘ敢テ劃一ノ弊ニ陥ラザル様指導相成度尙參考致度候條郡又ハ町村學校其ノ他教育會等ニ於テ右實施方案ニ基キ相當研覈措置セラレタル場合ニ於テハ其ノ方案ヲ具シ其都度御報告相成度依命此段及通牒候也

以上の如き督勵を與へてゐるのみならず、大正五年秋の郡市學視會議に於ては、補習學校設置を以て高等小學校の代用なるが如き誤解あるを戒め、兩者勿論併進を望み、青年夜學會を速かに正規補習學校の組織に改めしむる様注意を與へてゐる。斯くの如き注意は此の後毎年の會議録に常に文句を變へ姿を變へて現はれてゐる。

補助規程改正 大正二年七月補助金額割當に就き郡市單位に均一に配當してゐた方法を廢止し、補助金交付上の拘束を解いて獎勵に資した。然るに大正五年六月には成績優良なる補習學校に其の使途を指定して交付するの内規を示達し、全然内容充實の獎勵費に改めた。翌大正六年には之の内規に照らして嚴選し、左記十九校を優良と認めこの規程によりて助成金を交付した。

小島 高瀬 伊倉 玉水 鍋 滑石 南關 八幡 稻田 嶽間 菊池西部 中山 綠川 網津
日奈久 湯前 黒肥地 多良木 熊本の各補習學校

縣は斯様に或は督勵し或は獎勵して其の普及徹底に努めた結果、前に述べた様に、本期末大正七年に於ては前年より一躍して校數二五四を示すに至つた。尤も之は躍進には違ひないが全縣的に見てまだ充分とは言へない。然し此の頃を劃線として次期には著しい進展を見るに至つた。

明治四十年頃の教育を回顧して

菊池加茂川校 中 島 市 作

私は明治四十年、本縣師範を出で、菊池郡竹迫小學校に職を奉じた。當時はまだ師範教育は一般には普及されず

師範出身と言へば一校に一名位で、最多數學級の學校には、二三名も配置されてあつた所もあるが、中には一名も居ない學校も相當あつた様に思ふ。随つて、師範出身者は其の責任も重大で、校内では常に中心となつて教育の進展に努めなければならぬし、亦青年の指導にも、社會教育にも相當手をつけなければならぬ次第で、日を夜についで勤務しても維れ日も足らぬ有様なのであつた。當時私は自己の教育生活の前途を考慮して聊か迷はざるを得なかつた。それは、斯る事務的に、筋肉労働的に、日夜身心を消磨して修養研鑽の時間を極度に制限せられ、自己の教育に力を注ぐことの少くしては彼岸に到達することの極めて困難なる事を感じざるを得なかつた。故に寸暇をぬすんでは、教育學、倫理學、心理學、論理學、教授法、教育病理學、管理法、等の書を繕いた。又當時優良教育家言へば、斯かる基礎學に専念し、却つて直接兒童教育そのものよりも先きにする傾向がなきにしもあらずであつた。

併し熟考すれば、教育の眞諦は兒童に對する愛であり、熱であつて、不斷の努力を傾注して之に當ることが、極めて尊き体験で、之を貫徹する爲めの讀書であり修養であることを自覺した。即ち教育すること、修養することとを二元的に觀することの弊を認識した。ここに自己の思出の目標となり極めて愉快であつたのは、今日の補習教育の未だに形成せられない時代に、舊き教室の一隅に、晝は純眞なる兒童と共に生活し、夜は血湧き肉躍る青年と共に語り、共に學び、時に夜の更くるを忘れることも屢々あり、或は寒月霜を踏んで武道を練り、朝起の練習、青年訓練と結びつけるなど、實に痛快そのものであつた。これ等の教育は、業務でなく義務でなく、趣味であり娛樂であつた。彼等は實に學校に行くのを樂みとするのが常であつた。教師も亦楽しんで之を迎える。これを現時の法規による完備したるそれと比較すれば、經費とはなく、學級組織に於ても、設備に於ても、教育法に於ても、不完全で點火に要する油代の如き、教師と生徒と共に負擔し、諸要具の如きも亦、「彼等と共に之を辨ず」と言ふ状態であつたが、今の此の種教育に容易に見ることの出來ぬ特徴も少くなかつた。當時苦樂を共に嘗めし青年諸君は

機會を得て時に訪問することがあるが、實に感慚無量である。爾來教育生活二十有余年、或は學校長として學校經營に任じ、或は郡駐在の社會教育主事補として二ヶ年、或は縣廳勤務の社會教育主事補として約二ヶ年、此の間、小學教育、補習教育、特に大正十五年六月以後は、青年訓練所の、教育に執掌し尙學校長として、今日まで勤務してゐるが叙上の眞味は容易に味ひ得ない様に思ふ。

第八節 特殊教育

甲 全國狀況

一 盲啞教育の狀況 東京では明治四十二年四月東京盲學校を設け、四十三年には東京聾啞學校を設け、同時に從來の東京盲啞學校は廢した。盲學校にも聾啞學校にも師範科を置いてそれ／＼その教育に従事すべき人の養成をも爲した。

本期に於ける學校の狀況を次に示す

年次	學校數	教員數	生徒數	年次	學校數	教員數	生徒數
明治四十年	三八	二〇八	一、六七九	明治四十四年	五五	三四二	二、五七一
全 四十年	四〇	二二一	一、七九四	大正元年	五七	三四八	二、六六九
全 四十一年	四二	二四二	一、九九六	大正二年	六三	三九一	二、七八九
全 四十二年	四九	二九八	二、二三八	全 三年	六五	四一〇	二、八四九

大正四年	七〇	四五五	三、〇七三	大正六年	七四	四八五	三、五一二
五年	七三	四七二	三、三八九	七年	七四	四九五	三、六四一
全			全				

三八二

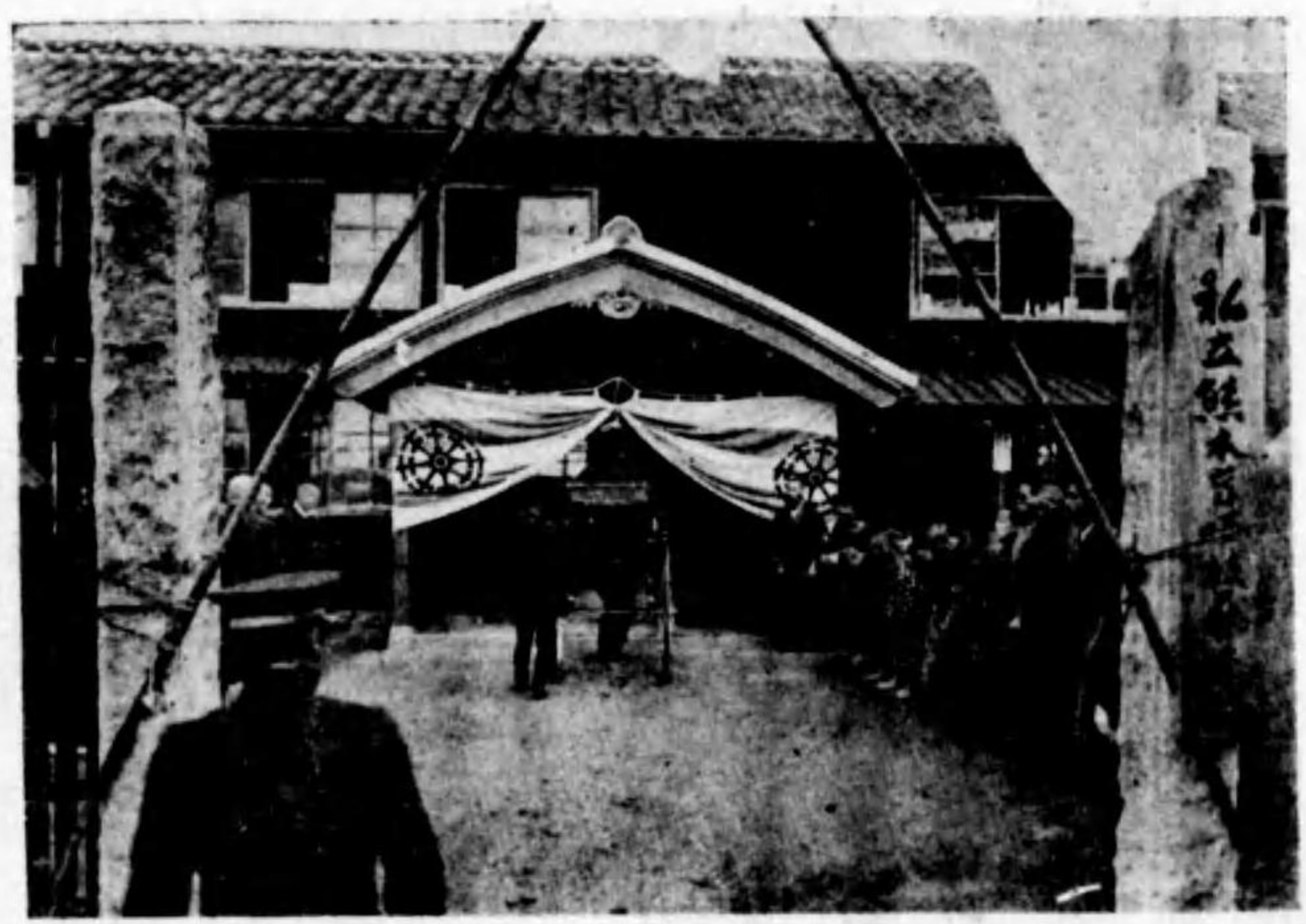
乙 本縣狀況

一 概 説 本縣に於ける盲啞教育の起源を縣廳文書に依り調査すれば、既に其端を開きしは明治廿七年であつて、設立者は熊本市西子飼町三一番地秋吉基次で、全年五月十日付を以て私立熊本聾啞學校として其筋の設置認可を受けて開始してゐる。

然るに折角聖代の美事として創設せられた本校も如何なる事情に依るかには詳にしないが、全年十二月廿二日には閉校届が出て居る。夫れ以來十有余年の久しきに亘り斯種教育に何等の見るべき施設なく、明治四十四年に至り伊津野、山本、元松、安藤等の發起に依る私立熊本盲啞技藝學校が設立せられた。之即ち現在縣立熊本盲啞學校の前身である。

之に依り暗黒憂愁の裡に一生を送らんとする盲人と、沈黙無聊の間に生涯を了らんとする聾啞者が、教育の恩典に浴する事を得たのは誠に聖代の慶事で、聖恩の忝さに感激せざるを得ないのである。

二 私立熊本盲啞技藝學校の設立 本校は盲者啞者の教育機關として明治四十四年、盲人伊津野滿仁太、盲人山本傳三郎、元松直忠、安藤丑熊等の發起に依り、全年九月十五日私立熊本盲啞技藝學校として設立の認可を受け、全年十一月廿日創設し盲啞者に對して其獨立自活に必須なる知識技能を授け、兼



熊 本 縣 立 盲 啞 學 校 (熊 本 縣 立 盲 啞 學 校 校 門 前 景)

ねて小學校令第一條の趣旨に依り普通教育を施すを目的とし、盲生部と啞生部とに分ち各部とも豫科本科各四ヶ年程度を以て定員盲生部六十名、啞生部四拾名の内入學生徒盲生二十七名啞生八名につき授業を開始した。當時職員は校長伊津野滿仁太外三名であつた。

校舎は始め熊本市内坪井町百五十八番地の民家を借受けたが、翌年一月全町六十七番地に移轉し更に大正四年八月熊本市京町二丁目三百二十六番地に校舎を建築し全年十月廿九日落成と共に移轉した。今其教則の概要を示せば、

- 一 盲啞者に對し其の獨立自活に必須なる知識技能を授け併せて小學校令第一條の主旨に依り普通教育を施すを以て目的とす。
- 一 教科を分ちて豫科及本科とす。
- 一 盲生部豫科の教科目は修身國語(點字)算術歴史地理理科唱歌体操とし、同部本科は鍼按摩、マツサージ、音楽とす。
- 一 啞生部豫科は修身國語算術歴史地理理科体操圖畫手工(男)裁縫とし同部の本科は木工(男)、裁縫とす。但し啞生の爲には特に園藝科を設く。

一 修業年限は豫科本科各四ヶ年とす。但し年齢及學力の程度に依り豫科未卒業者を本科に編入し、又は各科に於て

第二學年以上に編入することあるべし。依て修業年限は或は六ヶ年或は四ヶ年早きは二ヶ年を以て本科の課程を卒業し得べし。

- 一 入學年齢は滿八歳以上とす。
- 一 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一に終る。
- 一 授業料入學料を要せず。
- 一 生徒寄宿の費用は賄料等一ヶ月分凡六圓とす。
- 但し本文金額の半額以内を補給することあるべし。
- 一 入退學及寄宿に關しては保護者保證人の連署を以て願出づること。

等である。

然るに本校創設當時の苦心は一通でなく、最初より十分經營資金の準備あつたのでなくて開校したこ
ととして、開校後經營上の苦心は非常なものであつた。校長外三名の職員何れも全く献身的の努力を以て
民家の薄暗き二階に古机を並べ、漸く教授を開始されたもので、其の當時の状況は全く想像に余りある
のであつた。而も其の頃迄は一般社會の人々は盲啞教育に對して殆んど何等の理解もなく、同情なき狀
態にて、其の經營上の苦心と生徒募集との困難と並大抵でなかつたことは全く想像以上であつたこと、
思ふ。爲めに學校は開校したが資金の運用全く困難にて、或時は家賃の支拂に數ヶ月支障を來した事も
一再ならずといふ有様であつた。創設者苦心の状況は到底筆紙に盡し能はざる程であつて、其の貴き犠
牲と慘憺たる苦心とに對して萬幅の敬意と深き感謝の意を表する次第である。

一 肥後盲啞保護會の設立 創設以來非常なる苦心と困難とを以て經營し來りたる本校の事情に就て
は、漸次社會の同情も集り、殊に本校經營の資金造成の目的を以て大正三年十月肥後盲啞保護會なるも
の生れ大正八年九月に財團法人組織となり、本教育に熱心なる後援を見るに至つたのである。
斯くて創立以來尠からざる盲啞生徒を收容して、大正三年度より卒業生を出す様になつたのである。
左に肥後盲啞保護會則を示せば

○ 肥後盲啞保護會則

- 第一條 本會を肥後盲啞保護會と稱し其事務所を私立熊本盲啞技藝學校内に置く
- 第二條 本會は私立熊本盲啞技藝學校の經營を助け並に其の基本金造成を圖り盲啞教育を普及上進せしむるを以て
目的とす
- 第三條 本會の趣旨目的を賛同し金員を義捐する者を會員とす
- 第四條 會員を分ちて四種とす

- 一 名譽會員 金五拾圓以上を一時に義捐し又は金百貳拾圓以上を十ヶ年以内に分割義捐するもの
 - 一 特別會員 金參拾圓以上を一時に義捐し又は金六拾圓以上を十ヶ年以内に分割義捐する者
 - 一 通常會員 金拾圓以上を一時に義捐し又は金貳拾四圓以上を十ヶ年以内に分割義捐する者
 - 一 賛助會員 金壹圓以上を一時に義捐し又は金參圓以上を五ヶ年以内に分割義捐する者
- 第五條 會員の義捐金は之を基本金に編入して消費せず其の利子を以て事業費又は校費を支辨す
但當分の間特例を設けることを得

第六條 基本金は國債地方債其他確實なる証券を購入し又は確立なる銀行に預け入るゝものとす

- 第七條 會員外の特志者より臨時に義捐せし金員は之を基本金に編入す
- 第八條 本會は學識名望ある人又は本會に特別の功勞ある人を名譽會員に推薦することあるべし
- 第九條 會員は本會の事業に對し意見を提出し又本會の簿冊を檢閲することを得
- 第十條 以下略す

次いで大正四年十二月細川侯爵家より建築費として金參百圓寄贈せられ、全五年二月内務省より獎勵金百圓下附せられる。尙全五年度より毎年縣費の補助を受くることになつた。

大正八年一月本校鍼灸、マツサージ科に對し其筋より指定學校の資格を與へられた。要するに本期の斯教育は所謂創設時代にて、而も官能の缺如せる盲啞教育の至難事を私人の經營に委し、其當初經營と維持とに多大の苦心と困難であつたかは事實に徴して明かである。然るに當事者の不撓の精神と熱烈なる努力とにより、社會の理解と同情とを得、延いて當局の認むる所となり其結果寄附行爲となり、或は勵獎金の下附となり、縣市費の補助等を得て、不十分ながらも學校として建築完成し尙内容も之に伴ひ縣下盲啞教育に貢献する所尠くなかつた。

三 肥後慈惠會

1 教育部 塘林虎五郎の純情の發露に依つて設立せられた貧兒寮は、時勢の進運と社會的要求とに迫られて、次第に發達し複雑化し來り、本期に入りては明らかに教育部、感化部、自活團の三部門に分れ、各々特色ある方向に伸展するに至つた。今左に之を概説しよう。

肥後慈惠會教育部は前記に引續き、熱血の慈親塘林虎五郎に依つて經營を續けられ益々内外の認むる所となり、政府當局より屢々感化救濟事業獎勵助成として金員の下附があつた。明治四十二年一月熊本縣他託郡大江村に適良の地三千九百三十坪を購入し、寄宿舎、教場等の建築に着手し、全年七月移轉した。之に約壹萬六千圓の費用を要した。又財團法人としての認可も得て基礎益々固くなつた。教育内容も次第に改善されて來たのであるが、本期の概況を察するためには縣視學の視察復命書を左に録載することにした。

○ 肥後慈惠會教育部抄録調査書

(明治四十五年三月十三日)
熊本縣視學須藤信立

小學校ニ類スル教科ヲ設ケ尋常科及高等科ヲ置ク尋常科ノ教科目ハ全ク尋常小學校ニ等シク其程度亦略同シキモ毎週教授時數ニ於テ次ノ如キ差アリ

科 目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
修身	六 2	六 2	六 2	六 2	六 2	六 2
國語	一三 10	一三 12	一四 14	一四 14	×二八 10	×二八 10
算術	六 5	六 6	六 6	六 6	五 4	五 4
日本歴史						

計	裁縫		体操		唱歌		圖畫	理科	地理
	男	女	男	女	男	女			
男二九 女三一	23	21	0	0	4	4			
男二九 女三一	24	24	0	0	4	4			
男三三 女三五	28	27	1	1	4	3	1	1	
男三三 女三五	28	27	1	1	4	3	1	1	
男三三 女三四	30	28	3	3	3	3	2	2	3
男三三 女三四	30	28	3	3	3	3	2	2	3

備考 一 漢數字ハ教育部、亞刺比亞數字ハ尋常小學校ノ教授時數
一 國語中×ヲ付シタルモノハ論語ヲ教授シタル時數ナリ 但目下ハ全ク國語ノ時數ニ充ツ

高等科ハ其教授科目教授時數等左ノ如クニシテ高等小學校トハ大差アリ

第一學年	第二學年	修身		國語	算術	美術	日本歴史	地理	理科	農業	裁縫
		時	分								
六	六	2	5	8	五(内二珠算)	4	4	3	2	2	無定
	目下ハ之ヲ置カス										4

圖書唱歌体操ヲ課セス
備考 表中數字ノ區別前ニ準ス

肥後慈惠會教育部の内容、當時異常の發達をなしつゝ、あつた我が國民教育場としては、多少不備の點ありと認められたので、縣は管理者たる大江村長並に教育當事者たる肥後慈惠會教育部に對し手續上の注意を促し、教育内容改善の途を講ぜしめたので當事者は銳意改善に努力し、漸次義務教育所として完備せる内容を見るに至つた。

2 肥後自活團 前期の中葉創設たれた肥後自活團も順當の發達を爲し、明治四十五年二月熊本市大江町九品寺一三九番地に約六百坪の敷地を購し、印刷機械場、植字場を増築し辛島町の印刷部及び慈善新報部を此處に移轉せしめた。かくて十ヶ年恩借の地は細川男爵家に返納し、辛島町の敷地及び家屋は一時これも貸家となした。此の肥後自活團の業績が内外に認めらるに至り、大正六年二月十一日紀元節の佳辰に當り内務大臣より事業獎勵金の下附があつたのを始めとし、其の後逐年獎勵金の下附に接した。實に聖代の餘慶である。

3 感化部 (白川學園) 肥後慈惠會は曩に感化部において免囚保護の事業を始め尙ほ本期にまで續いてゐる。併しこれには特記すべきこともない。ころ明治四十二年四月一日至つて此の感化部に白川學園の創設を見るに至つた。日高武六を院長とし熊本市本庄町に地を相し、感化法第五條の趣旨により精神的に可憐な青少年を集めて教育を始めたのである。

そもく感化の事業たる容易の業ではない。そこに深刻なる信仰と無限の熱涙とを有するもののみ能くこれをなし得るのである。本園の教育亦至難といふべきである。此の趣旨に於いて國家は明治三十三年三月十日法律第三十七號感化法、並に明治三十四年八月六日内務省令第二十三號感化法施行規則を發布した。更に縣はこれに基き、明治四十二年三月二十四日縣令第十八號熊本縣代用感化院規則、並に全日縣令第二十號感化院生懲戒規定を制定した。今左に縣の定むる所を掲げて参考に資しよう。

○ 熊本縣代用感化院規則 (明治四十二年縣令十八號)

第一條 代用感化院ハ感化法ニ依リ設置シ院生ヲ感化教養スルヲ以テ目的トス

第二條 行政廳ニ於テ感化法第五條第一號ニ該當スベキ者ト認メ同法第十條ニ依リ提出スル具申書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 本人ノ住所氏名、年齢、經歷、操行現在ノ境遇等ニ關スル調書
- 二 本人ニ對シ親權ヲ行フ父母又ハ後見人アル場合ハ其ノ住所氏名、身分、職業、資産、經歷、操行等ニ關スル調書

三 戸籍謄本

感化法第五條第二號第三號ニ依リ提出スル入院願書ニハ其ノ入院ヲ必要トスル事由ヲ詳記シ具ツ戸籍謄本ヲ添付スベシ

本條ニ依リ提出スル入院具申書入院書ハ代用感化院長ヲ經由スベシ

代用感化院長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ付シ速ニ知事ニ進達スベシ

第三條 入院命令書ハ感化法第五條第一號該當者ニアリテハ取扱行政廳同條第二號第三號該當者ニアリテハ親權者

又ハ後見人ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

第四條 代用感化院長ニ於テ感化法施行規則第一條第四項ノ通知ヲ受ケタルトキハ入院命令書指定ノ期間内ニ引取ノ手續ヲナスベシ

前項ノ手續ヲ了シタルトキハ代用感化院長ハ直ニ所轄行政廳ニ通知スベシ

第五條 代用感化院長ニ於テ感化法第七條ニ依リ假退院ヲ爲サシムベキ者ト認ムルトキハ其ノ事由並遵守セシムベキ事項ヲ具シ知事ニ上申スベシ

知事ニ於テ假退院ヲ命ズルトキハ遵守事項ヲ指定シ假退院命令書ヲ發シ代用感化院ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

前項ニ依リ假退院命令書ヲ交付シタルトキハ代用感化院長ハ其ノ寫ヲ添ヘ感化法第二號第三號該當者ニアリテハ親權者又ハ後見人ニ之ヲ通知スベシ

第六條 代用感化院長及前條ノ通知ヲ受ケタル親權者、又ハ後見人ハ本人ノ操行等ヲ監視シ親權者又ハ後見人ニ在リテハ毎月其ノ狀況ヲ假退院命令書指定ノ事項ニ違背シタルモノト認ムルトキハ直ニ代用感化院長ニ通報スベシ

代用感化院長ニ於テハ前項ノ通報ヲ調査シ假退院命令書指定ノ事項ニ違反シタリト認ムルトキハ意見書ヲ添ヘ知事ニ進達スベシ

第七條 感化法第五條第一號該當者ノ假退院者ハ代用感化院長之ヲ監視シ復院ノ必要ヲ認メタルトキハ遲滞ナク知事ニ具申スベシ

第八條 假退院者中知事ニ於テ復院ノ必要ヲ認ムル者アルトキハ復院命令書ヲ發シ代用感化院長及親權者又ハ後見人ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

第九條 入院者ニシテ在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ其ノ成績調書ヲ添ヘ知事ニ具申スベシ。

第十條 感化法第十二條ニ依リ提出スル退院願書ハ代用感化院長ヲ經由スベシ

前項書類進達ニ付テハ第二條第四項ノ例ニ依ル

第十一條 知事ニ於テ退院ヲ命ジ又ハ退院ヲ許可シタルトキハ退院命令書ヲ發シ代用感化院長ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス但シ退院許可ノ場合ニ在リテモ願人ニ對シ別ニ許可書ヲ交付ス

前項ノ退院命令書を交付シタルトキハ代用感化院長ハ所轄行政廳及親權者又ハ後見人ニ通知スベシ

第十二條 感化法施行規則第六條ニ依リ代用感化院長ヨリ提出スル縣外委託教化ノ認可申請書ニハ左記調書ヲ添付スベシ

一 本人ノ成績調書

二 被委託者公私ノ施設ナルトキハ其ノ位置、名稱、業務ノ狀況代表者ノ住所氏名、身分職業、私人ナルトキハ其ノ住所、氏名、身分、職業、資産、經歷、操行等ニ關スル調書

第十三條 代用感化院長ニ於テ在院者ヲ公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ施サシメ又ハ學務ニ就カシムルトキ若クハ之ヲ止メタルトキハ親權者又ハ後見人ニ通知スベシ

一 本則第四條ニ依リ入院シ又ハ第八條ニ依リ復院シ又ハ感化法施行規則第六條ニ依リ委託ヲ爲シ若クハハ之ヲ止メタルトキ、

二 感化生ノ退院、死亡、逃亡若クハ逃亡者復院シタルトキ

第十五條 代用感化院長ハ庶務細則其ノ他ノ諸規則ヲ定メ知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ施行スベシ。

○ 熊本縣代用感化院生懲戒規程 (縣令第二十號)

院長ノ教化ハ徳義ノ制裁ニ依ルベシト雖モ必要アル場合ハ左ノ懲戒ヲ加フルコトヲ得

一 休憩時間ヲ與ヘザルコト但三時間以内トス

二 一室ニ直立又ハ端座セシムルコト 但六時間以内トス。

三 特ニ洒掃ヲ爲サシムルコト

四 祝典儀式等ノ際特ニ席次ヲ降下スルコト

五 特待ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコト

なほ縣としては右に對して年々四千五百圓宛を補助することにした。此の縣費補助は本園の主なる財源であつて、之に因つて本園は經營上の安定を得たのである。凡そ徳化は本園の使命である。茲に育まれた青少年は、清明仁慈の露に濡はされて、如何ばかりか人類としての幸福を得つゝあることであらう。又これを社會的一面より考ふれば、此の感化院が齎らす社會的福祉は消極的ながらも蓋し多大であるといはなければならぬ。

第九節 學校衛生

甲 全國狀況

一 種痘法の公布 明治四十二年四月、種痘法が公布せられた。之は固より一般的のものであるが、而し學校長としても勵行監督の義務が負はされてゐる。即ち學校長は未成年の生徒に對して種痘を受けしめ、又は其の保護者をして其の義務を勵行せしめる義務があることになつてゐる。

二 學校生徒の飲酒取締 明治四十二年九月學校生徒の飲酒取締が文部省から訓令せられた。之は教育上取締を要することは勿論である。訓育の目的を貫徹せしめ様とするには一層家庭と學校との連絡を保ち、教育の効果を完うすべく努むることが必要である。

三 小學校教員疾病療治料の給與 大正三年十二月に「教育基金令」が公布された。其の中に其の使途が明示されてゐるが、その一項として「公立小學校教員の疾病療治料」といふのがある。之に關し別に其の給與準則が文部省令を以つて大正四年四月に公布されてゐる。それに依れば公立小學校正教員にして兒童衛生上特に考慮を要すべき疾病に罹り休職を命ぜられたる者には勤績年數其他の事情を斟酌し百圓以上貳百五十圓以下の疾病療治料を給し、若し同一の事情で退職になつた場合は同じく勤績年數其他の事情により貳百圓以上四百圓以下の疾病療治料を給することとなつてゐる。其他准教員、代用教員にもそれ〴〵額を定めてある。

此のことは一面に於ては平素薄給に甘んじて國家の爲に心身を勞し遂に病氣にかゝりたる小學校教員に對する特別恩典とも解せられるが、他面又特に幼弱なる兒童を收容する小學校に於いて特に衛生上に留意したる結果とも解される。國家が如何に第二の國民の健全なる發育に對して深甚の考慮を施してゐるかがわかる。

四、學校醫設置の狀況 衛生思想の發達につれて學校醫の設置も漸次増加して來た。其の狀況を次に示す。

年次	小學校	師範學校	中學校	高等女學校	甲乙種實業學校	實業補習學校	盲啞學校	各種學校
明治四十年	10,533	6	39	104	330		14	31
四十一年	11,032	7	35	110	333		16	31
四十二年	11,758	7	32	131	433	115	27	33
四十三年	12,957	8	32	124	400	111	2	33
四十四年	13,431	8	33	177	410	112	2	33
大正元年	13,965	8	34	233	426	123	4	37
二年	14,454	8	34	245	437	131	4	47
三年	14,810	9	34	255	439	153	4	53
四年	15,097	9	34	269	450	156	4	54
五年	15,393	9	34	282	471	204	5	57
六年	16,165	9	34	294	482	243	5	57
七年	17,330	9	35	322	493	326	6	59

乙 本縣狀況

本期の學校衛生はいよゝ實動期に入り戦後の教育經營上体育と相俟ちて正に一大躍進の時代である
 一 本縣學校衛生主事新設 縣は從來警察醫をして、縣下各學校につきトラホーム調査其他學校衛生

上の進展に寄與せしめて居たが大正五年に至り新に専務の學校衛生主事を特設して實務に當らしめ、縣下學校衛生の調査をなし、又郡市學校醫會等の指導をなさしめ、一層學校衛生の改善を圖り、進んで兒童身體検査結果の利用に力め、体操科教授の改善と共に兒童身體の矯正助長の策を講ずることにした。本縣學校衛生主事は全國第五位の古き歴史を有し他に先鞭を付した譯で、本期間は全國に餘り多數はなかつたのである。

二 指定醫及學校醫の設置狀況

1 郡市指定醫設置 大正二年七月肺結核防遏の方法として、小學校教員並幼稚園保姆の檢定出願に對し、肺の健否を検査施行する様其筋の訓令があつたので其趣旨に基き、醫師の検査を嚴密公正にするため、郡市長の指定する醫師につき、小學校令施行規程により差出すべき身體検査書を調製せしむることとに縣訓令が發せられた。併し大正六年縣に學校衛生主事を置かれて後は自然其必要もなくなつた。

2 本期内に於ける縣内小學校醫設置調 本期内に於ける左表學校醫設置狀況調を見るに縣内大凡普及し居るに何故か未だ阿蘇郡のみが手遅れとなつてゐる様である。

○ 熊本縣内小學校醫設置調 (明治四十三年二月調)

郡市名	學校數	學校醫ヲ設置シタル學校數	學校醫ヲ設置セサル學校數	郡市名	學校數	學校數ヲ設置シタル學校數	學校醫ヲ設置セサル學校數
熊本市	一二	一二		下益城郡	三二	三〇	二

飽託郡	五七	四〇	一七	宇土郡	一六	一四	二
玉名郡	六三	五九	四	八代郡	四四	二二	二二
鹿本郡	四五	三四	一一	葦北郡	三五	二六	九
菊池郡	四五	一六	二九	球磨郡	四三	二四	一九
阿蘇郡	六六	一〇	五六	天草郡	七五	六二	一三
上益城郡	四五	四二	三	計	五七八	三九一	一八七

備考 學校數ハ明治四十二年六月現在

三 學校醫の活動

- 1 郡市學校醫會の設立 縣は各郡市に學校醫會設立を勸奨して、一齊に活動の氣勢をを上げ、又本縣學校衛生施設計劃を立て、詳細に亘り方針を定め、統一ある實動を期することに努めた。
- 2 學校醫他府縣視察 縣に學校衛生主事を置かれ、各郡市學校醫の設置も亦概ね普及し、大に實動の機運に到達したので、縣は尙採長補短の實を挙げ更に効果を收むべく相當の費用を投じて中央都市或は先進地の狀況を視察せしめ、縣下學校衛生の向上發展に資するため數人學校醫を出張せしめた。
- 3 本期に於けるトラホーム患者調 本期内に於ける左表小中學校トラホーム患者狀況調を見るに當

時學校醫も相當普及し随つて本病に對する理解と之が豫防及治療等必ずや適當の實動ありしにも拘はらず尙未だ斯く多數の患者を示すは國民保健上誠に遺憾である。
 縣は左記トラホーム豫防心得を告示して勵行せしめ之が撲滅に努めた。

○ 熊本縣下小學兒童トラホーム患者調 (明治四十二年四月現在)

郡市名	性別	在籍兒童數		患者數		兒童數ト患者數トノ百分比	全上男女百分比	全治患者數	新患者數
		尋常科	高等科	尋常科	高等科				
熊本	女男	三、三六三	三、〇三六	五七	四〇六	一、〇八	二六、七	三三	三九〇
飽託	女男	九、五〇三	八、六三六	一、三六〇	四六五	一、〇八	二四、七	三三	二八七
玉名	女男	八、九〇七	七、九五六	一、三〇〇	四六五	一、〇八	二四、七	三三	二八七
鹿本	女男	七、九〇七	七、九五六	一、三〇〇	四六五	一、〇八	二四、七	三三	二八七
菊池	女男	五、二〇〇	四、七〇〇	五五九	二八八	一、〇八	二四、七	三三	二八七
阿蘇	女男	五、三〇三	四、五〇三	七四〇	二七六	一、〇八	二四、七	三三	二八七
宇土	女男	二、九三三	二、六九九	二九〇	九六	一、〇八	二四、七	三三	二八七
上益城	女男	五、二三六	四、五九一	六三六	二四四	一、〇八	二四、七	三三	二八七
下益城	女男	四、九一四	四、五八八	七五七	二六九	一、〇八	二四、七	三三	二八七

○ 縣立學校及高等女學校トラホーム患者調

郡市名	性別	在籍生徒數	患者數	生徒數ト患者數トノ百分比	學校名	在籍生徒數	患者數	生徒數ト患者數トノ百分比
八代	女男	六、三三二	五七	六、八四八	熊本農業學校	二四四	二三	九、四三
葦北	女男	四、二二四	一〇〇	五、四四七	阿蘇農業學校	一一〇	三七	三〇、八三
球磨	女男	四、九三九	二〇	四、四六〇	阿蘇農業學校	一一〇	三七	三〇、八三
天草	女男	一三、三三八	一五	一三、九四三	球磨農業學校	一一五	一六	一三、九一
合計	女男	七六、〇八一	三、五八一	七六、〇八一	球磨農業學校	一一五	一六	一三、九一

學校名	在籍生徒數	患者數	生徒數ト患者數トノ百分比	學校名	在籍生徒數	患者數	生徒數ト患者數トノ百分比
師範學校(男)	四一六	二八	六、七三	熊本農業學校	二四四	二三	九、四三
全(女)	一、二六	四	三、一七	阿蘇農業學校	一一〇	三七	三〇、八三
中學濟々	八〇〇	四六	五、七五	球磨農業學校	一一五	一六	一三、九一
熊本中學校	六〇〇	一三	二、一〇	商業學校	四〇〇	一三〇	五七、五〇
八代中學校	三九四	五	一、三〇	工業學校	二〇〇	三二	一六、〇〇
鹿本中學校	三九九	八	二、一八	高等女學校	五二二	八一	一五、八二
玉名中學校	三八九	五	一、三〇	郡立高等女學校	一九三	七	三、六三
天草中學校	二〇八	一	〇、四八	合計	五、一一六	八三五	一六、三二

○ 告諭第一號

トラホーム病毒ハ其傳播スルヤ極メテ隱微ノ間ニ於テシテ而モ頗ル迅速ナリ之ヲ一昨四十二年ニ於ケル徵兵検査並ニ各學校ノ調査成績ニ徴スルニ縣立各學校及郡立高等女學校生徒検査總數五千拾六人中トラホーム患者八百三十五人(百分比例二九、三三)各小學校生徒検査總數十五萬九千八百十五人中患者數四萬六千三百四十二人(百分比例二九、一三)ヲ算シ又徵兵検査ノ結果ハ更ニ甚シク檢丁總數一萬〇四百七十六人中實ニ三千三百九十二人(百分比例三二、三八)ノ多キヲ示セリ今ニシテ之カ豫防撲滅スルニアラスンハ晉ニ一身ノ禍因タルノミナラス縣勢ノ消長ニ關スル所亦頗ル大ナリト云ハサルヘカラス今茲ニ豫防心得ヲ公布ス縣民克ク此意ヲ体シ豫防治療ノ道ニ於テ遺憾ナキヲ期スヘシ

明治四十四年四月六日

熊本縣知事 川 路 利 恭

○ トラホーム豫防心得

トラホームは傳染性眼病の中にて最も恐るべく忌むべき病なり。其發來多くは徐々なるが故に、初めに於て患者自ら之れに氣付くこと稀れにして、進みて眼に異常と感ずる頃には、最早病は余程進める時期なり。則ち何人も其發來に油斷し易き病なり。しかも其傳染力強くして、若し一家族中に一人の患者を生ずれば、不知不識の間に家族全部を犯すべし。諸家の試験によれば、病毒眼に入りてより凡そ七日許りにしてトラホームとなると云ふ。則ち割合に早く發病する病なり。而して、此の病は初期に於て治療を施せば、容易に全治すと雖、これを等閑に附し置くとときは、遂には種々の病症に變化し、甚しきは盲目となるべし。則ち悔り難き病なり。人に油斷させ易くして傳染力強く、しかも遂には失明する恐あるに至りては、實に危險至極にあらずや。(以下略)

四 設備の督勵

1 劇毒藥貯藏方法 大正八年一月縣は通牒を發し、實驗消毒等に用ふる劇毒藥の貯藏方法について訓示する處があつた。其概要は從來保管の方法宜しきを得ざる爲め、不測の禍害を招く事が尠くない。爾今毒藥は必ず鎖鑰を備へたる場所に、劇藥は他の藥品と區別して貯藏し、且又劇毒藥の出納については一定の帳簿に記入して之を明かにし、本縣學校衛生主事其他の視察時には其適否の監察を乞ふべしとのことであつた。

2 小學校に設備すべき体操器械 本期に於て學校衛生と体育と相俟ちて其目的を達成すべく体操科教授の改善に留意した。随つて本科教授上縣は其の標準として左記小學校に設くべき体操器械の種類及數量を示して之に據らしむることにした。

○ 小學校ニ設備スヘキ体操器械ノ種類及數量

- 一 並行水平棒又ハ水平棒
 - 學校ニ於テ最モ多キ學級兒童數ノ十名ニ對シテ一間宛ノ設備ヲ要ス
 - 例ヘハ學校ノ最大多數ノ學級兒童ガ六十名トスレバ六間造ルガ如シ(一間ハ十二尺)
- 一 跳箱
 - 學校七學級迄ノ學校ニ於テハ二個ヲ設備シ八學級以上ノ學校ニアリテハ四個ノ設備ヲ要ス
 - 一 平均台
 - 學校ニ於テ最モ多キ學級兒童數ノ十名ニ對スル一本宛ノ設備ヲ要ス

- 一 肋木 附腰掛
 學校ニ於テ最モ多キ學級兒童數ノ十六名ニ對スル貳間宛ノ設備ヲ要ス
 但シ腰掛ハ肋木貳間ニ付テ八個ヲ要ス
- 一 鐵棒
 學校七學級迄ノ學校ニ四間ヲ設備シ八學級以上ノ學校ニ在リテハ六間ノ設備ヲ要ス
 吊棒又ハ吊繩
 學校ニ於テ最モ多キ學級兒童數ノ四名ニ對シテ一本宛ノ設備ヲ要ス

○ 設備上ノ注意

- 一 器械ノ寸法及位置ハ別冊「体操器械設計詳圖」ニヨル
- 一 並行水平棒又ハ水平棒、跳箱、平均台、肋木ヲ第一期ノ設備トス
- 一 鐵棒、吊棒、吊繩ノ設備ヲ第二期ノ設備トス
- 一 各種ノ器械ヲ標本的ニ一、二個宛作ルハ体操教授上時間ヲ徒費シテ効果少ケレバ經費ノ都合ニヨリテハ一器械ノ完成ヲ待テ漸次他ノ器械ヲ作ルベシ
- 一 跳箱ノ先ニ深サ一尺ノ砂ヲ盛リテ危險ノ患ナキ様設備スベシ
- 一 以上ノ既設ノ學校ニアリテハ其不足ノ分ヲ増設スベシ
 熊本市ニ於ケル躰操器械價格概算(略)

五 學校衛生研究氣運の作興

- 一 体育號の發刊 大正六年一月本縣教育會報を体育號として發刊した。

時恰も歐州戰亂の教訓は時々刻々に教育界を刺激しつゝある場合で、世界の競争場裡に起つて、國運の發展を期するには先づ國民の元氣を作興し、体力の増進を圖ることが最も急務とした時代である。

時の縣官自ら筆を取りて、体力増進の必要を高唱し、一般教育者よりは体育論に學校体操に若くは体育思潮等に意見を發表せしめて、大に体育熱の向上に努めた。

2 學校衛生號發刊 統計から見た吾國民死亡率の増加は頗る憂慮すべきものがあつた。國民の健康動もすれば危殆に瀕せんと絶叫する者さへあつた。學童青年の衛生保健は實に國家の一大急務である。そこで大正六年七月本縣教育會報を學校衛生號として發刊し、學校衛生の全般に亘り廣く關係各方面の寄稿を求め、教育者並其他の衛生思想の普及徹底に力を盡した。

3 本縣教育會報に學校衛生欄の特設 大正六年八月より熊本縣教育會報に學校衛生欄を特設して、學校衛生について權威ある學者の學說や意見を掲載し、一般の參考に資し、又相互間に其意見發表の機關として、教育者の學校衛生に對する智識の普及向上に努めた。

當時掲載せられた主なる題目を採録すれば左の通りである。

- 一 齒牙衛生の鼓吹
- 二 兒童結核の弱期に現なる病狀と其診斷
- 三 兒童口腔検査報告
- 四 小學校兒童の掃除問題
- 五 骨格關節の解剖と運動との研究
- 六 貧困兒童學校給食について
- 七 熊本市低能兒教育と夏季生活實施案

要するに本期は戰後經營の一眼目として銳意努力を學校衛生の改善に致し、新に學校衛生主事を設置

して各方面に活動せしめ、縣内各學校醫との連絡を圖り、統一ある實動をなし、又体育的施設としては体操科教授の刷新に努め、以て体力助長の方法を講じ、其他實施上萬全を期するため、熊本縣學校衛生施設計畫を樹立して諸般に亘り詳細なる要項を定め系統的に實動して其効果を收めた。
左に其施設計畫を掲げて参考に資することにした。

○ 熊本縣學校衛生施設計畫

甲 校舍及設備衛生

一 校舍及校地

- イ 校舍ノ大サ位置及方向ニ關スル調査
- ロ 教室廊下階段昇降口其他ノ設計ニ關スル調査

- ハ 校地ノ大サ地形地質等ニ關スル調査
- ニ 校地ト周圍ノ情況及樹栽ニ關スル調査
- ホ 飲料水及井戸ニ關スル調査
- ヘ 照輝換氣暖室ニ關スル調査

二 内部設備

- イ 机腰掛ニ關スル調査
- ロ 痰壺及塵埃籠等ニ關スル調査
- ハ 窓上欄窓日覆及備付寒暖計等ニ關スル調査

三 外部設備

- ニ 黑板白墨等ニ關スル調査
- ホ 教育品及文房具ニ關スル調査
- ヘ 備付醫療機具藥品ニ關スル調査
- イ 便所構造及手洗器ニ關スル調査
- ロ 便所ノ掃除及防臭消毒藥
- ハ 湯吞所洗面所手及足洗所
- ニ 掃除用具ノ構造及置場所
- ホ 病室ノ設計ニ關スル調査

四 体育設備

- イ 運動場ノ大サ及其衛生的設備
- ロ 運動器具ノ整頓設備ニ關スル調査
- ハ 運動場撤水用具

乙 教授衛生

ニ 運動場飛塵防止ニ關スル調査

イ 通學路程ニ關スル調査

ロ 授業始終時刻ニ關スル調査

ハ 學科目ノ衛生的關係ニ關スル調査

ニ 時間割ノ研究並ニ午前及午後ノ課業ニ於ケル衛生上ノ關係ニ關スル調査

ホ 男女合級並兒童生徒員數ニ關スル調査

ヘ 學年ト授業時間數トノ關係調査

ト 休憩時間ニ關スル調査

チ 家庭復習並準備教育ニ關スル調査

リ 懲罰並ニ試験ニ關スル調査

ヌ 定期休暇ニ關スル調査

ル 思春期ニ關スル調査

ヲ 低能兒不良兒等ノ特別教育ニ關スル調査

丙 増強法(体育)

イ 兒童ノ衛生的教育ニ關スル調査

ロ 營養、衣服、睡眠ニ關スル調査

ハ 日光浴、深呼吸、冷水摩擦、水浴等ニ關スル調査

ル調査

ニ 病弱者及強健者特別取扱ニ關スル調査

ホ 特別座席ノ證明及体操免除ニ關スル調査

ヘ 休暇ノ利用ニ關スル調査

ト 學校体操ニ關スル調査

チ 遊戲競技ニ關スル調査

リ 武術ニ關スル調査

ヌ 登山遠足旅行等ニ關スル調査

ル 散歩ニ關スル調査

ヲ 水泳ニ關スル調査

ワ 教員ノ衛生教育及体育ニ關スル調査

丁 學校醫

一 學校醫ノ活動ニ關スル調査

イ 學校醫待遇改善ニ關スル調査

ロ 學校醫服務細則ノ制定ニ關スル調査

ハ 學校醫旅費支給規程ニ關スル調査

ニ 學校醫ノ任免及之ヲ設置セサル學校ニ關スル調査

ル調査

ホ 學校醫ノ視察及選賞ニ關スル調査

- ヘ 郡市指定醫ニ關スル調査
- ニ 身体検査ニ關スル調査
 - イ 体格標準ノ制定ニ關スル調査
 - ロ 体格測定法ノ改善ニ關スル調査
 - ハ 体格、體質、体力ノ三体检査ニ關スル調査
 - ニ 身体検査施行細則制定ニ關スル調査
 - ホ 教員及使用人ノ身体検査施行方案
 - ヘ 教員採用時及檢定时ノ有効ナル検査方案
- 疾病ノ豫防治療
 - イ 營養障礙及神經衰弱ニ關スル調査
 - ロ 視力及聽力障礙ニ關スル調査
 - ハ 齒牙及耳鼻咽喉ノ疾病ニ關スル調査
 - ニ 麻疹、百日咳、流行性感胃等ノ豫防撲滅ニ關スル調査
 - ホ 其他ノ傳染病ノ豫防撲滅ニ關スル調査
 - ヘ 肺結核豫防撲滅ニ關スル調査
 - ト 脊柱彎屈及皮膚病ニ關スル調査
 - チ 腸寄生虫ニ關スル調査
 - リ 其他ノ學校病ニ關スル調査

巳 指導上

- ヌ 口腔衛生ニ關スル調査
- ル 醫療、体操ニ關スル調査
- ヲ 小使厨夫給仕等ノ疾病ノ豫防治療ニ關スル調査
- ワ 就學免除及不就學兒童ニ關スル調査
- カ 疾病療治料給與後ノ健康狀態ニ關スル調査
- 一 學校醫會、講習會、講演會開催ニ關スル調査
- ニ 學校醫會開催ニ關スル調査
- イ 學校醫、學校長及學校管理者ヨリ成ル郡市學校衛生會ニ關スル調査
- ロ 學校醫ノミヨリナル學校衛生研究會ニ關スル調査
- ハ 縣學校醫大會又ハ郡市代表者ヨリナル縣學校醫會ニ關スル調査
- ニ 縣立學校醫會及協議會ニ關スル調査
- ホ 指定會合開催ニ關スル調査
- 二 講習會開催ニ關スル調査
- イ 學校長學校衛生講習會開催ニ關スル調査

- ロ 學校衛生主任教員講習會ニ關スル調査
- 三 講演會展覽會
 - イ 縣郡市町村主催講演會
 - ロ 學校衛生展覽會
 - ハ 体格展覽會
- 二 縣教育會ノ連絡利用ニ關スル調査
 - イ 學校衛生部ノ獨立ニ關スル調査
 - ロ 參考品ノ陳列ニ關スル調査
 - ハ 模範的運動器具ノ設備ニ關スル調査

三 其他

- ニ 學校衛生號ノ發行及雜誌中衛生欄ノ常設ニ關スル調査
- イ 學校備付帳簿統計書票ニ關スル調査
- ロ 學校衛生主任者ノ設置ニ關スル調査
- ハ 幼兒ノ健康保護ト學校衛生トノ連絡ニ關スル調査
- ニ 補習、壯丁教育ト學校衛生ニ關スル調査

第十節 社會教育

甲 全國狀況

一 通俗教育調査委員會設置 本會の設置は社會教育の制度史上に特筆さるべきことであらう。從來此の方面に於ては組織立つた計劃指導、統制の機關がなかつたのであるが、本會の設置によつて初めて社會教育に組織的に手が着けられることになつた。この設置は明治四十四年五月の官制公布によるもので、其の事務の内容は

第一部 讀物の編纂、懸賞募集並びに通俗圖書館、巡廻文庫、展覽事業に關すること
 第二部 幻燈の映畫及活動寫眞のフィルム、選擇、調製、説明書の編纂等に關すること
 第三部 講演會に關する事項並びに講演資料の編纂及び他部に屬せざること

となつてゐる。本會は經費の都合によりて大正二年六月廢止された。

二 通俗圖書認定規程等 右の委員會が廢止されると同時に「通俗圖書認定規程」及び「幻燈映畫及び活動寫眞フィルム認定規程」を公布し、之によつて曩の委員會が認定事務をとつてゐたのに代る規程とした。此の規程により認定されたものは「文部省認定」の文字を記入して一般公開をなすことを得しめた。

三 圖書館に關すること 明治四十三年六月に圖書館令が一部改正され、同時に施行規則が公布された。尙同二月に文部大臣は訓令を發して圖書館の設備特に健全有益なる圖書の選擇に就き論し、更に詳細なる注意事項を示して圖書館の健全なる發達を促す所があつた。

本期に於ける圖書館發達の狀況を左に示す。

年次	圖書館數	圖書冊數	閱覽人員
明治四十年	一五一	一、六一六、四〇一	一、〇三〇、六四八
全 四十二年	二〇〇	二、〇一七、九七三	一、三七五、四五五
全 四十三年	二八一	二、二七一、九三五	二、〇四八、一二五
全 四十三年	三七一	二、六四五、二六四	二、四四五、七一九

年次	圖書館數	圖書冊數	閱覽人員
全 四十四年	四四五	二、七五〇、二〇五	二、九五〇、三七七
大正元年	五四一	三、〇五〇、六〇二	三、九五四、一四八
全 二年	六二五	三、三五九、九九八	五、三一七、〇四三
全 三年	七〇八	三、六八九、六六七	五、七七三、八〇一
全 四年	九〇〇	四、〇五九、九七二	六、九三九、三二五
全 五年	一、〇九二	四、三二四、五八三	八、五六六、六九五
全 六年	一、二三七	四、四二〇、八四九	八、四七〇、八五一
全 七年	一、三五九	四、七七五、二六六	九、五一六、五〇四

之によつて見れば館數に於て、閱覽人員に於て本期の終りは其の始めの九倍に達してゐる。よく發達の速かさを證してゐる。

四 青年團處女會少年團の發達 青年團は各地とも青年會等と稱して其の起原は古いもので、それぞれ傳統的に慣行事項などをもつてゐるものであるが、日露戰役以後は次第に組織を改めて、或は農事の改良をはかり、或は國民教育の補習に力め、或は自治體の經營を助け、或は社會的奉仕をなす等漸次市町村に於ける有益なる機關となつて來た。世界大戰頃より當局は益々此の機關善導の必要を認め大正四年九月十五日の内務、文部兩大臣より訓令を發し、一層修養機關として指導の適切を期すべく指示した。爾來各地方とも内容の改善に力め、或は新設立を見る等大いにその面目を改めて來た。

乙 本縣狀況

一 概 說 前期に於て社會教育方面の施設稍其の緒に就き、振興の氣運漸く萌した。本期に入つてはいよ／＼其の普及を圖り一面内容充實を期する時期に到達した。政府並に縣郡の關係當局では、社會教育に關する諸般の制度を完備し、系統ある指導獎勵の下に組織あり統制ある活動を見るに至つた。各種の団体は組織を擴張し、部落は町村へ町村は郡市へと聯合統一が實現された。圖書館の如き館則を改正し館名を改め、現在の地に獨立し建物も新築され、形式内容共に充實し、社會教化の重要な一機關となつた。又青年團、處女會も設置の標準を示して其の本質を明かにし、組織の改善普及と活動の促進によつて内容の充實期へ入つた。時恰も歐洲大戰に遭遇し、思想の影響、時勢の趨向は一般社會に國力の充實を圖り國運の隆昌を期するに、社會教育振興の必要を痛感せしむるに至つた。茲に於て社會教育關係當局の指導獎勵と一般社會人心の自覺と奮起とによつて長足の進歩を見るに至つたのである。左に大正五年縣社會教育に關する施設計劃の概要を掲げて本期に於ける縣下の進展方向を窺ふ一端に資する。

○ 大正五年度縣教育施設計畫案

地方教化ニ關スル事項

- 2 通俗教育ニ關スル計畫
 - イ 猶一層社會的性質ヲ帶バシムルコト
 - ロ 其方法ヲ立案計畫スル事
 - ハ 通俗教育補助費用ノ方法ノ研究
- 1 圖書閱覽方法ノ計畫
 - イ 簡易圖書館ノ設置獎勵
 - ロ 公私立ノ圖書閱覽所ヲ圖書館令ニ準據セシムルコト
 - ト
- ニ 讀ミ物ノ指導
 - 4 教育ノ改善計畫
 - イ 地方ニ適切ナル民育ノ計畫
 - ロ 民育ノ活動ヲ盛ナラシムルコト
 - ハ 民育ニ關スル諸団体ノ調査整理
 - 3 青年會ノ指導
 - イ 青年團設置準則改正
 - ロ 青年團活動方法ノ計畫
 - ハ 青年會ノ選獎

ハ 巡回文庫ノ指導

二 圖書館

前期では熊本縣物産館圖書館の外見るべきものが無かつたが、本期に入つては時勢の進展と、政府、縣當局の指導獎勵と相俟つて目醒しき發展を見たのである。本期の初頭明治四十三年文部省は圖書館の設置普及に關して訓令し圖書館設立に對し注意を與へて獎勵してゐる、縣も亦明治四十五年縣立熊本圖書館の制定をし、大正五年には公私立圖書館準則を示し其後更に一町村一館主義を懲應した。また社會教育の指導獎勵の任にある郡市視學會では毎年、簡易圖書館、巡回文庫の設置につき、協議を重ねて努力してゐる。

この結果各地方でも郡教育會、青年團等の力によりて又日露戰役の記念、個人の寄附等によりて圖書館の設置が續出した。一般社會の之れを利用する事も激増して、社會教化の文化の進展に貢献する所となつた。以下本期に於ける狀況を述べる事にする。

1 圖書館設置獎勵 文部省は本期の初め明治四十三年二月圖書館設置に關して訓令を發し、特に注意を要すべき事項を掲げて、大體の標準を示した。其の内容は左の如くである。本縣に於ても訓令に先んじ、明治四十二年頃より簡易圖書館の設置を獎勵してゐる。同年行はれた郡視學會議に縣は圖書館は講演會、博物館と共に學校以外の教育機關中最主要なるもので、民衆智徳の修養に多大の貢獻をなすものであるから先づ簡易なるものを設置して、漸次發達を企圖するやうに簡易圖書館の設置を獎勵した。文部省の訓令並に注意は設置の普及を一層促進したのである。

○ 文 部 省 訓 令

中雜專一三九號

曩ニ圖書館令ノ發布セラレシヨリ以來公立圖書館ノ設置漸ク多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜ブベキ現象ナリトス然レトモ此等圖書館ノ内容ヲ視察スレハ往々施設未タ其宜シキヲ得サルモノナキニアラス依テ茲ニ圖書館ノ施設ニ關シ特ニ注意ヲ要スル事項ヲ掲ケ以テ大體ノ標準ヲ示サントス

圖書館ノ施設ハ規模ノ大小ニ應シテ取捨斟酌宜シキヲ得サルヘカラス近時各地方ニ於テ設立セラル、通俗圖書館又ハ小學校ニ附設スル圖書館ノ類ハ施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及ヒ家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ其効益尠少ニ非サルヘシ而シテ此類ノ圖書館ニ在テハ健全有益ノ圖書ヲ選擇スルコト最肝要ナリトス故ニ成ルヘク其施設ヲ簡易ニシ主トシテ力ヲ有益ナル圖書ノ蒐集ニ用ヒシメンコトヲ要ス若シ夫レ相當ノ資力ヲ有シ完全ナル圖書館ヲ設立セントスルモノニ在リテハ地方ノ實況ニ應シテ成ルヘク此標準ニ準據シテ適當ノ施設ヲ爲サシメ以テ十分ノ效果ヲ收メントコトヲ期セシムヘシ

右 訓 令 ス

文 部 大 臣 小 松 原 英 太 郎

明治四十三年二月三日

熊 本 縣 知 事 川 路 利 恭 殿

○ 圖書館ニ關スル注意事項

- 一 圖書館ハ學術研究ニ資スルト共ニ一般公衆ノ讀書趣味ヲ涵養シ其ノ風尙ヲ高メ其智徳ヲ進ムルノ用ニ供スルモノナレハ圖書館ノ種類目的ニ應シ適當ニシテ有益ナル書籍ヲ選擇蒐集センコトヲ要ス通俗圖書館ニ在リテハ殊ニ然リトス依テ其蒐集スヘキ書籍ハ勿論其ノ寄贈ニ係ルモノ、如キモ一般公衆殊ニ青年兒童ノ閱覽ニ供スヘキ雜誌類ニ就キテハ十分取捨選擇ニ注意シ最モ健全ニシテ有益ナルモノヲ選ミテ閱覽用ノ書目ヲ調製スヘシ
- 一 數箇ノ圖書館ヲ有スル地方ニ於テハ成ルヘク毎年各圖書館主任者ノ會議ヲ開キ其閱覽ニ供スヘキ圖書ノ種目ニ關シ標準ヲ議定スルヲ可トス
- 一 圖書館ハ單ニ其地方ニ古來存在セル古書類ヲ收容シ又ハ寄贈ヲ受ケテ之ヲ閱覽セシムルニ止マラス常ニ有益ナル新刊圖書ノ増加ヲ圖リ館内ニ於テ閱覽ニ供スルハ勿論廣ク館外ニ貸出シ稍規模ノ大ナル圖書館ニアリテハ或ハ分館ヲ設ケ或ハ巡回文庫ノ制ヲ立ツル等成ルヘク地方一般ノ書籍ノ供給ヲ圖ランコトヲ要ス
- 一 圖書館ハ一般公衆ノ智識ヲ進メ修養ニ資スベキハ勿論ナリト雖特ニ學校ト家庭ト相俟テ教育ノ效果ヲ收ムルコトニ務メ或ハ學校ト聯絡シテ教員ノ學科教授上ニ於ケル參考ニ供シ或ハ家庭ニ對シテ其ノ子弟ノ閱覽スヘキ健全ナル良書ノ標準ヲ示シ以テ子弟ヲシテ幼時ヨリ陋劣ナル書籍ヲ手ニセサルノ習慣ヲ養成セシムヘシ
- 一 圖書館ハ土地ノ情況及讀者ノ種類ニ應シ適切ナル圖書ノ選擇ヲ爲サ、ルヘカラス例ヘハ工業地ニハ工業ニ商業地ニハ商業ニ農業地ニハ農業ニ關シ各必要ナル圖書ノ供給ヲスルガ如シ又其ノ所在地方ニ關スル圖書記録類並ニ其

ノ地方人士ノ著述ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス

一 圖書館ヲ建設セントスルニ方リテ府縣廳所在地其他稍々大ナル市街地ニ在リテハ其ノ敷地ハ主トシテ交通、風教衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最モ適當ナル場所ヲ選ヒ其建築ハ閱覽、管理、衛生上ノ便ヲ圖リ力メテ外觀ノ虚飾ヲ去リ質素堅牢ヲ旨トスヘシ而シテ土地ノ情况ニ依リ圖書館ノ敷地ヲ交通ノ便ナル所ニ求メ難キトハ分館又ハ巡回文庫ノ制ニ依リ其ノ欠點ヲ補足スルヲ可トス

一 圖書館ノ設備ハ概ネ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ簡易ナル圖書館並小學校等ニ附設スルモノハ此ノ例ニ依ルコトヲ要セス

一 圖書館ハ閱覽室、書庫及事務室ヲ區分スルヲ可トス其他地方ノ必要ト經費ノ多少トニ應シ成ルヘク兒童室、婦人室、特別閱覽室、休憩室、製本室、使丁室等ヲ設クルヲ便トス

一 閱覽室ノ構造ハ主トシテ通風及採光ニ注意スヘク書庫ハ成ルヘク煉瓦造又ハ土藏造トシ廊下ヲ以テ閱覽室ニ接続セシメ點燈其他必要已ムコトヲ得サルノ外火氣ヲ其ノ内ニ入レサルヲ可トス書庫ノ天井ト床トノ距離ハ九尺乃至十尺トシ書函ト側壁トノ間隔及書函ト書函トノ間隔ハ共ニ約貳尺五寸トシテ之ヲ通路ニ充ツルヲ可トス

一 器具ハ閱覽室用桌子、椅子、圖書出納臺、牌子目錄函、辭書臺、貸出目錄函ノ類ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルベク具備スルヲ可トス

一 帳簿目錄類ハ事務用トシテ圖書原簿、函架目錄、事務用牌子目錄、貸出牌子目錄等ニシテ閱覽用トシテ件名目錄洋書著者目錄、同分類、和洋書書名錄、同分類ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス而シテ目錄類ハ原簿、函架目錄ノ類ヲ除クノ外成ルヘク一般ノ牌子式ニ依リ帳簿記入式ニ依ラサルヲ便トス

2 公私立圖書館準則 縣は先きに述べたやうに、前期の終り頃から圖書館の設置を獎勵して來たが時勢の進運に伴ふて一般公衆の讀書趣味を養ひ、智徳を進むるの必要は益々急を告げ此の機關の普及を

圖る事は愈々切なるものがあつた。縣下にも圖書館の數は漸次數を加へて來たが、圖書館令に準據してゐないもの多く、監督指導に不便を來し、健全な發達を阻礙してゐた。それで大正五年に公私立圖書館準則を制定して新設又は既設の圖書館で基礎確實且設備の適當なものには、右準則に據つて館則を定め、圖書館令に依つて之を措置する様にした。

3 圖書館狀況

イ 熊本縣立熊本圖書館 本期の初頭までは、縣の物産館の一部に設置されてゐたが、其の規模狭少で一般公衆の閱覽の増加に對し、獨立したる建物によつて設備を擴張する必要に迫つた。茲に於て明治四十三年に現在の地に改築に着手し、翌年四十四年に竣工した。これで始めて都市に於ける圖書館の面目を備ゆることが出來たのである。明治四十五年三月卅一日には本館規則が制定せられ、熊本縣立熊本圖書館と改稱して名實共に本縣内圖書館の權威をなすに至つた。左に本規則を掲げて内容狀況を紹介する。

○ 熊本縣立熊本圖書館規則 (四十五年三月三十日)

第一章 總 則

第一條 本館ハ博ク内外古今ノ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供スルヲ以テ目的トス

第二條 本館ノ閱覽時限ハ左ノ如シ

一月、二月、三月、十一月、十二月、開館午前九時、閉館午後五時

四月、五月、六月、十月、閉館午前八時、閉館午後九時
 七月、八月、九月、晝間開館午前八時、閉館正午、夜間開館午後六時、閉館午後九時
 第三條 本館ノ閉館日ハ左ノ如シ 但シ臨時ノ閉館ハ其ノ都度之ヲ揭示スヘシ

- 一 館内掃除 毎週月曜日
- 二 歳首 一月一日ヨリ全五日マテ
- 三 紀元節 二月十一日
- 四 曝書期 九月十六日ヨリ全三十日マテ
- 五 天長節 十一月三日
- 六 歳末 十二月廿八日ヨリ全卅一日マテ

第四條 本館ニ功勞アル者及館長ニ於テ必要ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス
 第五條 優待券ヲ所持セル者及館長ノ特許ヲ得タル者ハ特別室ニ於テ閲覧スルコトヲ得
 第六條 年齢十二年未滿ノ者及帶醉者其ノ他館内ノ風紀靜肅ヲ害スルノ虞アリト認ムル者ハ登館ヲ許サス 但年齢七年以上十二年未滿ノ者ノ爲メニハ別ニ兒童室ニ於テ一定ノ圖書ヲ縦覽ニ供ス

第二章 評議員

第七條 本館ノ經營ニ關シ諮問スル爲メ評議員若干名ヲ置ク
 第八條 評議員ハ知事之ヲ囑ス
 第九條 評議員ハ必要ニ應ジテ知事之ヲ召集ス

第三章 閲覧心得

第十條 本館ノ圖書ヲ借覽セントスル者ハ閲覧請求券ニ書名、冊數、函號、番號、及住所氏名ヲ記入シ掛員ニ差出シテ圖書ヲ借受ケ退館セントスルトキハ其ノ借受ケタル圖書ヲ返納スヘシ 但暫時外出ノ必要ヲ生ジタル者ハ其旨ヲ出納所ニ申出テ係員ノ承認ヲ經ヘシ
 第十一條 圖書ハ必ラス所定ノ閲覧室ニ於テ之ヲ閲覧スヘシ
 第十二條 館内ニ於テハ音讀雜誌其他喧噪ニ涉ルコトヲ許サス

第十三條 閲覧人ニ貸與スル圖書ハ同時ニ三部以内トス 但兒童ニハ一種三冊ヲ定限トス

第十四條 借覽中圖書ヲ紛失汚損又ハ毀棄シタルトキハ本館指定ノ現品若クハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム
 前項辨償ノ義務ヲ了セサル者ハ本館ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ許サス

第十五條 閲覧人ニシテ本館ノ規則又ハ揭示ニ違背シ若クハ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ直ニ退館ヲ命ジ且ツ登館ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 圖書寄贈

第十六條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ書名、員數、價格及住所氏名ヲ詳記シテ本館ニ差出シ許諾ヲ得タル上現品ヲ送致スヘシ

第十七條 寄贈ノ圖書ニハ寄贈者ノ氏名、寄贈年月ヲ標記シテ永ク其ノ好意ヲ表スルモノトス
 第十八條 圖書ノ寄贈ニ要スル運送料等ハ寄贈者ノ負擔タルヘシ 但シ時宜ニ依リ本館ニ於テ支辨スルコトアルヘシ

第五章 圖書委託

第十九條 公衆ノ閲覧ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ノ保管ヲ委託セント欲スルモノハ委託願書ニ其目錄、員數、價格及住所氏名ヲ詳記シテ本館ニ差出シ本館ノ許諾ヲ得タル上現品ヲ送致スヘシ

第二十條 委託圖書ニ對シテハ本館ヨリ受託證ヲ交付スヘシ
 第二十一條 委託圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスヘシ 但シ委託者ニ於テ特ニ指定シタルモノハ館外ニ携出セシメサルモノトス

第二十二條 委託圖書ハ委託者ノ請求ニ依リ隨時返付スヘシ 但シ本文請求ノ際受託證ヲ返納スベシ
 第二十三條 圖書ノ委託及返付ニ要スル運送料ハ委託者ノ負擔タルベシ時宜ニ依リ本館ニ於テ支辨スルコトアルベシ

第六章 圖書携出

第廿四條 熊本縣下ニ住スル左記ノ者ハ本館ノ圖書ヲ携出スルコトヲ得

- 一 本館ヨリ贈與シタル優待券ヲ有スル者
- 二 縣稅ヲ納ムル成年者ニシテ館長ニ於テ身元確實ト認メタル者
- 三 官吏公吏及官公立學校職員
- 四 滿十七年以上ニシテ前各號ノ一ノ資格ヲ有スル保證人ヲ設クル者
- 五 評議員ニ於テ紹介シタル者

館長ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ前項ノ資格ニ拘ラズ一時限り携出ヲ特許スルコトヲ得

第廿五條 本館ノ圖書ヲ携出借覽セムトスルモノハ圖書携出手續ニ依リ特許證ノ附與ヲ請フヘシ 但本館ヨリ贈與シタル優待券ヲ有スルモノハ此限りニアラズ

第廿六條 貴重ノ圖書、辭書、目錄類ハ携出ヲ許サズ其他通常ノ圖書タリトモ本館ノ都合ニ依リ携出ヲ許サザルコトアルベシ

第廿七條 圖書携出ニ關スル手續ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 巡回書庫

第廿八條 本館ニ巡回書庫ヲ設ケ各都市町村、公立圖書館又ハ公立學校ニ廻附シ閱覽ノ便ニ供スルコトアルベシ

郡市町村長、公立學校長、公立圖書館長ニ於テ巡回書庫ノ廻附ヲ受ケントスルトキハ所要圖書ノ種類又ハ書名ヲ記シテ本館ニ請求スベシ

第廿九條 巡回書庫ハ廻付ヲ受ケタル郡市町村長、公立學校長、公立圖書館長之ヲ管理シ郡市町村長ハ便宜ノ場所ニ閱覽所ヲ設ケ閱覽ニ關スル細則ヲ定メ本館ニ報告スベシ

第三十條 巡回書庫ノ使用期限ハ郡市町村及公立圖書館ニ在リテハ四ヶ月以内、公立學校ニ在リテハ一學期以内トス

第卅一條 縣下ニ設置セル私立圖書館ニシテ其管理確實ト認メタルモノニ限り設立者ノ請求ニ依リ巡回書庫ヲ廻附スルコトアルベシ

第卅二條 巡回書庫ノ廻附ニ要スル費用ハ廻附ヲ受ケタル郡市町村、公立學校、公立圖書館ノ負擔トス

第卅三條 巡回書庫ノ閱覽人ニシテ圖書ヲ紛失、汚損又ハ毀棄シタルトキハ當該管理者ハ第十四條ニ依リ之ヲ處分スベシ

第卅四條 巡回書庫取扱手續ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第卅五條 第六章及第七章ノ規定ハ當分實施セズ

巡回文庫の實施 縣は明治四十五年に本圖書館の規則を制定し、其の第七章に巡回書庫規程を定めてゐるが、これは當分實施しないと附則に掲げてゐる。此の頃までは縣下僅か二三の圖書館で、巡回文庫の實施尙早であつたと思はれる。然し次第に氣運も熟し大正三年四月には巡回書庫取扱手續を左の如く定めて實施したのである。

熊本縣立熊本圖書館規則第三十四條ニヨリ巡回書庫手續左ノ通定ム

大正三年四月三日

熊本縣知事 赤 星 典 太

巡回書庫取扱手續

第一條 本館ハ巡回書庫ノ發送又ハ交換期日ヲ定メ豫メ廻付ヲ受クヘキ縣立學校、公立圖書館ニ通知ス

第二條 縣立學校、公立圖書館ニ於テ巡回書庫ノ廻付ヲ受ケントスル時ハ廻付期日十五日前ニ本館ニ請求スヘシ 引續キ巡回書庫ノ廻付ヲ受ケントスル場合ニ於テモ前項ノ手續ヲナスニアラサレハ廻付ヲナサ、ルヘシ

第三條 縣立學校、公立圖書館ニ於テ巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタル時ハ直ニ領收證ヲ本館ニ送付スヘシ

第四條 巡回書庫ノ廻付ヲ受ケタル縣立學校、公立圖書館ニ於テハ一定ノ閱覽所ニ於テ閱覽セシムル外適當ナル方法ニ依リ携出シ閱覽セシムル事ヲ得

但閱覽所ニ於テ閱覽セシムルモノニハ閱覽請求簿ニ圖書ヲ携出セントスル者ニハ特許帶出借覽證ニ其住所氏名及所要ノ書名冊數ヲ記入セシムヘシ

第五條 縣立學校、公立圖書館ニ於テ巡回書庫ノ使用ヲ了リタル時ハ期日ヲ違フ事ナク閱覽請求簿及特許帶出借覽證ト共ニ本館ニ送付スヘク本館ニ於テ之ヲ受ケタル時ハ直ニ領收證ヲ送付スヘシ

第六條 縣立學校ニ於テ臨時必要ノ場合ハ本手續ニ依ラズ圖書携出手續第十二條ニ依リ圖書ノ廻付ヲ請求スルコトヲ得

本期間に於ける閱覽狀況 本期は前期に比して著しく充實して來た。亦期間のみを見ても明治四十一年と大正八年とを比較して實に驚くべき進展である。これ時勢の進運に伴ふ一般社會の讀書趣味の勃興と智徳修養の旺盛なる結果に外ならぬのであるが、本館が新たに建築をなし内容の充實と設備の改善を爲した事が與つて力あつたと思はれる。表に示すが如く藏書數に於ては二倍半以上に達し、入館人員も二十二倍に激増して全く隔世の感がある。左に本期間に於ける閱覽狀況を掲げて參考に資す。

累年閱覽狀況

年次	藏書數	開館日數	入館人員	一日平均	閱覽圖書數	同上一日平均
明治四十一年	一〇、六一三	二七四	九、二一三	三三	一〇、八七〇	

全	四十二年	一一、八九四	二二六	七、五二五	三三	一〇、四五七	
全	四十三年	一一、七五七	二五七	九、九二四	三八	一一、九〇六	
全	四十四年	一一、五一一	二四五	三、八八一	八九	六一、四四八	
全	四十五年	一一、六二二	二七七	五、一九八	一八五	七七、六〇三	二八〇
大正	二年	一五、八九九	二八五	八〇、〇六五	二八一	一〇六、八二九	三七五
全	三年	一六、九一〇	二七五	一〇七、六一一	三〇一	一四二、四九四	五一八
全	四年	一八、六七九	二二九	一二四、六〇四	五二一	一六四、五〇〇	五五六
全	五年	二〇、五六七	二八六	一九〇、六五九	六六七	二六二、一〇六	九一六
全	六年	二二、三一二	二八九	一九六、九六三	六八三	二七六、二五五	九二五
全	七年	二四、五七七	二八九	二〇九、四八九	七二五	二七六、〇〇六	九五五
全	八年	二六、四一八	二八七	二一七、一三四	七五七	二五九、二〇九	九三五

口 清浦文庫 清浦文庫は鹿本郡來民町の出身清浦奎吾男の特志によつて創設せられた。男は明治三十九年十一月金貳千圓を清浦文庫新築費として寄贈された。これによつて明治四十一年二月十一日より

熊本縣立鹿本中學校附屬清浦文庫と稱して開館せられ文庫規定を設けて一般の閱覽に供した。文庫規程を掲ぐれば左の通りである。

尙明治四十年一月徳富猪一郎氏は書籍一三二冊價格一〇〇圓を、東京博文館主大橋新太郎は明治四十一年二月書籍三〇七冊價格一八六、四一圓を寄贈して文庫の内容充實に努力されたのである。

熊本縣立鹿本中學校附屬清浦文庫規則

(告示五七六號) 四十二年二月十一日ヨリ開館ス

- 第一條 文庫ハ熊本縣立鹿本中學校内ニ設置ス
- 第二條 文庫ハ古今内外ノ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ縦覧ニ供ス
- 第三條 文庫ハ有志者ノ寄贈ニ依ル圖書ヲ受領ス
- 第四條 文庫ハ圖書ノ保管ヲ依託スル者アルトキハ差支ナキ限り之ニ應ス但火災水害其他不可抗力ニ依リ保管ノ圖書ニ損害ヲ及ホスコトアルモ之カ賠償ノ責ニ任セス
- 第五條 諸官廳學校等ニ於テ圖書ノ借受ヲ爲サントスルトキハ差支ナキ限り之ニ應スヘシ 但借受ノ圖書ニ關シ損害ヲ生シタルトキハ相當ノ賠償ヲ要求スヘシ

全圖書閱覽人心得(略)

閱覽狀況 本文庫の閱覽狀況は大正二年から調べられてゐるが、閱覽狀況には毎年大した變化を見る事が出来ぬ。これ縣の中心を遠かり、鹿本中學校の附屬となつてゐる關係上、讀者も大体一定されてゐるので毎年同様の結果を示すものと察せらるゝのである。次に大正二年以降の年次閱覽狀況を示すことにする。

清浦文庫閱覽狀況

年次	圖書冊數		開館日數	閱覽人員	一日平均人員
	和漢書	洋書			
大正二年	三、〇三三	三九七	一五二	六〇八	四、〇〇
大正三年	三、〇三六	三九七	一四〇	一、〇八五	七、七五

年次	圖書冊數	開館日數	閱覽人員	一日平均人員
四年	二、二四六	四三	七〇五	一六、三九
五年	一、〇三九	一五三	一、七九〇	一一、六九
六年	二、八七五	五六	五四六	九、七五
七年	二、五七九	一二九	一、二四二	九、六二
八年	二、五八五	一四〇	一、七五四	一二、五三

八圖書館狀況

縣内各地方に於ける圖書館に就ては、當局は初め地方の狀況に適應するやう、簡易圖書館の設置を奨勵した。

玉名郡の如きは本期の初頃から教育會に於て郡内教員の醸金を以て、明治天皇御即位五十年記念圖書館設立の準備に着手してゐた。大帝の崩御により意味は變つて來たが大正三年には郡部圖書館の魁として其の設置を見るに至つた。次いで菊池郡教育支會では大正天皇御即位記念として大正四年四月菊池文庫を設置した。菊池郡は明治廿年に於て既に縣下唯一、最初の圖書館を有してゐた事は前に述べた通りで當時未だ眞に社會一般の利用する所とならずして廢館するに至つたのであつたが、今また地方圖書館として玉名に次いで其設置を見たるは地方文化開發に着眼した。



玉名郡圖書館並玉名郡教育會館

縣は大正五年に至り公私立圖書館設置の準則を示して標準によつて設置する事を獎勵した。これによつて各地に點々其の設置を見るに至つた。本期の設置狀況は次に示す通りである。

圖書館表 (大正八年度)

名稱	所在地	創立年月	圖書冊數		開館日數	閱覽人員	一日平均 閱覽人員
			和漢書	洋書			
熊本縣立鹿本中學校 附屬清浦文庫	鹿本郡來民町	明治四十年二月	二、五八五	七〇	一四〇	一、七五四	二、三五
熊本縣立熊本圖書館	熊本市南千反畑町	明治四十五年四月	二、四三三	一、三三六	二八八	二、三三三	七四〇、九二
熊本縣玉名郡立 玉名圖書館	玉名郡高瀬町	大正三年一月	三、七五三	六	二九三	一〇、三三五	三、三
古町尋常小學校 附屬圖書館	飽託郡古町村	全 三年三月	三、九四	二	二五〇	一、〇五一	四、二〇
御即位記念菊池文庫	菊池郡隈府町	全 四年九月	二、九六六	元	三五	二、一一〇	三、八七
上益城郡教育支會 御即位記念巡回文庫	上益城郡御船町	全 年十一月	二、二七五				
熊本市教育支會附屬 圖書館	熊本市追廻田畑町	全 五年二月	一、九〇〇		二八〇	二、七三三	八、四八
北里文庫	阿蘇郡北小國村	全 五年八月					
熊本郡立圖書館	熊本郡佐敷町	全 六年二月	一、一四〇		三五	二八四	〇、七

山鹿圖書館	鹿本郡山鹿町	全 六年七月	八四二		二六八	一、〇八五	四、〇四
米田第一尋常高等小學 校附設兒童圖書館	全 郡米田村	全 七年四月	四四五		三七三	一、四八六	五、四

三 育英事業

縣下に於ける育英事業としては、肥後獎學會のみであつたが、本期に入つて千田獎學會、産山村産山區獎學會の創立を見た。肥後獎學會は主として高等學校、専門學校以上の學生に學資を補給してゐるが、千田獎學會は専ら中等學校在籍者中より優秀なる者(貧困者)を選抜して補給してゐる。

1 肥後獎學會

イ 本期の事業 初め本會の事業は學生の學資補給を主とし、之に有妻學舍及小萩山林の經營をやつてゐるが、明治四十年規則を改正し、更に海外留學生の學資補給及學業拔群なる模範學生の賞與並に發明及著作者の賞與等をもやる事にした。然るに補給は從來専ら大學及高等各種専門學校在學生のみであつたが、右規則の改正と共に陸軍地方幼年學校及中學校在學者で陸海軍志望者にも補給する事にした。よつてその事業の種類は一、學資補給。一、海外留學生の學資貸與及補給。一、秀才たる模範學生の賞與。一、發明著作者の賞與。一、有妻學舍の經營。一、小萩山植林事業。一、圖書館其他の設置(未施行)とした。有妻學舍は此の期に入つて學生の集會及び先輩及名士の講演其他各種の集會に充つる爲め別に有妻俱樂部を建設し、四十一年擊劍柔術道場及浴室等を建築した。經濟其他の都合で、明治四十三年には家屋を移轉し敷地の縮少をやつた。

口 役員異動 明治四十年十一月細川侯爵を總裁に、清浦子爵を會長に推戴し、同年七月桑原正祥を東京本部書記に任じた。四十年一月藤村理事辭退、全年十月後任として野田寛を理事に選舉した。四十二年一月藤村評議員薨去、六月横井時雄評議員辭退、同月原田十衛を評議員に選舉した。四十三年會員津田逝去現今の役員は左の如くである。(明治四十三年末現在)

總裁侯爵細川護成、會長子爵清浦奎吾、理事赤星典太、小橋一太、井芹經平、野田寛、監事男爵野田裕通、徳富猪一郎、書記山下岩之助、村井直門、加惠軍喜、桑原正祥、有斐學舎監事岡本源次、小萩山事務囑託高田十郎、

ハ 本期間の補給狀況 本期は明治四十一年から大正八年迄十二ヶ年間の補給狀況を左表に示してゐるが前期に比して總額から言つても、各年次別から見ても、著しく増額し人員も亦毎年百人以上の平均になつてゐる、これによつても本會が益々發展擴充して育英の爲め貢獻して來た事を立證するに足る。

肥後獎學會補給狀況

年次	收入總額	支出總額	補給總額	補給人員	終了及廢止
明治四十一年	二四、九八五、九七七	二四、九八五、九七七	七、二五〇、〇〇〇	六〇	三三
同四十二年	二六、八二九、一七四	二六、八二九、一七四	六、六九七、〇〇〇	八六	三三
明治四十三年	二六、四七六、八八七	二六、四七六、八八七	七、〇五九、五〇〇	九五	一五
同四十四年	二四、二〇四、八三〇	二四、二〇四、八三〇	八、六九七、五〇〇	一九	三三

年次	收入總額	支出總額	補給總額	補給人員	終了及廢止
同四十五年	二五、〇〇四、六三七	二五、〇〇四、六三七	九、八五七、五〇〇	一〇五	一七
大正二年	二四、九〇五、五三三	二四、九〇五、五三三	九、六五三、〇〇〇	一〇〇	三六
同三年	二六、九三三、五三三	二六、九三三、五三三	八、三三七、〇〇〇	一〇三	三六
同四年	三〇、七九七、四八三	三〇、七九七、四八三	八、四九三、〇〇〇	一〇八	三六
同五年	四五、七六六、四三三	四五、七六六、四三三	九、五六六、〇〇〇	二八	三六
同六年	三六、一五九、九八	三六、一五九、九八	一〇、四七九、〇〇〇	二六	四〇
同七年	三五、九七九、九三三	三五、九七九、九三三	一一、八五三、〇〇〇	二八	三〇
同八年	二六、三九一、二三	二六、三九一、二三	一一、五五三、〇〇〇	二八	三六
總計	二〇、三三八、三二	二〇、三三八、三二	一一、四七七、五〇〇	二七	三六

2 千田獎學會 大正八年五月十日創立千田牟婁太郎氏の出資、熊本市上林町上林高等女學校内にその事務所がある。組織は財團法人である。

事業

- 一 獎學資金 金貳萬圓、本會創立當初千田牟婁太郎の提供せるもの、資金より生ずる金額一千三百余圓
- 一 目的 中等學校在籍者中より優秀なる者(貧困者)を撰拔し卒業に至るまで毎月一定の學資金を補給す。
- 一 補給狀況 大正十二年を例にとれば師範學校二名中學校八名商業學校二名、合計十二名である。

補給金額は學校種別の如何を問はず家庭よりの通學生には月額七圓、寄宿生には拾貳圓を補給した。

3 木下彌八郎育英事業 個人の育英事業で事務所を熊本市大江町九品寺に置き、本期の終頃から郷里玉名郡伊倉町出身の學生生徒に對し、郷土奉仕の目的で年々三百圓の學資を給してゐる。其補給生は伊倉小學校長の推舉に待つことになつてゐる。

4 産山村産山區獎學會 大正二年二月の創立で、産山區民の出資にかゝり年三〇〇圓の貸費をなしてゐる。事務所は阿蘇郡産山村役場にありて、財團法人の組織でやつてゐる。一村内の一區の力で育英事業をなしてゐることは縣下に於て唯一であると言つてよからう。比較的文化に恵れざる、この地に於ける施設として多とすべきである。

四 通俗教育

1 文部省の通俗教育獎勵 明治四十三年教育資金を各府縣に交付して、通俗教育の施設獎勵に充當し、學校教育の施設以外に國民一般に對して、通俗講演、幻燈、活動寫眞、通俗圖書館、巡回文庫等の通俗平易なる施設をもつて、各府縣教育會を中心として實動せしめた。日露戰役後國民精神の緊張を促し、國力の充實を期する上に、最も時勢に適應せる施設で、亦戊申詔書の煥發によつて、一層其の必要を切實ならしめた。亦文部省は通俗教育調査委員會を設置して、實施に關する調査研究をなし、組織的に統制ある活動を爲すことにした。然し實施上の細目に就ては、未だ調査中で、各地方でも充分其の眞髓に觸れ

たる實動は困難であつたと察せられる。それで大正二年五月帝國教育會第九回全國聯合教育會に對し、教育會に於て行ふべき通俗教育の適切なる方法について諮問をした。其の答申案の要項だけ茲に摘録する事にする。

○ 通俗教育施設事項

- 一 通俗教育調査部を設置すること
- 二 通俗圖書館を設置し及巡回文庫を設けること
- 三 通俗博物館を附設すること
- 四 通俗教育講演會を開催すること
- 五 通俗教育に關する展覽會を開催すること
- 六 演藝會音樂會を開催すること
- 七 体育機關を設置すること
- 八 教育會雜誌に通俗教育欄を設けること
- 九 新聞社と氣脈を通ずること
- 十 地方各種團體との連絡を計ること
- 十一 通俗教育に關する印刷物を一般に配布すること
- 十二 新聞雜誌縱覽所を設置すること
- 十三 學校、會社、工場、農園等に交渉してその縱覽を輕便ならしむること
- 十四 功勞者及篤行者を表彰すること

2 本縣に於ける通俗教育施設 縣は文部省の趣旨によつて、配當の教育資金の内から約一千圓を通俗教育費に充當し、之れが實設に關しては熊本縣教育會に諮問して適切なる施設の方法につき答申を求めたのである。之れに對し、縣教育會長は左の如き「通俗教育實施規程」を縣に答申した。

通俗教育實施規定

(熊本縣教育會)

第一條 通俗教育ハ國民ノ道德ニ關シ健全ナル思想ヲ養成シ併セテ日常生活ニ必須ナル知識技能ヲ普及スルヲ以テ目的トス

第二條 通俗教育ハ左記ノ方法ニ依リ之ヲ行フモノトス

一 通俗講演會

二 幻燈會

三 通俗講習會

四 音樂活動寫真其他通俗教育ニ適切ト認ムル事項

第三條 前條各號ニ適切ナル要目、掛圖、映畫ハ本會社會教育部ニ於テ之ヲ選定スルモノトス

第四條 通俗講演會及通俗講習會ハ各支會各分會ニ於テ毎年一回以上之ヲ開クモノトス

各小學校ニ於テハ便宜之ヲ開クコトアルヘシ

第五條 各支會又ハ各分會ニ於ケル通俗講演會若クハ通俗講習會經費ニ對シ本會ヨリ補助金ヲ交附スルコトアルヘシ

第六條 幻燈會ハ市町村ノ小學校其他ニ於テ毎年數回之ヲ開クモノトス

幻燈ノ映畫ハ本會ヨリ巡回ノ方法ヲ以テ之ヲ各支會ニ送付スルノモノトス

明治四十四年度ノ補助金千圓ノ支出方

一 講習會(講習會)經費補助金四百九拾圓

支會 十三會 分會 三十六會

計 四十九會 右一會ニ付平均金拾圓補助

二 幻燈及掛圖費 參百六拾圓

器械 一臺 百圓 映畫 約四百枚 百六拾圓

掛圖 約二百枚 百圓

三 事務費 百五拾圓

3 縣内に於ける通俗教育狀況

縣内に於ける通俗教育の施設は、縣教育會によつて立案計畫された方法によつて、各部支會が中心となつて、通俗講演會、音樂會、幻燈會、活動寫真會、展覽會、通俗文庫、青年會、婦人會、演劇寄席興行、報德會等、各種各方面の實動を見た事は、通俗教育に關する調査表に示す如くである。かく各地共熱心に普及と徹底に努めた。しかし大正三年の教育施設計畫案に「猶一層社會的性質ヲ帶バシムルコト」「其ノ方法ヲ立案計劃スルコト」があるが未だ社會の實情に適合したる施設としては不充分的點があつたと思はれる。其の方法に於ても組織と統制に欠くる所があつた事が窺はれる。また大正五年には該施設は年次隆盛に向ひつゝあるも未だ教誨講演の時代を脱却する事が出来ない。地方の狀況に應じて適切なる計畫を樹立し、或は通俗圖書館の設立を獎勵して其の活動を促し、或は良書を刊行し又郷土の研究調査を行ひて古墳史蹟勝地天然記念物の保存顯彰を行ひ、或は通俗教育に關する講習會を行ふ等夫々適切なる指導をなし一齊に縣下通俗教育の發達を企圖せん事を縣は示してゐる。この具體的の施設標的を示したので實地に於ける實動も段々と進歩して來た。そして縣の施設計畫も亦其の實動を見るに至つた。縣の教育會館即ち明麗館の一部に通俗教育に資すべき學術品其他教育資料が蒐集陳列され、御大典奉祝の展覽會を初め、史蹟調査案も各地に行はれた。亦各郡の郡

鹿本	菊池	阿蘇	上益城	下益城
郡教育支會 縣教育會 全支會	郡教育支會 全縣全會聯合	郡教育支會、神職 會聯合經費 三〇圓 各小學校 小學校町村 郡教育支會縣全會 聯合	全 郡教育支會分會 (町村若クハ青 年會) 縣立學校職員、神 官、僧侶、小學校 教員	郡教育支會神職會 聯合 郡教育支會六分 會 各小學校 郡教育會郡全支會 聯合
全	山口縣神職 渡邊武清	山口縣神職 渡邊武清 職員 全町村吏員	知名ノ士	二ヶ年計畫
大正三年九月七日迄 十九日迄	大正三年二月 大正三年九月	大正三年九月	大正三年九月	大正三年九月
十三日間各町村	三 回 大津、泗水、隈府町	二 回 內牧町、白水村	一 回 甲佐町	二 回 小川町、隈庄町
時局講演會開催各所聽衆三〇〇乃至六〇〇 聽衆多數	中流以上ノ士民ノタメ 所在小學校長參加	非常ニ盛會 時局ニ關スル講演 自治、衛生、教育等講演會開催 時局ニ關スル講演聽衆溢ル	全	支會ノ補助ヲ得テ年々夏其部内數ヶ所 ニ開ク 其學校所在各字ニ亘リ講話ナナス 時局講演會ヲ開ク盛況聽衆四、〇〇〇 名ニ達ス

八代	葦北	球磨	天草	備考
縣教育會郡全支會 郡教育支會 郡教育支會各部會	郡教育支會ハ南、 中、北ノ三部會ニ 十圓宛補助ヲ與フ 町村又ハ町村教育 會 縣郡教育支會聯合 各町村	縣教育會、郡教育 支會聯合 郡教育支會神職會 聯合	郡教育支會 縣教育會聯合	大正三年九月縣教育會郡教育支會聯合時局講演會ハ縣教育會通俗教育部ニ詳記セルヲ以テ講師名會場等ハ本表ニ省略セリ
江部五高教授 八代聯隊區司令官 中學校長、師範校 教諭、郡視學	第一師範校長、中 學校長、花田中佐 郡視學、小學校教 員	熊本中學校教諭、 山口縣神職 渡邊武清	郡視學、小學校長 定期又ハ臨時	
大正三年九月 大正三年十月十三 日	大正三年十一月、十二 月	大正三年十月 大正三年九月 大正三年三、四月	大正三年九月	
一 回 鏡 町	二 回 小學校ニヶ所	二 回 人吉町、多良木町	二 回 本渡町、富岡町、 牛深町	
時局講演會ヲ開ク 聽衆一、〇〇〇余名 理科實驗ヲ加フ 全二、〇〇〇余 向各部會ニテハ各所ニ時局講演會ヲ開 ク	各部會毎ニ一乃至二回講演會ヲ開ク 毎年各町村一、二回講演會ヲ行フ(時局 ニ關スル)盛況 各町村一齊ニ開ク	時局ニ關スル講話盛況 講演會、聽者多數成績良好	各教育分會 報德會講演會	

五 青年團

一 青年團概況 本期に於ける青年團は、全國的狀況にある如く漸次に社會に認められ、其の組織も統一せられ愈々振興の域に達した。明治四十一年青年會規則に標準並びに青年會組織に關する注意を發して組織を獎勵した。尙同年十月十三日には畏くも戊申詔書の渙發により、國民舉つて御聖旨の奉体に努めんとする時に際し、國家社會の情勢は益々青年團、處女會等の組編を必要とするに至つた。政府は勿論、縣郡市當局は銳意其の組織を獎勵したので、從來設置せられたるものは組織を改善し、其の他は新しく組織設置を見たのである。尙當局はこれ以て足れりとせず、各地優良青年團を調査し年々選賞を行ふた事は指導獎勵と相俟つて有効なる方法であつた。

尙ほ明治四十三年名古屋市中で開かれた、全國青年團大會に於て決議された青年團十二則並に實行すべき要目を各郡市に通過して、實質向上の資に供した。其の内容を示せば左の通りである。

○ 青年團規 十二則

- 一 教育勅語並に戊申詔書の御趣旨を奉体すべきこと
- 一 忠君愛國の精神を養ふべきこと
- 一 國体を重んじ祖先を尊ぶべきこと
- 一 克く父母に事へ一家の和合を圖り身を修め家を興すこと
- 一 常に自治團體の一員たるを忘るゝことなく先輩を敬ひ隣保を愛し郷里の爲に力を盡すべきこと
- 一 業を勵み産を治め國力の増進を心懸くべきこと

- 一 職業に必要な知識技能を補習して世の進歩に後れざらんことに心懸くべきこと
- 一 心身を鍛練し勤勞を愛するの習慣を養ふべきこと
- 一 互に善行を勵み風紀を正しうし善良なる郷風を作ること心懸くべきこと
- 一 質素にして分度を守り進んで公益を廣め慈善を行ふべきこと
- 一 一致協力の習慣を作り公共の爲め有益なる事業を起さんことに心懸くべきこと
- 一 公衆衛生を重んじ各自の健康を保たんことに注意すべきこと

實行すべき要目

- 一 力を地方産業の進歩に致し専門家の指導を受くるに勉むべきこと
- 一 植林を爲し又は果樹野菜等を栽培して其普及を圖るべきこと
- 一 業務の暇を以て補習教育を受くべきこと
- 一 學校教員又は先輩の講話を聴き有益なる書籍を閱讀して知徳の修養に力むべきこと
- 一 營造物及公共の財産を愛護すること
- 一 青年團體の共同作業は他の模範たらんことに心懸くべきこと
- 一 青年團體の資金は其の自營する仕事の収入に依りて之を造り漫りに先輩又は他の團體の助力を求むるの風を避くべきこと
- 一 青年團體は知徳の修養と産業の振興とを以て主眼とすべきこと
- 一 外來人の爲めには懇切を旨とし道路を修繕し路傍に標木を立つる等往來の便宜を圖るべきこと
- 一 神社佛閣は勿論昔の賢人郷里の先輩並に戦歿者篤志者等の遺蹟墳墓の保護に助力すべきこと
- 一 青年文庫を設くる場合には學校の教師に謀りて有益なる圖書を選択する様注意すべきこと

一 郷里の耆老及功勞者を敬ふことに勉め尙齒會表彰會等の開かるゝ際には自ら進んで幹旋の任に當り懇切なる世話をなすべきこと

一 善良なる氣風を作り其の維持を圖るが爲め圖員互に相戒め適當なる制裁を設くべき事

2 青年團の振興

イ 青年會規則標準 前期の日露戰役に其の活動によつて價値を社會的、國家的に認められ一般の尊重を受くるに至つた青年會は、自奮により自發的に漸次組織せられて來たのである。又一面戰後國運發展の機運に際し一層其の組織の普及を必要とし、縣は明治四十一年に、「青年會規則標準」と「青年會組織に關する注意」とを各郡市長に通牒して其の設置を獎勵したのである。これによつて縣は青年會の組織を統一して其の内容の充實を期せんとしたのである。

○ 青年會規則標準

第一條 本會ハ青年ノ知徳ヲ修養シ体育ヲ獎勵シ品位ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ何(市町村區大字)青年會ト稱シ其區域内居住ノ青年ニシテ凡年齡十四年以上卅年以下ノ者ヲ以テ組織シ事務所ヲ何小學校ニ置ク市郡村長助役學校職員警察官當該區長代理者及學務委員其ノ他徳望アルモノヲ名譽會員(若クハ客員)トス

第三條 本會ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ部ヲ置ク

一 學術講談部 二 体育部 三 實業部

第四條 講談部ニ於テハ左ノ事業ヲ實施ス

一 道徳ニ關スル講話 二 實業ニ關スル講話 三 衛生ニ關スル講話 四 法制經濟ニ關スル講話

五 其他學術上ニ關スル講話

前項ノ講話ハ名譽會員(若クハ客員)又ハ令名アル士ニ請フモノトス但會員ニ於テ演說討論等ヲナスコトヲ得本部ニ附設シテ季節夜學會發音及方言矯正會圖書館等ヲ置クコトヲ得

第五條 体育部ニ於テハ左ノ事業ヲ實施ス

一 普通體操、兵式體操、ベイスボール、フットボール、テニス等 二 擊劍柔道弓術等 三 相撲力持棒押等 四 水泳遠足等 五 雪中遊戯其他ノ遊戯運動

第六條 實業部ニ於テハ左ノ事業ヲ實施ス

一 試作地ノ設定 二 種子及肥料ノ共同購入 三 種子ノ交換及撰種 四 害虫驅除 五 耕地整理及排水工事 六 藁細工其他副業ノ實行 七 生産物品評會ノ開設並其幫助 八 其他農業ノ改良上特ニ必要ナル事項

第七條 本會員ハ各部事業ノ外尙左ノ事項ヲ實行スルモノトス

一 早起スルコト 二 夜更シセザルコト 三 喫煙飲酒ヲ節制スルコト
四 勤儉貯蓄ヲ勉ムルコト 五 夜警其他公安及公共事業ヲ幫助スルコト
六 陰曆ヲ廢止スルコト 七 時間ヲ確守スルコト 八 地方ノ弊風ヲ矯正シ風紀ヲ振作スルコト

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名 副會長一名 顧問若干名

第九條 會長ニハ市町村長副會長ニハ學校長顧問ニハ名譽會員(若クハ客員)ノ内ヨリ推戴シ幹事ハ會員ノ互選トス

第十條 顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ會務ニ關スル事項ヲ審議ス

第十一條 各部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長一名世話係若干名

第十二條 部長ハ客員中ヨリ推戴シ世話係ハ會員ノ互選トシ其任期ハ一箇年トス

第十三條 部長ハ其部ニ屬スル事務ヲ整理ス世話係ハ部長ノ指揮ヲ受ケ部務ニ従事ス

第十四條 本會ノ集會ヲ分チテ總集會及常集會トス

一 總集會ハ毎年二月八月ノ二回ト定メ全員ノ入退會務報告其他經費ノ收支計算及決算報告ヲナスモノトス
但會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

二 常集會ハ毎月其ノ土地ノ休業日ニ於テ之ヲ開キ第四條乃至第六條ノ事項ヲ施行スルモノトス

第十五條 本會ニ要スル費用ハ各會員ノ余業ニヨリ得タル收益金又ハ有志寄附金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス前項ノ剰
余金其他ノ收益金ヲ以テ基本財産ヲ設クルコトヲ得

第十六條 本會ニシテ能ク會則ヲ守リ他ノ龜鑑トナル善行者ハ役員ノ詮衡ニヨリ表彰ス
但シ時宜ニヨリ會員ニ投票セシムルコトアルヘシ

第十七條 本會員ニシテ會員タルノ義務ヲ果サス若クハ素行修マラスト認ムルモノアルトキハ五ニ忠告シ尙悔悟改悛
ノ見込ナキトキハ一同協議ノ上除名スルモノトス

第十八條 本則ニ關スル細則ヲ設クル必要アルトキハ適宜之ヲ設クルコトヲ得

○ 青年會組織ニ關スル注意

一 本則ハ所謂標準ナルヲ以テ各地方ノ情況ニ應シ適宜取捨折衷スルヲ要スルハ勿論ナリ

二 從來各學校ニ於ケル同窓會ハ其儘存続セシメ別ニ青年會ヲ設クルヲ可トス尤モ同窓會等ニシテ其趣旨本則ト大差
ナキモノハ殊更青年會ヲ設ケス同窓會以外ノ青年者等ヲ客員等トナシ加入セシムル方宜シカルヘシ

三 本會ハ一町村ニ一個ヲ設クルヲ常例トシ其區域ノ廣狹ニヨリ數個ヲ設クルコト、スル方可ナラン但シ數個設置ノ

爲メ部落ノ惡感情ヲ醸生若ハ激甚ナラシムルカ如キコトナキ様注意スルヲ要ス

四 同一區域ニ尋常及高等數個ノ學校アル時ハ上位ノ學校長即高等小學校長ヲ副會長トシ又尋常ノ學校數個アル時ハ
便宜交互副會長ト爲ス方宜シカルヘシ同一市町村内ニ數個ノ會ヲ設ケ市町村長校長ヲ正副會長ニ戴キ不便ヲ生ス
ルカ其他特別ノ事情アル場合ニハ其區域内居住ノ學校職員區長又ハ篤志者ヲ以テ其職ニ充ツルモ妨ナシ

五 本會事業ハ社會的事業ナリト雖教育事業ニ重大ナル關係アルヲ以テ學校職員ハ自ら進ンデ主体トナリ役場吏員警
察官等トモ協議シ本會ノ設置其ノ他ニ盡力スヘキコト

六 名譽會員(若クハ客員)中警察官(特ニ署長分署長及警部ノ如キ)ハ必ス顧問ニ推戴シ然ルヘシ

七 事務所ヲ學校ニ置クハ學校ト社會トノ連絡ヲ保テ且ツ講話ニ体育ニ便宜多キヲ以テナリ尤モ學校ナキ場合及學校
ニ設クルヲ不便トスル場合ニハ他ニ會場ヲ定ムルハ妨ケナキナリ

八 本則中實業部ノ事業ハ縣下多數ノ狀況ニヨリ農業地ニ適セルモノヲ類例トシテ掲ケシモノニシテ商、工、業水産
地方等ハ之ニ準シテ適宜規定スルヲ要ス

九 土地ノ狀況ニヨリ商業若クハ商工相半スル場合ニハ實業部ヲ適宜分立セシムルヲ適當トスベシ

十 本會ト同時又ハ本會事業略ホ其ノ緒ニ就キタル時ニ於テ處女會母ノ會戶主會耆老會等ヲ組織シ其規則ハ本則ニ準
シ規定シ然ルヘシ

右の結果各郡市に多數の組織設置を見た。殊に戊申詔書換發によつて著しく増加した。明治四十四年
の調査によれば左表に示すが如く、六百八十四の団体數を示してゐる。之れ町村の各部落を單位として
組織せられたるものが多いためでもあらうけれども其の數に於て非常なる進展振りである。團員數も九
萬に及ばんとしてゐる。左に各郡市の一覽表を示して参考に資する。

熊本縣青年會一覽表

明治四十四年十二月末現在

郡市	團休數	創始年月ノ最古キモノ ト最新キモノノ年月	團休員總數	團休員範圍	四十四年度經費 豫算總額	資金若クハ積立金
熊本	一〇	新古 四十六年四月 四十四年十二月	五八七	五十三歳以上	一九一、六七五	七六〇、九四〇
鮑託	三二	新古 四十八年二月 四十四年十月	五、三〇一	五十四歳以上	一、六七四、〇〇〇	一、九八九、〇〇〇
玉名	六二	新古 四十二年十一月 四十四年十一月	九、四一三	四十二歳以上	一、六二七、〇一六	三、五〇五、八九八
鹿本	一〇九	新古 二十三年三月 四十四年十二月	六、二二九	四十三歳以上	一、三四六、二二〇	一六、三一二、一二〇
菊池	七〇	新古 四十七年十月 四十四年十月	五、七四五	四十三歳以上	一、四六七、八〇七	三一、三一五、二一七
阿蘇	六七	新古 四十四年十一月 四十四年十一月	九、一一七	四十四歳以上	一、二一一、六二五	一三、一二六、七七六
上益城	四六	新古 寛永十一年二月 四十四年十月	七、三六七	四十四歳以上	一、三九九、六二二	三、四〇三、六九六
下益城	七三	新古 四十二年十一月 四十四年十一月	六、四八一	四十四歳以上	七三六、一七〇	四、〇二九、八五〇
宇土	一二	新古 四十九年九月 四十四年九月	四、一六一	四十四歳以上	六二七、三二〇	二、四五九、〇〇〇
八代	四二	新古 二十三年八月 四十四年八月	四、二二六	四十三歳以上	一、〇一二、一〇〇	一、五四〇、〇九九
葦北		新古 三十六年十月 四十四年十月	三、九〇六	五十四歳以上	二六五、五九〇	一、一一一、二四一

球磨	天草	計
新古 三十年三月 四十四年二月	新古 二十三年三月 四十四年八月	新古 寛永十一年二月 四十四年十二月
八、二四五	一七、四〇二	八八、一八〇
十四歳以上	十四歳以上	五十三歳以上
一	一、四三二、七〇五	二二、九九〇、八五〇
三、八七四、五〇〇	三、四五五、三七三	八六、八八三、七一〇

口縣再び青年團設置の標準を示す 本縣は内務文部兩省の訓令によつて同年十一月各郡市長、第一

第二兩師範學校長に、從來の青年團体に就き其の形体を破壊せずして之が組織を變更するに適切なる方法を得んが爲め意見を求めた。それによつて提出された意見を參酌して大正五年三月の郡市長會議に青年團設置標準の大体を編案して諮問した。而していよゝ同年九月廿九日には縣訓令第四二號をもつて「青年團設置に關する標準」を示した。同時に「青年團設置に關する標準實施上の注意」も示したのであるが此の標準を示すには縣に於ても從來組織せられたる形体を激變せず其の沿革、地方の情況等を考慮し、漸を以つて改善統一を圖り其の實績を擧げんことに努めたのである。

標準の形式は明治四十一年に示せるものと大体同じく、其の内容の骨子とする處は「青年團ハ青年ノ心身ヲ鍊磨シ協同自治ノ思想ヲ涵養シ實際生活ニ必須ナル知能ヲ修得スルヲ以テ目的トス」してある。青年團組織には市町村を單位とし従前の部落組織のものは支部とした。年齢の範圍も二十歳以下の者を以て組織し、二十一歳以上の者を特別團員とし最高年齢は二十五歳としてゐる。

平素にも補習教育、身体鍛鍊、實務練習、自治訓練、風紀改善等専ら修養に務めしめてゐる。

右の諸點が四十一年の規則標準と内容を異にしてゐる點である。かくの如く政府を始め縣當局が銳意青年團の設置と其の組織の改善に努めたので、縣下一齊に町村を單位としたる設置を實現した。現在の大部の青年團は此の期に組織せられたものである。

ハ 内務、文部、兩省再び訓令を發す 大正五年歐洲大戰半ばに内務文部兩省が青年團設置獎勵に關して訓令を發した事は前に述べた通であるが、組織の整然たるものあるに比し内容の充實を缺くもの多く歐洲大戰の國民思想上に及ぼせる影響の大なるものあつて青年團に對して益々國民精神を旺盛にしてその健全なる發達を遂げしむることの急務を感た。従つて政府當局は大正七年五月三日左の如き健全なる發達に資すべき要項を示し地方の實情を參酌して其の目的を貫徹する様訓令を發し其振興を促した。

大正七年五月三日

○ 内務省、文部省、訓令

青年團休ハ青年修養ノ機關タリ曩ニ其ノ本旨ノ存スル所ヲ訓令シ更ニ其ノ依遵スヘキ所ヲ通牒セシメタリ爾來時勢ノ進展ハ益之カ振興ノ機運ヲ促進シ經營並指導亦漸ク眞摯ヲ加ヘタリト雖組織ノ井然タルモノアルニ比シ内容往々ニシテ之ニ伴ハス其ノ多クハ尙點睛ヲ缺クノ憾ナシトセス

今ヤ世界戰亂ノ衝動ハ汎ク精神上並經濟上ノ各方面ヲ掀盪シ殊ニ國民思想上ノ刺戟ニ至リテハ一層深甚ナルモノアラムトス願フニ此ノ曠古ノ變局ニ處シテ嚮フ所ヲ誤ラス更ニ戰後激甚ナラムトスル國際ノ競争ニ應シテ帝國ノ基礎ヲ堅實ニシ毅然トシテ其ノ重キヲ中外ニ爲サシムルモノ國家活力ノ源泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益國休ノ

精華ヲ尊重シ心身ヲ研磨シテ將來更ニ規模ノ大ヲ加フヘキ實務ノ負擔ニ堪フルノ力ヲ涵養セシムルハ刻下最要ノ先務タリ青年團休ノ指導ヲ以テ任ト爲ス者ハ宜シク立國ノ本義ト世界ノ大勢トニ徴シテ其ノ適順スル所ヲ闡明シ能ク青年ノ心理ヲ諒解シテ理之ヲ誨ヘ情之ヲ掖ケ身ヲ以テ範ヲ示シ苟モ其ノ歸趨ヲ誤ラシメサラムコトヲ期スヘシ若シ夫レ經濟ノ變調ニ伴ヒテ華靡頹唐漸ク其ノ風ヲ成スカ如キニ至リテハ國家ノ健全ナル進運ヲ茶毒スルコト尠シトセス青年ノ教養亦宜シク此ニ留意シテ其ノ操守ヲ堅ウセシメ益篤實剛健ノ氣風ヲ興サシムルニ努ムヘシ

今青年團ノ現狀ニ顧ミ之カ健全ナル發達ニ資スヘキ當今ノ要項ヲ左ニ列舉シテ以テ地方ノ實況ニ照シ參酌其ノ宜シキヲ制セシムコトヲ期ス

- 一 青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メシムルハ補習教育ニ俟ツモノ多シ之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ラムコトヲ要ス
- 一 公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ闕クヘカラサル要綱タリ補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講シ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス
- 一 方今圖書ノ刊行セラル、モノ多ク之ニ伴ウテ青年ノ讀書趣味ヲ増進スルモノ尠シトセス能ク其ノ選擇ヲ慎ミ青年ヲシテ健全ナル識見ヲ廣ウセシムコトヲ要ス
- 一 青年ノ身體ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進スルハ國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ心身共ニ堅實ナル素質ヲ大成セシメ平時並有事ノ秋ニ處シ其ノ本分ヲ盡スニ於テ遺憾ナカラシムコトヲ要ス
- 一 青年ノ修養ハ各自ノ自覺ヲ以テ本トス而モ之カ指導ノ任ニ當ル者並其ノ中心タル者ノ力ニ俟ツ所殊ニ大ナルモノアルヲ以テ適切ナル方法ニ依リ之カ善導ト養成トニ勉メムコトヲ要ス
- 一 青年團休ノ指導方法ニ關シ先進者ノ所見時ニ抵牾矛盾ニ涉リ之カ實行爲ニ阻碍ヲ見ルコトナキニアラス能ク其ノ間ノ連絡ヲ圖リ其ノ果ヲ成シ實ヲ收ムルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ要ス

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ根柢アリ活力アル青年團体ハ帝國ノ殊ニ要求シテ已マサル所ナリ地方當局者ハ深ク此ニ顧ミ今後一段ノ精采ヲ加ヘテ之カ啓發策進ニ努力シ各團体ヲシテ其ノ目標ヲ齊ウシ其ノ歩調ヲ一ニシテ相互ニ督勵シテ能ク其ノ形態實質共ニ一貫セル銀成ノ美ヲ濟サシムヘシ

3 優良青年團の選奨 明治四十二年各郡市より優良青年會として縣に報告した四十八の青年會の内菊池郡西合志村黒石青年會、下益城郡杉上村赤見青年會は、補習教育の施設宜敷を得成績佳良の故を以て、明治四十三年三月三十日文部大臣の選賞を受け賞金參拾五圓を授與されたのである。これ政府當局が地方青年團体の効果を認め其の普及發達を期し優良青年會を選賞した始めである。

尙明治四拾四年五月廿七日には玉名郡横島村自強會が文部大臣の選奨を受け賞金參拾五圓を授與されてゐる。又玉名郡伊倉町伊倉青年會は大正三年二月十一日に文部大臣の選奨を受け賞金貳拾五圓の授與があつてゐる。續いて大正八年三月廿五日には下益城郡豊川青年團が青年修養の機關として其成績見るべきものあるに依り文部大臣の選奨を受け賞金五拾圓を受領してゐる。

4 縣下青年團の一般狀況

イ 青年團情況調査 本期に於ける縣下各地の青年團の實際狀況は設置に於ても縣下各町村に普及し組織も改善され、全縣的に統一されて來た。縣が大正八年に文部省の照會に對して縣下の青年團狀況を回答してゐるが、その内容は本期の最後の發展せる狀況を知るに足るから次に掲げて參考にしよう。

○ 青年團情況調査

團體數	國長種別	團員總數	大正八年度豫算	資 産
三六八	視學 一 町村長 一二四 小學校長 一九六 名望家 三三 團員 四 軍人 二 小學校訓導 一	八二、一〇〇	二五、九二二、八八〇	現金 三八、三五〇、九一五 債券 一八〇、〇〇〇 土地 一七、五〇〇〇 山林 五四、五六一一 建物 三〇 其他基本財産 一、七〇〇、五三八

修養團体トシテノ基礎漸ク堅キヲ加ヘ郡聯合青年團ノ組織殆成立ヲ告ゲ今ヤ或ハ補習教育適齡簿ヲ設ケ青年團手牒ヲ持タシメ或ハ青年點呼檢閲及青年教育召集ヲ勵行シ或ハ又青年幹部講習會ヲ開催シテ指導上ノ徹底ヲ期スル等形式的方面ノ整頓ヲ計ルト共ニ漸次内容ノ充實ニ力ヲ用フルニ至リ其成績ノ見ルベキモノ少カラス其他農事其他ノ見學旅行ノ實施生理的体育ノ獎勵身体檢査ノ實行等心身兩方面ノ進歩向上ヲ期スル等ノコトアリ青年團員各自ノ自覺漸ク顯著ナルニ至レリ

尙郡青年聯合團ニ於テハ漸次改廢セルモノ少カラズト雖モ縣トシテハ郡町村等ノ自發的發展ヲ獎勵シ來レルヲ以テ準則トシテハ極メテ概要ニ止メンコトヲ欲シ特ニ改廢セズ

ロ 知徳の修養 従前より行はれてゐた青年夜學は此の期に入つて補習教育と稱し、地方の名望家有

志の手を離れ小學校を中心として教師の手によつて教育を受くるに至つたのである。此の教育を受くるものは二十一歳以下の者を會員として殆んど徴兵検査以前のものであつた。明治四十二年には此の補習教育の成績佳良によつて文部大臣の選奨を受けた青年會が本縣にも前記の如く二つあつた。其の後數度補習教育並に青年の修養機關として其成績佳良の故をもつて表彰されたものがある。これ青年團の目標とする知徳の修養に最も力を注いだ事が首肯されるのである。又大正二年十月縣は本縣教育會に「義務教育終了後の補習教育を普及發達せしむる適切なる方案」を諮問したか、これに對して教育會は適切なる方案としては、法規によるものと否らざるものとの兩方面より考究するを要すとし、法規によらざる方面に於ては男子に在りては青年會、女子に在りては處女會其の他の施設を奨励し發達せしむべきものなりとして答申してゐるが、其の法規に據らざるものに就ての主要點を掲げて本期に於ける青年の知徳修養狀況を窺ふ事にしよう。

一、夜學會

- イ 場所 各區長宅教員住宅夜學所又は町村小學校
- ロ 設備 塗板机等は町村の補助を得て備付け又は小學校用のものを利用す。教科書は會員の自辨とす
- ハ 教師 小學校教員僧侶神官其他相當の經歷あるもの之に任す
- ニ 會員 少年部青年部の會員及其他の志望者之を質の上より分類すれば
 - 尋常小學を卒業せざるもの全卒業せしもの
 - 高等小學補習科の半途退學生又は卒業生

○ 中等學校の半途退學生

ホ 教科目及毎週教授時數

- (一)國語(讀方五、綴方一、書方一)七時間 (二)算術 三時間 (三)修身 一時間 (四)國民科 一時間(特に町村自治に關する事項に留意すべし)

以上時間數は大凡そ標準を示せるに過ぎず、毎夜開くも隔夜開くも一に其の地の狀況により自由たるべし。

ヘ 組分 年齢によらず各學科別に學力本位の組分をなし各自の學力に相應せる學習をなさしむ。二組又は三組を標準とす。

ト 學期 閑農の時を選びて開く各學期の大凡の標準は左の如し

- (一)第一學期 四月一日頃より五月十五日頃迄
- (二)第二學期 九月五日頃より十月廿日頃迄
- (三)第三學期 一月十日頃より三月廿日頃迄

チ 經費 町村の補助による(教員手當月額一人貳圓)

會員の負擔(共同作業より得たる金を以て之に充つ燈油費等)

リ 出席獎勵 出席簿を作り各學期毎に各區別に出席を統計し順番を作り之を公表す。各個人の出席歩合は青年名簿に記入し徴兵合格者の分は之を軍衛に送付し當人教育の資料に供す。

雇人として其町村にある青年は(他町村の)其町村の青年と均しく夜學に出席すべきものとす。雇主は出席を嫌惡する等のことあるべからず。

ヌ 成績調査 各學期の終りに教授せし事項につき試験をなし各區毎に平均し一覽表をつくり公表す學藝會討論會を開き既習事項を發表せしむ。各個人成績は青年名簿に記入し徴兵合格の際は軍衛に送付し本人教

育の資に供す。

ル 獎勵 一ヶ年の終りに學修證書を授與す。能く出席し成績優等品行方正なるものには賞狀賞品を授與す。學修證書賞狀賞品授與式は小學校卒業證書授與式と同時に之を行ふ。

此の頃實業補習學校の設置の縣下で普及してゐたのは、玉名、下益城兩郡位であつた。故に各郡の一般狀況としては右の如き方案の下に補習教育を實施して其の振興を期する必要があつた。

其の他講習會講話會、巡廻文庫、新聞雜誌閱覽等の施設によつて青年智徳の修養は相當進んだものがあつた。

ハ 青年團と体育 青年の心身を鍛鍊して知徳の修養と相俟つて其の目的を達せんとしたのである。

青年團の体育會は本期の初め頃は小學校の運動會に合同して行はれ、或は青年大會等の催さるゝ時に併せ行ふてゐる。中期に至つては各郡の各分會(部會)内の町村が合同して運動會を開催し各町村を單位として更に覇を争つたのである。此の時青年名簿の檢閲もあつて。補習教育出席狀況其の他の事項に關しても調査があつたのである。此れと殆んど時を同じうして郡聯合の青年團が組織せられて郡聯合の青年大會開催の際の主なる行事は體育會であつた、各町村は選手を出して勝負を競つてゐた、かくして各郡市が聯合して縣聯合の青年團が組織されて、縣の聯合大會の際も亦主なる行事は體育會で各郡市を單位として、優勝旗の争奪戦をやつて氣勢をあげてゐた。

大正六年六月四日熊本縣教育會長は各支會長に『青年体育獎勵法』を通知して國民体力の増進を圖り

青年体育の振興を促したのである。其の内容は左の如くである。

イ 本會は國民體力増進法の一として青年體育の獎勵をなすこと

ロ 本會は郡市青年會(團)若くは郡市内聯合青年會(團)中に於て平素體育の獎勵其の宜しきを得且運動會開催當日其の成績優良なる一青年會(團)に對し賞品若くは金圓を贈與すること

但當日運動種類の個人的たると團體的たるとを問はず本會獎勵金又は賞品の交付は其の團體又は其の所屬團體とす

ハ 右獎勵金品を交付すべき青年會(團)は其郡市青年會長(團長)又は其郡市内聯合青年會(團)主催者之を詮衡し本會長に報告するものとす

ニ 前項の詮衡は第二項の外左の標準に據るものとす

(一) 其運動は教育上弊害なきものたること

(二) 運動の成績は當日の各運動を通じて認定したるものなること、但本會獎勵の目的に資せんが爲めに其運動を特定したるときは此の限にあらす

ホ 獎勵執行の時期は郡市青年會(團)又は郡市内聯合青年會(團)大運動會當日閉會する適當の場合に於てする事へ獎勵執行は左の順序によること

(一) 運動會主催者は全團體を所定の位置に集合せしむること

(二) 運動會主催者は本會獎勵執行の旨を宣すること

(三) 本會長賞狀並賞品授與

(四) 以上の目的を達せんが爲に郡市青年會長(團長)又は郡市内聯合青年會(團)主催者は其時期計畫等に關し豫め本會に通告するものとす

二 青年團と事業 青年團と事業については前期に於て日露戦役を中心として自發的に行はれ、いよ

いよ社會の耳目をひきたるが其の後戦後の經營と時勢の進運に伴ひ青年團の自奮により事業の内容は益々充實して來たのである。左に其の重なる事項を述べれば、

業務研究、貯金、視察、警備、勸業、教育、矯風、衛生、夜學、基本財産蓄積、聽講會、夜業、公共事業、知徳修養、消防、農事改良、冗費節約、勤儉力行、富力増進、會員共同、土木、農談會、作業、試作、救災、植林、品評會、樹栽、養漁、樹苗、巡廻文庫、學校トノ連絡、尙齒會、報徳會、補習教育圖書館、通俗教育、善行表彰、種子肥料共同購入、俵裝會、飲酒節約、時間勵行、納稅義務勵行、擊劍會道路修繕、入退營者ノ送迎並ニ其家族ノ慰安補助手傳、俱樂部設置、害蟲驅除、早起會、揭示臺建立、幻燈會、

六 處女會 本期の初、明治四拾年頃の初期に於てはまだ獨立したる組織は少く婦人會と稱して部落婦人の修養を主とし、社會的奉仕等を實行してゐた様である。前期の日露戦役の當時に於ては愛國婦人會は専ら出征兵士の慰藉及其の家族の慰安等に盡したのである。其の組織等も多く自發的の団体であつて整然たる統制あるものではなかつた。而し時勢の進運と男子青年團の進歩に刺戟され、女子團體の組織の必要も社會に唱導せらるゝ様になり、各部落又は小學校區域を單位として組織せらるゝに至つたのである。其の最も主なる事業としては補習教育の奨励である。講演會は主に總會の時名士を招聘して行ひ、講習會には裁縫、園藝、家事等家政的方面の事柄が催された。尙見學旅行を行ふ處もあつた。社會

奉仕としては敬老會幼者撫恤等に着眼し、其他共同生活事業、運動奨励、小學校との連絡、風俗の矯正等を主なる事業としてゐたのである。而して大正の初年には町村の名望家、有志の手から離れて學校を中心としての處女會が組織されて活動をやつたのである。かくて大正五、六年には漸次に部落單位のものが町村單位に統合されるに至り本期の終りには郡聯合の氣運を醸成するに至つたのである。

七 壯丁教育 前期末に於て文部省は徴兵検査學科の成績調査法を全國的に統一した、其の結果は毎年統計に表はして參考に資して來たのであるが、大正三年度よりは小學校教育の效果に併せて補習教育の效果をも見る事になつて、其の實行上多少の變更を加へたのである。

この結果縣下各都市は壯丁教育に一層力を注ぎ成績の向上に努力した。

徴兵適齡者の教育には各町村當局も大いに意を用ひ、補習教育實施期間は勿論特別に召集して學科の教育を施したのである。亦検査の結果徴兵合格者に對しては、補習教育關係者と在郷軍人會とは連絡をとり、入營後に必要なる準備教育を、學科と教練に分つて施したのである。この結果補習教育も刺戟せられて漸次進展して來た。次に本期中の適齡者の教育程度並びに補習教育の程度を掲げて比較對照し其進展の實際を示すことにする。

○ 教育程度表

年次	要項		尋常小學校卒業セザルモノ	尋常小學校卒業者	高等小學校卒業セザルモノ	高等小學校卒業者	中學校		其他	高等教育ノ程度ノモ	計
	未就學	中途退學					中途退學	卒業者			
四〇	七八三	一、二一五	一、八九八	三、七五四	九七八	一、四八五					八、二一五
四一	六六六	九四六	一、五六一	四、二〇四	一、一六六	一、七八〇					八、六八二
四二	五七〇	九七七	一、五四七	五、一一一	一、一七三	二、一四九					九、九八〇
四三	八八〇	九九六	一、八七六	九、七六六	二、七九四	四、〇四四					一九、四九〇
四四	七四四	一、六四四	二、三九八	一〇、二四八	二、四〇〇	四、四二二					一九、四九八
四五	六三三	一、八〇四	二、四六六	一〇、八六四	二、五六六	四、九九三					二〇、八八八
二	六〇〇	一、七五〇	二、三五〇	一〇、五〇〇	二、九九八	五、五七〇					二〇、四二八
三	二九〇	八八八	一、一〇八	五、二二八	一、九九九	二、五六三					二一、五五三
四	二六六	八二四	一、一一〇	四、八五三	二、一八八	二、六三四					二一、五八八
五	二九〇	八三七	一、一三七	四、三三四	二、三三八	二、七二二					二一、二七三
六	三三三	八五〇	一、一五三	三、八三四	三、三〇三	二、八五六					二一、九四四
七	三三三	二、〇〇一	二、三三三	五、二九九	一、〇三三	二、九三三					二二、三六九
合計											
受補習教育ニ一年以上											
受補習教育一一年以上											
合計											
無補習教育											
合計											
補習教育百分比											

○ 補習教育程度表

年度	要項	受補習教育ニ一年以上	受補習教育一一年以上	合計	無補習教育	合計	補習教育百分比
大正三年		一、九三九	二、九六三	四、九〇二	五、八九六	一〇、七九八	四五%

この調査表によつて本期間に於ける適齡者の教育程度を知り教育の普及状態も窺ふ事が出来る、表に示すが如く未就學者に就ては本期の初年には七八三名であつたのが本期の末年に於ては三二一名に激減してゐる、百分比にて示せば九・七から二・四に減じてゐる。即ち未就學者が著しく減少しつゝあることを察する事が出来る。

尙義務教育終了後更に高等小學の教育を受けて卒業せる者に於ても初年には一四八五名であつたが末年には二九六三名に増加してゐることをもつて一般社會に好學心が益々旺盛になつて來つゝある事を知り得る。別表補習教育の状況も亦小學教育に準じて進展して來たのである。中頃の正三年と末年の大正七年とを比較して二年以上、一年以上の補習教育を受けたるものは年毎に増してゐる。全く補習教育を受けざりしものは反對に漸次減少してゐるのである。

八 婦人團體 婦人團體は前期迄は極く少數に過ぎなかつたが、本期に入つては縣下を通じて二十七の設置を見たのである。其の主なる事業としては、

學校と家庭との連絡、時勢の要求と主婦の修養、家庭教育の刷新、生活改善、勤儉力行、主婦の自覺、体力養成、風俗改善等、前期に比して著しく發達をなしてゐる。本期に於ける設置状況を示せば左表の如くである。

○ 婦人団体年次設置状況

(明治四十三年と大正元年とを缺ぐ)

郡市	年次	期						計	總計
		第五期迄	第一	第二	第三	第四	第五		
熊本		五						一	六
飽託		二		一				一	三
宇土		〇				一		一	一
玉名		三					一	一	四
鹿本		一		一				一	二
菊池		〇				二		二	七
阿蘇		四	一				一	三	七
上益城		一						〇	一
計		二二	二	三	二	四	一	二七	四八

郡市	年次	期						計	總計
		第五期迄	第一	第二	第三	第四	第五		
下益城		二						一	四
八代		〇						〇	〇
葦北		一				一		一	二
球磨		一		一				三	四
天草		一				一		四	五
計		二二	二	三	二	四	一	二七	四八

明治四十四年頃の女子社會教育に関すること

藤田キヨ

明治四十四年の春、高い希望と教育に對する深い理想を描いて、求めて田舎教員を希望しました。其の理由は民度の低い田舎や山間部落に於いて美しい社會と理想境を建設し度いと云ふのです。そんな事から八代郡の五家莊を入学當時から希望しました。この五家莊については私の祖先がこの地より出て居る事を思ひ又この地が日本全体として一番文化がおくれて居る事をよく聞いて居たからでした。

時の師範校長 保田先生はよい所を見つけて置いた。との事でした。それが五家莊でなくて葦北郡水俣町内の山

間、鹿兒島縣境の淋しい田舎の葛渡と云ふ小學校でした。身体の小さい其の上漸く十八の春を迎へた計りの四月に自分一人が其の理想境を作る爲に與へられた使命を帯びた教育者であると云ふ自尊心のもとに。思ひきつて。今思ふと良くもまあと思ひます位それは清い心で無邪氣に勇敢にやつたものでした。

社會教育に對して多少趣味を持つてゐた私には毎日放課後夕方になると、手製の布の鞆に色々の雑誌や本をつめて筒袖の小倉の上衣の上に掛けて部落のお宮やお寺の庭へ出張して子守の女の子や學校へ來ない女の子相手に色々と教へました。

其の當時は女子は家庭でも亦社會でも本人自身も「女の子は學問はいらんたい、子守した方がよつぽど爲になる。」と云ひもし思ひもして居ました。それで女子の就學は五十%で其の内又一年の二學期頃の農繁期頃から出席は又其の五十%位であります。(毎土曜は各部落出席督促をやつて居ました)

こんな風ではとても半分以上はイロハも書けない。今後の日本の社會を作らねばならないのに、女子だからとて其の日暮し計りを思つて居てもと、將來を思へば尙更女子の教育が必要だと小さな先生随分歎いたものです。そして夕方は鎮守の森やお寺の庭で汚ない子守相手に共に唱歌を歌ひ、字を教へ、話を聞かせたのです。自らベスタロツチーを任じて暗くなる迄やつて居ました。

又其の時こんな風にして大きくなつた處女等も字も書けず禮儀も知らないで平氣で暮して居た者が多うございました。

此の頃縣でも處女の指導を申されたやうでしたので私も大變喜んで處女會を始めました。毎月一日、十五日村の休みの日に午後から學校に集まりました。そして裁縫と禮儀の指導をして居ました。字も書けない者が多く尋一位の文字から教へた事を記憶します。

それは大變喜んでこの日を楽しみに長い着物を着て帯を結んでお祭りにでも行く時の様な喜びで學校へ來て居ました。一寸座るにしても立つにしても荒くれた足を握つて引き方立ち方を教へた事を記憶します。

又私は村のお寺にお説教の時よく參つて居ました。此處で子供等のお母さん方と接しました。まるで自分の家の一人一人に接する様に思はれて相互に親まれました。又暇さへあると村全體を歩いて田や畑に働くお母さん方にお話をして居ました。「お仕事ですか。」よく出來ますね。「唱つてあげませうか。」加勢させよう。「手拭をわざ／＼取つてもつたいないと泣いたお母さんもありました。

集つてお話を聞く、聞かせる計りが社會教育でない。一人一人の生活を理解して個人的にも指導すると云ふ事がよくないかと思つてこんな事をやつたものです。今でも思ひ出しては顔が赤くなる事があります。

學校の近所の一人息子の三年忌に村の寺のお坊さんが留守で困つて居られる時其のお母さんには是非にと云はれて御佛の前でお經を讀んだ事を思ひます。心から有難く思つて聞いて居られる家族の人々や近所親類の人々の眞中で、そして私としての説教をやつた事があります。二十年後の今日でも其のお母さんと會ひますと、あの時は一生忘れませんと申されます。

今時の女先生は馬鹿げたやり方と、どんなに非難せられるでせうが私としては眞に教育と云ふ立場を思ひ眞面目にやつて居た事を疑ひません。眞剣なだけに勇氣があつたのだと思ひます。

二年六ヶ月で此の地を去りました。其の時祖母さんお母さん處女等が齊しく涙乍らに心からなる別れを惜んで下さつた美しい場面は今思つても有難涙がこぼれます。私は何と云ふ幸福者かと思つた事が今も身にしんで居ます。何等實力學力に乏しい貧弱なる私がと思ひます時人に誠が有り熱が有る時總べての人を動かすのではないかと思ひます。

九 少年團 歐州大戰の勃發と共に、少年義勇團の組織の補助事務奉仕は各國家に對して多大の貢獻

を爲した。我が國では東京市を初め、各地に少年團の設立を見、少年に尙武剛健の氣象を鼓吹し敢爲耐忍の精神を養い、以て忠君愛國の精神を涵養せんとしたのである。本縣に於ても既に古きは明治十七年に設立され、大正四、五年には御大典記念の爲め最も多く設立されたのである。其の重なる事業は、体育會、學藝會、修學旅行、軍隊訪問、行軍野外演習、不時呼集、神社參拜、自習會、社會奉仕、朝起會、表彰、雜誌發行、貯金、兒童圖書館の經營、必行事項の協定等をなし、以て少年の訓練をなし心身を鍛鍊し目的の達成に努めたのである。

大正十年六月末の調査によれば次の如くであるが内容が主として本期に屬してゐる關係上此に掲載することにした。

○少年團體調 (大正十年六月末現在)

市郡	名	設立年月	所在地	設置區域	團員數	團員年齡範圍	團長氏名	前年度補助金及寄附	本年度經費	目的	施設事項概要
熊本市	大日本少年團	大正四年	熊本市春日	春日町	二五五	十二歳以上	本田有 (春日小學校長)	補助ナシ 寄附金 百貳拾圓	本年年度豫算ナシ	春日町少年子弟ニ各種見學及實習ヲ行ハシメ國民思想ヲ充實シテ力ヲ培フニテ國民性ヲ養フ	各種見學及實習 軍事初歩ノ教練 及演習的諸動作 講話其他
熊本市	春日少年團	四年	尋常高等小學校内	春日町	十六歳未滿	未滿	寄附金 百貳拾圓	本年年度豫算ナシ	春日小學校長	春日小學校長	春日小學校長
熊本市	向榮少年團	大正六年六月	熊本市向榮尋常小學校	全上學區域	正團員 八六 特別團員 八七	正團員ハ四、五、六、七、八、九、十、十一、十二歳	團長ヲ設ケズ但大正十年十月組織ノ著	ナシ	ニシテ事業支出ス	一學校教育ノ延長ニシテ兒童ノ社會化ニシテ心身發育ノ訓練ヲ行フ	講話講義會 遠足 體育會 善行表彰會 社會奉仕事業
益上郡	大島校々友會	大正四年五月	大島校	全小學校區域	六〇〇	至十七歳以上	緒方榮一郎	三〇〇〇	二〇九、三〇	義勇奉公ノ精神ヲ涵養ス	遠足、登山、擊劍等
益上郡	沼山津郷少年義勇團	大正五年七月	木山校	木山町	一一〇	尋五以上ノ男子	杉野英吉			忠君愛國ノ涵養 心身鍛練	運動會、オトキ會、ツトボール等
益上郡	全福田分團	大正五年十二月	福田校	福田村	一一七	至十四歳	安田市太郎			立憲的思想養成	野外演習、遠足、運動
益上郡	學級自治會	大正四年四月	福田校	福田村	二七五	至十四歳	安田市太郎 (福田校長)			校訓の徹底	學級自治會 各校一回施行
益上郡	部落自治會	大正四年八月	福田校	全	四八〇	至十四歳	安田市太郎			右全	部落會
益上郡	沼山津郷少年義勇團	大正五年七月	白水校	白水村	七二	尋五以上ノ男子	鬼木一人			忠君愛國の涵養 心身鍛練	未定
益上郡	白水分團	大正五年七月	白水校	白水村	七二	尋五以上ノ男子	鬼木一人			忠君愛國の涵養 心身鍛練	未定
益上郡	甲佐教育分團	大正五年五月	乙女志田校	同校	五五	至十五歳	緒方貞雄	二、四〇〇	三、五〇〇	忠君愛國、身心ノ鍛練、規律、協同ノ涵養	遠足、野外演習、運動會、其他本團ニ要スル事項
益上郡	津志田分團	大正五年二月	龍野校	全村	七七	尋五以上ノ男子	村上柳藏			全	全
益上郡	全龍野分團	全	龍野校	全村	七七	尋五以上ノ男子	村上柳藏			全	全
益上郡	全甲佐分團	全	甲佐校	甲佐町	九〇	全	古内常雄	三、四〇〇	三、〇〇〇	全	全
益上郡	全宮内分團	全	宮内校	宮内村	五四	全	井芹貞平	六、〇〇〇	六、〇〇〇	全	全
玉	原倉校	大正九年六月	山村字原倉	原倉校區域	一〇〇	自九歳至十二歳男女	酒井爲熊 (小學校長)			教育勸導及成育ノ指導ニシテ習慣ヲ養成ス	毎月二回會合シ勸導實行事項ノ協定善行表彰

南關少年團	大正九年九月	南關小學校内南關町	三〇	自十五才至十才	福永松次 (小學校長)	五、〇〇〇	國家的並自治的精神涵養	軍人論中少年事項ノ實行、教練並軍隊的訓練
南關義勇團	大正九年九月	南關小學校内南關町	三〇	自十五才至十才	福永松次 (小學校長)	五、〇〇〇	國家的並自治的精神涵養	軍人論中少年事項ノ實行、教練並軍隊的訓練
南關兒童雜德會	大正九年六月	全右	一一五	自十五才至十才	原賀定直 (教員)	報德感謝ノ意義ヲ高シテ、自覺ヲ向上スルニシテ、自治ヲ行ヘリ	報德感謝ノ意義ヲ高シテ、自覺ヲ向上スルニシテ、自治ヲ行ヘリ	報德感謝ノ意義ヲ高シテ、自覺ヲ向上スルニシテ、自治ヲ行ヘリ

第十一節 教育會

甲 全國狀況

一 帝國聯合教育會の組織成る 帝國教育會は左記に述ぶる通り、明治十六年の創設であるが、單に一個の団体であつて、會員を全國に有するといふのみで、府縣教育會とは別に特別關係はない。従つて各府縣教育會聯合して事をなさうとする場合には、種々の點に於て不便が多い。依つて北海道廳其他各府縣に在る各教育會を聯合して、全國聯合教育會を組織し、教育に關する輿論の機關にしようといふ事は屢唱へられたる問題であつた。そこで帝國教育會に於ては、大正七年五月各府縣教育會の理事者に參集を求め之を協議に附した結果、愈聯合教育會を組織する事となり、之が組織に至る迄の周旋を帝國教育會に依頼する事とした。そこで同會では、同年五月廿八日付にて各府縣教育會に宛て、之が組織に關し文書を以て照會を發した。

本縣教育會に於ては、直に評議員會を開催し意見を問ふ事としたが、滿場一致の賛成であつたので全

年七月二日付にて次の通り賛同の旨回答をなした。

大正七年五月廿八日付帝國聯合教育會加盟の件照會相成候處右は其趣旨を賛し加盟可仕此段及回答候也

追て本縣教育會組織は各郡市に支會を置き市教育會も本會の一支會と相成居候に付市教育會は獨立して加盟すること無之候條申添候

此際他府縣教育會に於ても亦一齊に加盟する事となつたので、茲に始めて帝國聯合教育會の組織成り、教育者を以て一團とする有力なる輿論機關を得るに至つた。加盟団体は全國八十八の団体で會長には帝國教育會長を推戴し其他の役員も亦全會の役員中から兼務する事となつた。爾來毎年一回總會を開き種々の事項に付打合をなし協調を保つ事とした。左に該教育會の會則を掲げ參考に供しよう。

○ 帝國聯合教育會規則

- 第一條 帝國聯合教育會は帝國教育會道廳、府、縣、市教育會及府縣教育會に準すべき教育會の同盟によりて成る
- 第二條 帝國聯合教育會は同盟各教育會互に氣脈を通し有力なる教育上の輿論を喚起するを以て目的とす
- 第三條 帝國聯合教育會は常設とし其事務は帝國教育會に於て之を取扱ふ
- 第四條 帝國聯合教育會は毎年一回(秋期)東京に於て會議を開く
- 第五條 帝國聯合教育會の會議に於ける代議員は同盟各教育會より其の理事者を左の割合を以て出席せしむるものとす

一 帝國教育會

五名

一 道廳府縣市教育會府縣教育會に準すべき教育者 一名

第六條 帝國聯合教育會議の議長は帝國教育會の會長を以て之に充つ

第七條 同盟各教育會は隨時文書を以て一般教育上の意見を交換し且研究調査を相互に援助するものとす

第八條 帝國聯合教育會の費用は同盟各教育會に於て之を負擔す

附 則

帝國聯合教育會の細則は別に之を定む

附 帶 決 議

帝國聯合教育會は輿論を喚起せんか爲其研究の結果を同盟各教育會の機關雜誌及新聞紙上に發表し追て日刊新聞を發行すること

二 帝國教育會の沿革と事業の概要 帝國教育會と本縣教育會との關係は前に述べたる通り會としては特別の關係はないが、該會の事業等に就ては種々の點に於て關係を有するのである。依て茲に該會の沿革事業の概要を示す事としよう。

○ 帝國教育會沿革と事業の概要 (大正七年現在)

一 沿革畧

帝國教育會は明治十六年九月創立、大正十二年八月を以て滿四十年となる。會長は男爵九鬼隆一、公爵近衛篤磨男爵辻新次を経て現會長澤柳政太郎。現今の敷地は宮内省の恩賜にかゝる。現在基本金約八萬圓

二 事業概要

1 各種の調査 本會が特に調査部及委員會を設けたのは初等教育調査部、通俗教育部、國語調査部、戰役教育調査部、女教員問題調査委員會、活動寫眞に關する調査部、師範教育調査部、講談落語に關する調査委員會、中等教員待遇問題調査委員會、試験問題調査委員會等で、その調査の報告書は、皆我が教育上に多大の影響を與へて居る。

2 各種會合 全國聯合教育會(十一回)全國小學校教員會議(十回)全國女教員會(三回)帝國聯合教育會理事會(五回)全國附屬小學校主事會(二回)全國實業補習學校長會(二回)女子教育大會(一回)保育者大會(一回)等全國的大會を舉行して其時々緊張の問題を討議研究し、教育社會は勿論大に一般社會の輿論喚起に努めた。

3 建議答申 右等大會の決議其他を當局に建議し、或は當局の諮問に答へて其參考に供したものは非常に多數である。本會の意見が實行せられたものも頗る多く、最近一二の例を言へば、第三種國語讀本の編輯、女教員産前産後の休養、及市町村義務教育費國庫負擔金増額の如き、其の最も著しいものである。

4 講演講習 通俗教育講演會(十三回)通俗教育施設講習會(二回)夏期講習會(卅四回)冬期講習會(十二回)思想問題研究會(二回)學術講習會(百二十一回)等が主なるものである。此の外各種の講演會を行ひ、教育者及一般民衆の學術普及に盡力した。

5 雜誌及圖書出版。雜誌「帝國教育」は今月四百八十七號(大正十二年二月)に及び、教育雜誌中有數のものである。又圖書としては聖諭略解、戊申詔書述義、日章旗考、時局に關する資料約卅冊、地理詳説、小學教育最近研究、理科教育最近研究、思想問題講演會、綴方教授最近研究、國語文範、藝術教育等が出版せられてゐる。又教育年鑑を出版し第五卷に及ぶ。

6 教育者表彰 教育功績者に對して功績章又は功碑を贈つたもの五百六十名。

7 救濟 濃尾震災、東北三縣凶年の際義捐金を募集し貧困兒童を救濟し、又は小學校設備費を補助した。大正

九年末支那餓饉救濟義捐金十數万円を募集し罹災者に贈り、殘金を以て北京に財團法人育成社を興し、育成小學校を經營。是我國唯一の在支那人小學校である。

8 其他 中等學校の教員不足を補ふ爲教員紹介事業を經營し、今日迄紹介せし者百五人、又小學校教員子弟の學資補助を周旋したる者七十人。米國通商經濟局と活動寫眞の交換をなさんが爲フィルム數卷撮映す。

9 帝國聯合教育會 本會は帝國教育會が中心となつて全國八十八教育會を集めた一大聯合團體である。市町村義務教育費國庫負擔金増額期成同盟會、及び臨時教育行政調査會に對する活動等顯著な事業をなした。

尙會長澤柳政太郎は昭和二年十二月死去、後任には伯爵林博太郎就任したので茲に附記する事とする。

乙 本縣狀況

一 概況 本期は日露戰役の後を受け國運發展の時代であり、且大逆事件、明治大帝の崩御、御即位の大禮、日獨戰爭等國家重要事件の累積した時代である。従つて教育界も多事多端な時代であつた。かかる時代の影響を受けたる爲か、或は關係者に其人を得た爲か、兎に角本期の本縣教育會は最も活動躍進した時代の様である。

即是迄各郡市教育會の聯合であつたが、明治四十二年十月に至り、各郡市教育會を本會の支會となし、名を熊本縣教育會と改稱して會則の大改正を行ひ翌年二月よりは毎月會報を發刊して大に陣容を新にした。大正元年八月には、文部大臣の認可を得て完全なる社團法人となし、一面種々の事業を劃策して縣

教育會に盡瘁したので、大正二年三月廿五日には、成績優良の故を以て左の通り選賞の榮を得た。

熊本縣教育會

創立以來教育ニ關スル諸般ノ施設ヲ爲シ其成績見ルベキモノアリ仍テ金百圓ヲ賞與ス。

大正二年三月廿五日 文部大臣從三位勳二等法學博士 奧田義人

次に本會の活動盛なるに伴ひ、専任者を置くの必要を感じ、全年五月始めて常任幹事を置くこととなり、本縣師範出身の松田覺其任に當つた。越えて大正四年には、御大典記念事業として教育會館を建設し、會の事務所たらしむると共に、各種教育資料を陳列して一般の縦覽を許し、尙教育的會合の爲には無料で貸し與へて所謂教育的の俱樂部たらしめた。翌大正五年には、細川侯爵閣下を本會名譽總裁に仰ぐと共に、顧問特別會員等の範圍を擴張して、各官衙の長官、其の他縣下知名の人士を網羅して各方面との連絡を遺憾なからしめ、且中等教育支會を設けて中等教員を本會々員へ加へる等、根本的の改善を行った。

之より先縣廳學務課には、大正四年一月金澤（正雄）理事官去つて佐上（信一）理事官赴任するや、本會副會長に擧げられ、大正三年に八代郡視學より本縣屬視學となりて縣に入り、間もなく本會理事の職を兼ねたる入江景正と共に、大に力を縣教育會の振興に盡した様である。前記教育會館の建設、組織の擴張、中央支會の新設等右二人の力に俟つこと多大なるものがあつた。而已ならず縣學務課の態度としては大に、教育會を利用して、縣下教育の振興を圖らうと努めた。今一二の例を擧ぐれば副會長たる

佐上理事官は、縣教育會報の大正四年十一月號に「縣下初等教育の改善を論ず」といふ大論文をかゝげ全五年二月號には學務課の名稱の下に「本縣教育改善振興に關する諸問題」、「實業補習教育改善實施方案」といふ題下に、本縣各種教育方面の振興に關する縣の態度を明にして、世の批判を乞ふと共に、輿論の喚起に努めてゐる。其他縣廳としては學務課便りは素より、苟も教育に關係ある事項は之を會報に發表して、世人の注意を喚起する等の手段に出てゐる。又大正六七兩年にかけ、縣及本會聯合主催の下に開催せられたる体育研究會の如き、五年には男子師範、六年には女子師範にて開催し、大に縣下の体育向上に資する處があつたが、夫と相前後して体育號の發刊及會報に体育欄を特設し、体育に關する調査研究意見の發表を獎勵して、大に体育熱の鼓吹に努めた。

要するに大正四、五、六、七年の頃は縣教育會を實動の中心機關として縣及教育關係者並縣内知名の人士の大同團結を組織し、縣下を擧げて一丸とせる教育尊重の實を表はさうと努めてゐる。従つて施設事項等亦頗る見るべきものがあるが詳細は項を改め述ぶる事とする。

本會が右の様な状態であつたので各郡市支會に於ても各種の調査研究、教員の養成、講習講演會、視察員の派遣等相當に活動してゐるが改めて記載するを止め各支會より提出せるものを後項に掲げる事とする。尙第四期に勃興した種類の學會は前期では漸次減少の模様を示したが本期に入つては殆姿を消してゐる。そして前期頃より段々盛んになりかゝつた各種の講習會就中教員の知識向上を目的とするものは、本期に於ては殆絶頂に達したと思はれる程各地各種の講習會が開かれてゐる。又一方では一般民を對手

とする講演會等が開かれた。此の傾向は獨り本縣のみならず、全國共通の事と見へ、明治四十年五月には普通學務局長より各府縣知事に當て講習會開催上の注意等が出されてゐる。併し其詳細を述べる事は出來ないので、本會主催の主なるだけを後項に述べる事とする。

二 縣教育會の狀況

1 明治四十二年の組織改善 本會の創設は明治廿六年十月で各郡市の聯合体であつたが、是では活動上種々の不便があるので、組織を改善して各郡市教育會を本會の支會となさうと云ふ事は久しい間の懸案であつたが、機愈熟して明治四十二年十月各郡市教育會より四名宛の委員を選出し、組織會を開催した。該會は全月五、六の兩日に亘り慎重に審議せられたが、至極順調に進み、會則其他を議了し、役員を選挙を行ひ、更に左の諸件を決議した。

一 各支會の成立を來十二月廿日迄に本會に報告すること。

一 本年度の經費は評議員會に於て決定の現在の豫算を踏襲すること。

一 支會の名稱は熊本教育會何々郡(市)支會と稱すること。

今其組織の大体を述べれば (イ)本會に總裁會長副會長理事書記を置いて平生の事業を處理し (ロ)緊急事項を議する爲委員十名を置き (ハ)教育各方面の事情を調査する爲初等、中等、實業、女子、社會の五調査部を設け (ニ)尙學識名望高き博士縣會議長等に顧問を委嘱し (ホ)本會支豫算及各種施設事項を議するに各郡市支會より四名宛の評議員を出して之を審議解決する事とした。

今左に組織當時に於ける本會役員及各支會長を掲げて改善當初の陳立を明にしよう。但會則等は後に定款として掲ぐる事とし茲には省略する事とする。

本會役員

- 總裁 川路 利恭(知事)
- 會長 石川 啓(内務部長)
- 副會長 保田詮次郎(師範校長)
- 常委員 梶山延太郎(學務課長)
- 須藤 信立(縣視學)
- 元松 直忠(飽託郡視學)
- 評議員 略ス
- 理事 直江 俊三(師範教頭)
- 安武 磯喜(熊中教頭)
- 書記 宮田 高綱
- 顧問 中原 淳藏(高工校長)
- 村上 一郎(縣會議長)
- 松浦寅三郎(五高校長)
- 谷口 長雄(病院長)
- 兒崎 爲植(市視學)
- 家城 鶴年(縣 屬)
- 千田 一十郎(師範校長)
- 橋本 基一(商業學校長)
- 大石 永勝(小學校長)
- 井芹 經平(濟々費長)
- 野田 寛(熊中校長)
- 岡村猪之助(熊本農業學校長)
- 河田 竹生(小學校長)
- 藤原 覺因(縣視學)
- 香山 豊喜(縣 屬)
- 實業教育部長 茂呂 信義
- 社會教育部長 由比 質
- 中等教育部長 松浦寅三郎
- 初等教育部長 保田詮次郎
- 女子教育部長 會田 由義
- 支會々々長

- 熊本 辛島 格 鮎 託 美濃部盛行 玉名 十時參吉郎
- 鹿本 藤岡 常彦 菊池 坂本 到 宇土 宗村敬四郎
- 阿蘇 中西 正義 上益城 牛島 省三 下益城 田中 致知
- 八代 水上 浩然 葦北 高野 定義 球 磨 沼 安治
- 天草 藤本 友世

2 社團法人の組織 本會を法人組織となすの件は明治四十五年の評議員會に於て議決せられ、全年四月廿五日主務省に許可申請をなし、大正元年八月五日民法第卅四條に依り文部大臣の許可を得、全年八月廿六日熊本區裁判所に登記の手續を了し、茲に完全なる社團法人の資格を得るに至つた。今左に許可指令及定款細目を示さう。

文部省學熊普八〇號

熊本縣教育會設立者總代 高橋 要治郎

明治四十五年四月廿五日申請社團法人熊本縣教育會設立ノ件民法第卅四條ニ依リ許可ス

大正元年八月五日

文部大臣 長 谷 場 純 孝

○ 熊本縣教育會定款

(社團法人組織の際のもので本會組織當時の會則も内容に於て變りはない)

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ縣下教育ノ普及上進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ熊本縣教育會ト稱シ事務所ヲ熊本市新南千反畑町三拾五番地ニ置ク
- 第三條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

- 一 教育ニ關スル雜誌及圖書類ヲ發行スルコト
- 二 講習會、講談會、展覽會等ヲ開クコト
- 三 講師又ハ講演者ヲ派遣スルコト
- 四 教育視察員ヲ派遣スルコト
- 五 官廳ノ諮問ニ應ジ若クハ官廳ニ建議スルコト
- 六 教育上効績アル者ヲ表彰スルコト
- 七 教育ニ關スル諸般ノ研究調査ヲナスコト
- 八 其ノ他教育上有益ナル事業

第四條 本會ハ各郡市ニ支會ヲ置ク

支會ハ其ノ規則ヲ制定シ本會長ニ報告スルモノトス

支會ハ本會ノ趣旨ニ基キ必要ナル事業ヲ經營スルコトヲ得

支會ニ於テ舉行シタル事業並ニ役員ノ異動ハ其都度之ヲ本會長ニ報告スルモノトス

第一章 會員

第五條 會員ヲ分テ通常會員、特別會員、名譽會員トス

通常會員タラントスル者ハ住所職業氏名ヲ記載シ居住地ノ支會長ヲ經テ本會長ニ申出ヅベシ

特別會員ハ本會ニ功勞アル者ニ付本會之ヲ推選ス

名譽會員ハ學識、名望アル者ニ付總裁之ヲ推選ス

第六條 本會ハ會員中本會ノ規則ヲ遵守セズ若クハ會員タル体面ヲ汚辱シ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損シタリト認ムル者アルトキハ除名スルコトアルベシ

入會ノ拒絕會員ノ除名名譽會員、特別會員ノ推選ハ會長ニ於テ常委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定ス

第三章 役員及顧問

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁 一名 會長 一名 副會長 三名

常委員 若干名 評議員 若干名 幹事 若干名

書記 若干名

本會ニ顧問若干名ヲ置ク

第八條 會長ハ會務ヲ統理シ且會議ノ長トナリ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其代理ヲナス

會長副會長ヲ以テ理事トス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ事務ヲ整理ス

書記ハ庶務會計ニ從事ス

第九條 會長副會長及常委員ハ評議會員ニ於テ全會員中ヨリ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ三ケ年トス

幹事及書記ハ會長之ヲ囑託ス

評議員ハ各支會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉シ其任期ヲ三ケ年トス

總裁ハ評議員會ノ議決ニ依リテ之ヲ推戴ス

顧問ハ總裁之ヲ推薦ス

第四章 會議

第十條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一 總會
- 二 評議員會
- 三 常委員會

第十一條 通常總會ハ毎年一回之ヲ開ク

前項通常總會ノ外會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會員五百名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ臨時總會ヲ招集スルモノトス

總會ノ招集及會議ノ目的タル事項ハ豫メ之ヲ通知スルモノトス

通常評議員會ハ毎年一回臨時評議員會常委員會ハ必要アル毎ニ會長之ヲ招集ス

第十二條 總會ニ於テ舉行スル事項ハ左ノ如シ

- 一 會務ノ報告
 - 二 學術ニ關スル講演及討議
 - 三 研究調査及視察ニ關スル報告
 - 四 教育上ノ論文及意匠品ノ審査陳列
 - 五 解散ノ決議
- 總會ニ於テ表決ヲナスハ出席會員ニ限ル

第十三條 評議員會ニ於テ議決スベキ事項ハ左ノ如シ

- 一 豫算ノ議決及決算ノ承認
 - 二 其ノ他會長發案ノ事項
- 常委員會ハ左ノ事項ヲ議決ス

第十四條 評議員會ノ議決ニ依リ委任セラレタル事項

- 一 評議員會ニ於テ議決スベキ事項ニシテ會長ニ於テ急施ヲ要スルト認ムル事項但此ノ場合ニ於テハ次期ノ評議員會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 二 總會及評議員會ノ議案ヲ審査スルコト
- 三 其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第五章 調査部

第十五條 本會ニ左ノ調査部ヲ置ク

- 一 初等教育部
- 二 中等教育部
- 三 實業教育部
- 四 女子教育部
- 五 社會教育部

第十六條 前條ノ各部長若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

第六章 會計

第十七條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

- 一 本會ノ所有ニ屬スル動産不動産
 - 二 各支會ノ負擔金
 - 三 本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生ズル收入金
 - 四 其他臨時ノ收入
- 前項資産ノ管理ノ處分ニ關スル規則ハ評議員會ノ議決ヲ以テ定ム

第十八條 各支會ノ負擔金ハ年二回之ヲ納入スルモノトス

第十九條 支會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第二十條 本會雜誌及圖書ノ發行ニ關スル經費ノ収支ハ特別會計トス

第七章 附則

第二十一條 各支會ニ屬スル財産ノ管理處分ニ關スル規定ハ別ニ本會細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 法人設立許可ノ際現ニ熊本縣教育會長副會長常委員評議員タル者ハ其任期間當然本會ノ會長副會長常委員評議員タル者トス

第二十三條 本定款ヲ施行スルニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

明治四十五年四月廿五日

高橋 要次郎
大海原 重義

○熊本縣教育會細則 (明治四十二年組織當時に設けたるもの)

第一章 事 務

- 第一條 本會ノ事務所ハ當分熊本縣廳學務課内ニ置ク
- 第二條 本會ノ事務ハ庶務、會計、編輯ノ三トシ理事之ヲ分掌シ書記其ノ事務ニ従事ス
- 第三條 庶務ハ凡ソ左ノ事項トス
 - 一 文書ノ往復ニ關スルコト
 - 二 會印會長印及總裁印ノ保管ニ關スルコト
 - 三 本會報及本會編輯圖書ノ發行等ニ關スルコト
 - 四 會議ニ關スルコト
 - 五 調査部ニ關スルコト
 - 六 講習會、講談會、展覽會ニ關スルコト
 - 七 役員、講師、講演者、視察員、功績者等人事ニ關スルコト
 - 八 日誌、記録ニ關スルコト
 - 九 右ノ外他ノ分掌ニ屬セザルコト
- 第四條 會計ハ凡ソ左ノ事項トス
 - 一 經費ノ豫算決算ニ關スルコト
 - 二 金錢ノ出納ニ關スルコト
 - 三 物品ノ購入等ニ關スルコト
 - 二 備品ノ整理ノ保管ニ關スルコト
- 第五條 編輯ハ凡ソ左ノ事項トス
 - 一 本會報編輯ニ關スルコト
 - 二 教育上必要ト認ムル圖書ノ編輯ニ關スルコト
- 第六條 前條ノ會報及圖書ノ編輯ニ關シ特ニ編輯員ヲ置クコトヲ得
編輯員ハ理事ノ指揮ヲ受ケテ編輯事務ニ従事スルモノトス
- 第七條 庶務、會計、編輯ニハ必要ナル帳簿ヲ具ヘ理事之方整理保管ノ責ニ任ズルモノトス

第八條 理事分掌事務ノ施行ニ就キ他ノ分掌ニ關係アルモノハ其ノ主管ノ理事ニ合議スルモノトス

第二章 會 議

- 第九條 會議ハ定員半數以上出席スルニアラザレバ開議スルコトヲ得ズ但總集會ハ此限ニアラズ
 - 第十條 會議ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ定ム可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
動議原案共ニ過半數ノ賛成ヲ得ザルトキハ委員ヲ設ケ調査センメ更ニ之ヲ審議スルモノトス
但議會ノ意見ニ據リ簡便法ヲ用フルコトアルベシ
 - 第十一條 支會ヨリ評議員會ニ提出セントスル議題ハ四月末日限本會長ニ差出スベキモノトス但緊急ヲ要スルモノハ此限ニアラズ
支會又ハ會員ヨリ總集會ニ提出セントスル談話題及討議題ハ九月十五日限本會長ニ差出スベキモノトス
 - 第十二條 評議員會及總集會ニ提出スル議題談話ハ豫メ常委員會ノ議決ヲ經ルモノトス
 - 第十三條 評議員會ニ提出シタル議案ノ説明ハ理事之ヲナスモノトス
總集會ノ談話題及討議題ハ提出者其ノ説明ヲナスモノトス
 - 第十四條 會長副會長及常委員ノ選舉ニ際シ投票ヲナストキハ無記名投票トス若シ投票同數ナルトキハ年長者ヲ當選トス
- 第三章 經 費
- 第十五條 豫算ノ流用ハ常委員會ノ承認ヲ經ヘキモノトス
但目節ノ流用ハ會長限之ヲ行フコトヲ得
 - 第十六條 決算ハ常委員會ノ承認ヲ經テ次年度開會ノ評議員會ニ提出スベキモノトス
 - 第十七條 本會編輯ノ會報及圖書ノ代金ハ各支會之ヲ取纏メ直チニ本會ニ送附スヘキモノトス

第十八條 本會經費ノ殘餘ハ次年度ニ繰越又ハ基本財産ニ組ミ入ル、モノトス

第四章 旅費報酬

第十九條 評議員會ニ出席スルトキハ豫算ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給ス 但一里未滿ハ日當ヲ給シ車馬賃ヲ給セズ

里程ハ熊本縣元標ヨリ各支會事務所所在地マデトス

第二十條 書記ノ俸給委員ノ手當雇員ノ日給小使ノ手當ハ會長之ヲ定ム

第二十一條 教育視察員代議員其ノ他ノ委員等ヲ派遣スルトキハ車馬賃一里拾五錢汽車賃一哩四錢汽船賃一海里四錢

日當壹圓五拾錢ヲ給ス 但場合ニ依リ手當ヲ給シ規定ノ旅費ヲ給セザルコトアルベシ

支會又ハ教育團體等ニ派遣スル講師又ハ講演者ノ報酬ハ其ノ都度之ヲ定ム

第二十二條 本會報原稿寄贈者ニハ之ヲ登載シタル場合ニ於テ會長ノ見込ニ依リ報酬ヲナスコトアルベシ圖書編輯ノ

場合モ亦之ニ準ズ

第五章 基本財産

第二十三條 基本財産ハ會長之ヲ管理シ毎年一回評議員會ニ其ノ現状ヲ報告スルモノトス

第二十四條 基本財産ヲ本會事業經營ノ爲一時貸出サントスルトキハ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス

第六章 調査部

第二十五條 調査部ノ部長ハ部長ノ推薦ニ依リ本會長之ヲ囑託ス

第二十六條 各調査部ノ經費ハ本會長之ヲ定メ各部長ニ通知スルモノトス

第二十七條 各調査部長ハ調査事項ヲ定メ本會長ニ報告スルモノトス

第二十八條 調査シタル事項ハ遲滞ナク會長ニ報告スルモノトス

3 定款の變更

定款の部分改正 大正五年一月十日と全六年十二月廿七日の兩度に定款の變更認可があつてゐる。

前者は全五年細川侯爵を名譽總裁に戴き、且顧問、特別會員等の範圍を擴張せる際の一小部分の變更で
大正四年十二月十五日に申請したのである。今其變更の箇條を擧ぐれば

一 役員に「名譽總裁」の一項を加へた事

二 總會舉行事項に「六、定款ノ改正變更」の一項を加へた事

三 評議員會の議決事項に「一、總會ノ決議ニヨリ委任サレタル事項」の一項を加へた事

四 事務所番地三五番を三八・三九・四〇・六〇番と變更

後者は大正五年に中央支會を設けた爲の變更で、全六年十一月廿六日申請したものである。其變更の事項は次の二件である。

一 第四條「本會ハ各郡市ニ支會ヲ置ク」とあるを「本會ニ中央支會及郡市支會ヲ置ク」と變更。

二 第十六條の調査部に「六、學校衛生部」を加ふ。

4 教育會館の建設と開館式

イ 會館建設の狀況 教育會館建設の聲は長い間の問題であつたが、愈御大典を期とし記念事業の一

つとして建設しようといふ事で、大正四年三月の評議員會に於て滿場一致を以て可決し、其實行方法は本會常委員に一任といふことになつた。始め二階建百坪經費約五千五百圓位のものであつたが、種々の事情により愈發表するに至つたのは、附屬舎共合して百七十一坪五合、建築費一萬六百元を要する事と

なつた。

茲に於て設計を工業學校に依頼し、大正四年七月一日起工、全十月十日に至り八分通り竣工したので取敢へず火災保險に附し、同時に先約により市主催共進會縣外館に充當する爲一時工事を中止し、後共進會の閉會を待ち、更に全十二月十日再起工、復舊修理と共に殘餘の工程を進め、大正五年二月上旬に至り全く竣工を告ぐるに至つた。かくて出來上りたる本館は二階建の洋風建築で本館百六十一坪七合五勺、内二階建四十三坪二合五勺、平家建百十八坪五合、附屬建物平家建九坪七合五勺、總計百七十一坪五合、總經費九千九百拾四圓七拾壹錢を要した。尤敷地三百坪一合五勺は縣の了解を得て無料借用する事とした。尙一方寄附金募集も頗順調に進み、豫算額一萬六千圓に對し實收入壹萬貳千貳百五拾六圓拾錢七厘に達し、正に千六百五拾六圓餘の増差を示すの好成績を得た。今左に其收支決算を掲げて參考に供しよう。

收		支	
入	出	内	出
總額	一〇、七二〇、九三〇	總額	一〇、四七五、〇七〇
内		内	
一本會回收	二、三二六、六九七	一 建築費	九、九一四、七一〇
1 教員講習所費殘額	七五〇、〇〇〇	1 工事費	五六〇、三六〇
2 通俗教育費	一、五〇〇、〇〇〇	2 雜費	二四五、八六〇
縣費補助	二、〇〇〇、〇〇〇	二 設備費	一、五三五、一七七
三 寄附金	六、三三七、九一〇	差引殘金	

1 小學校教員寄附金	二、一九八、一五五
2 右外學校教員寄附金	六八三、六七〇
3 有志寄附金	二、九五六、〇八五
4 細川侯寄附金	五〇〇、〇〇〇
四 市共進會貸附料	一、五六〇、〇〇〇
五 雜收入(預金利子)	三一、五〇〇

口、事務所移轉と開館式 教育會館愈落成を告げたので全五年二月一日事務所を茲に移し「明麗館」と命名し直に内容充實にかゝつた。先第一に各調査部にて該館の内容充實方案につき調査研究して方針を確立し、之に基いて内外各種の教育資料を蒐集陳列し一般公衆の觀覽に供する事とした。(詳細展覽會の部参照)

茲に於て名譽總裁細川侯爵の來臨を仰ぎ全年十一月廿一日午後二時より全館前庭に於て盛大なる開館式を舉行した。

尙此の際に於ける會長の式辭は、當時の事情を悉くしてゐるので、掲げて參考に供しよう。

式 辭

茲ニ本日熊本縣教育會ノ新築ニ係ル明麗館ノ開會式ヲ學クルニ當リ貴賓閣下並ニ各位ノ貴臨ヲ忝フスルヲ得タルハ本會ノ最モ光榮トスル所ナリ殊ニ本會ニ特別ノ贊助ヲ與ヘラレタル細川侯爵閣下ノ御下縣ニ際シ御來臨ノ榮ヲ賜リタル



明麗館額

ハ本會ノ深ク感激ニ堪ヘサル所ナリ抑モ國史ノ精華ヲ發揮シ萬世不易ノ國體ヲ擁護スルハ古來我國民特有ノ美風ニシテ即チ我帝國ノ萬國ニ冠絶スル所以ナリ義ニ本會力大典記念事業トシテ本館ノ新築ヲ計畫シ廣ク資料ヲ蒐集シテ之ヲ陳列開示シ以テ教育ノ普及改善ニ資益セシムト企圖シタルハ蓋シ斯美風ヲ鼓吹シテ益々國民教育ヲ向上セシメ以テ國民思想ノ一致品結ヲ全カラシムト欲スル微志ニ外ナラス願フニ本會カ當初本館ノ新築ヲ計畫スルヤ建設及維持費ノ豫算多額ニ上リ其ノ調達頗ル憂慮スル所アリシカ幸ニ舊藩主細川侯府家ヲ始トシ川上前知事閣下率先シテ之ヲ贊助セラレ又縣ニ於テモ之カ救地工費ヲ補助セラレタルニヨリ會員其他有志ノ捐資陸續相次キ爲メニ豫算ノ算額ヲ超過スルニ至リ終ニ昨年七月其ノ工ヲ起シタリシカ工程モ亦擔任者ノ拮据勉勵ニヨリ順調ニ進行シ豫期ニ差ハス客秋ノ御大典前ニ落成シ縣廳舎ト相隣シテ市ノ廣街ニ當リ輪奐ノ一異彩ヲ添ヘ延イテ今日ノ開館式ヲ舉クルニ至リタルハ本會ノ最モ幸慶トスル所ニシテ深ク感謝ニ堪エサル所ナリ本館ハ今後益々本館ノ設備ヲ完整シ其ノ内容ヲ豐富ナラシムルト與ニ銳意其ノ利用ヲ擴張シ一ハ以テ御大典奉慶ノ記念ニ本館建設ノ目的ヲ貫徹シ以テ皇國日新文運ニ貢獻セムコトヲ所期スルノミ以テ式辭トス

大正五年十一月廿一日

熊本縣教育會長 茂泉 敬孝

八、明麗館の名稱に就て 明麗館の階上に掲げてある扁額の明麗館記に依つて明かであるが、尙大正五年四月の會報に佐上學務課長の寄稿せるものが平易で一般に了解せられ易いから左に全文を掲げて之が出處を明にしよう。

○ 教育記念明麗館

佐上熊本縣學務課長

本縣教育會の大典記念事業たる教育記念館は先般大体の工事を竣つたので、何等か適當なる名稱を附して永遠に是が印象を深からしめんとの趣旨に基き、舊臘一回教育會幹部の集會を催して相當の研究を爲したる後、更に典故に通曉せる内閣囑託尾東國府種徳氏に其の選定方を依頼したのに、一月の中旬に至り四箇の名稱と夫々其典故とを叙せられたのに就いて、更に教育會幹部會を開いて慎重調査を重ね、其の中より明麗館なる名稱を選びて總裁及び會長の決裁を経たのである。

其の典故とする所は「古語拾遺」中に天照大神嚇怒して天石窟に入り給ひ、磐石を閉して幽居された時、思兼神の主張に基きて石凝姥神をして日像てふを鑄さしめ、天照大神を石窟の外に出しまつらんとし、太玉命稱詞を以て吾捧げたる寶鏡は明く麗しく恰も汝命の如し云々と申されし事が見えて居る。即ち明麗の二字は八咫の寶鏡を形容したもので皇祖の神靈表現するの語としては最と適當であるのみならず、教育の淵源を茲に尋ぬる事を得べく、明麗を心として縣下教育の施設に膺り、之を社會的中心たるの實を擧げしむるは、即ち教育勅語の御趣旨にも副ふ所以となつて、極めて目出度く相應しき名稱たるべく、尙易上經に、離爲火、註、離麗也とあり邦史、昔、肥州を稱するに火國を以てせられたる事ある故、麗字は肥後の國を表す意味をも包含する事となり、又、明字は説卦傳に離也者、明也。葛物皆相見、南方之卦也。聖人南面、而聽天下、嚮明而治云々とあつて、明字は陛下が南面して御位に即かせ給へる光景を現はす事ともなれば、兩者を合し



明麗館記

たる明麗は、肥後の國と御即位記念とを兼ね意味し、記念の印象を深からしむるに極めて相應はしい。其の上に、易上象傳に、重明以麗手正、乃化成天下。とあつて文教を盛ならしめ天下を化成するの意味も加はつて、旁一層教育館の稱として適切とし之を選定したる次第であるから、本館建設に關し多大の盡力を致されたる縣下各方面の人々に、其の趣旨を一言し置きたい希望を有するわけである。

5 肥後先哲祭典と征西將軍の宮御傳記出版奉告祭

本期に於ける本會の特設事項に、肥後先哲祭典の舉行と、征西將軍の宮御傳記出版奉告祭との二つがある。前者は明治四十四年十一月福岡縣下に於て舉行せられたる特別大演習の際、九州地方の先哲に對し贈位の御沙汰があつたが、内肥後出身の先賢もあつたので、此の機會に、明治廿四年以來贈位の榮を行たる、我東肥先賢三十名の英靈を祭り、以て世導人心を開導しようとの趣意から出たもので、祭典と同時に遺物展覽會及講演會を開いてゐる。後者は明治四十三年七月の役員會で、征西將軍の宮の御傳記を編纂することに協定し、其後在東京文學博士藤田明に之が編纂を依頼してあつたのが、大正四年六月に至り愈出版が出来たので、茲に其奉告祭を舉行するに至つたものである。

今左に右大演習の際贈位の恩典に浴したる肥後の先賢を掲げて參考に供しよう。

○ 贈位の御沙汰に與かりし諸士 (明治四十五年一月發行本會報所載)

氏名	歴
故從四位下 菊池 武政	肥後の人南朝の忠臣菊池武光の長子にして守山城に征西將軍親王を奉じて足利氏の兵と戦ひ九州の重鎮たり
全 菊池 武朝	菊池武政の長子にして父武政と共に懷長親王を奉じ南朝の忠臣として知られ應永四年中四十五歳を一期として卒去せり

全 細川 重賢 熊本藩祖細川幽齋五世の孫にして宣紀の第五子銀合と號す刑書の編纂に力め政治家として令名あり天保五年六十八歳を以て卒す

贈從三位(特旨を以て位階追陞せらる) 故 阿蘇 惟直 肥後の國阿蘇郡の大宮司惟時の長子にして南朝の忠臣事成らずして自歿す

故 阿蘇 惟澄 全 阿蘇の人惟直に從ひ義兵を擧げ足利氏に敵對せり

贈從四位(特旨を以て位記を贈らる)

故 堀 勝名 熊本藩士にして藩の世臣なり藩政に功あり刑法學者たり寛政五年没す七十八歳

故 富田 大鳳 熊本藩士にして典醫たり又勤王の志厚く高山彦九郎と往復し享和二年二月歿す

贈從四位(特旨を以て位記を贈らる)

故 林 有通 熊本の人櫻園と號す兵書國典に精しく神道を以て同家を修め勤王家なり

贈從五位(特旨を以て位記を贈らる)

6 教員養成所の設置

明治四十一年義務教育年限延長實施に伴ひ、教員の質の向上を圖るの手段として、縣は小學校正教員養成講習會、及小學校正教員學力補充の講習會等を開いて來たが、正教員の缺乏を補ふ方法としては未だ解決の運びに至らなかつた。偶々明治四十四年度からは、師範女子部が獨立して他に移轉し、其の跡の校舍が不用となる事になつたので、本會に於ては之を利用して、現在の准教員及中學校、農學校、高等女學校卒業生に對し、尋正の資格を與へて、教員の充實を計る事の最も緊要なる事を痛感し、豫め縣の諒解を得て、明治四十三年五月の評議員會に於て一應の研究を遂げ、更に今年十月の該會に於て左の案を決議する事とした。

○尋常小學校正教員養成講習所設置要項

- 一 尋常小學校准教員の資格を有するものにして入學試験に合格したる者に對し一ケ年の講習をなす事
- 二 中學校、甲種農學校本科、甲種商業學校、工業學校本科並高等女學校本科卒業者は約十三週間の講習をなす事
- 三 講習終了の際尋常小學校正教員檢定試験を申請すること
- 四 第二項の資格者の爲には講習終了の際小學專科正教員試驗檢定を申請することあるべし
- 五 講習所は一個所とし之を熊本市に設くること
- 六 講習生は支會長の推薦を以て入學せしむること
- 七 講習所の學級編制は次の如くすること
 - 1 第一項の者(尋常准教員) 一學級(四十人を定員とす)
 - 2 第二項の者(中等學校卒業) 一學級(四十人を定員とす)
 但 第二項の者の學級は一ケ年三回募集す
 一年間に於て卒業者は第一第二兩項の學級計百六十人となる。
- 八 教員の雇聘及囑託は次の如くすること
 - 1 中等教員の資格あるもの文科一人、理科一人、計二人以を雇聘す
 - 2 右の外囑託約六人とす
- 九 經費支出(略)
- 一〇 經費收入縣費補助三千二百五十圓
- 二 講習所の學科課程及教授管理等に關する事項は會長之を定むること

三 第一項講習者は二ケ年第二項講習者は一ケ年本縣内に於て小學校教員の職に従事するの義務を付すること
 かくて一面縣に對し縣費補助の申請をなして金參千貳百五拾圓の補助を得更に師範女子部の校舎の内
 北部の一棟及音樂教室其他附屬舎並に之に伴ふ敷地等を無料にて借用する事とした。
 茲に於て會長は直に各支會長宛學費の補給配當人員等に關し通牒を發して各一學級宛入學の募集をな
 し、愈々四月十五日始業式を行ひ、翌十六日より開始するに至つた。かくて一部は十三週間、二部は一
 ケ年にて卒業せしめ、全時に尋常科正教員の檢定を乞うて資格を與ふる事とし、大正三年三月迄に回を
 重ねること一部は五回、二部は二回に及んだ。然るに一部の方は應募人員漸次減少の傾向があつたので
 全年四月に至り一部の募集を見合せ、二部のみ二學級百名を募集し之にて一先打切る事とした。左に毎
 回入所せし人員を掲げて參考に供しよう。

毎回入所人員			
第一部	第一回	三一名	計
	第二回	三四名	
	第三回	三三名	
	第四回	二三名	
	第五回	二一名	
第二部	第一回	四一名	計
	第二回	五一名	
	第三回	一〇〇名	

7 体育の獎勵施設

イ 講習會開催と体育衛生號の發刊及体育衛生欄の特設

体育問題は當時教育界の中心思潮であつた。そこで我教育會に於ても該科の講習會を各地に開催し來つたが、機運作興に資する爲、六年一月の會報を体育號、全年七月の會報を學校衛生號として發刊、内外の諸大家に乞うて所見を登載し、且會員

の研究を發表して、大に体育熱の向上を鼓吹し、尙二月號より体育欄、八月號より學校衛生欄を設けて調査研究意見の發表に便ならしめた。

□ 体育研究會の開催 本會は縣と聯合、右体育號發刊と前後して男女兩師範學校に關係者を召集し、一は男子の体育、一は女子の体育を主として研究會を開催し、大に縣下中小學体育の向上に資する處があつた。

ハ 青年体育の獎勵 尙本會は大正六年度より左記青年體育獎勵規程を制定し、縣下各都市に開催する青年團聯合運動會に於ける優勝團體に對し、其の都度賞狀並賞牌を授與し青年體育の獎勵に努めた。

青年體育獎勵法

- (一) 本會は國民体力増進法の一として青年體育の獎勵をなすこと
- (二) 本會は郡市青年會(青)若くは郡市内聯合青年團中に於て平素體育の獎勵其の宜しきを得且運動會開催當日其の成績最優良なる一青年會(青)に對し賞品若くは金圓を贈與すること
但當日運動種類の個人的たるとを問はず本會獎勵金又は賞品の交付は其の團體又は其屬所團體とす
- (三) 右獎勵金品を交付すべき青年會(團)は其の郡市青年會長(團長)又は其郡市内聯合青年會(團)主催者之を詮衡し本會長に報告するものとす
- (四) 前項の詮衡は第二項の外左の標準に據るものとす
 - 1 其の運動は教育上弊害なきものたること
 - 2 運動の成績は當日の各運動を通じて認定したるものなること
但本會獎勵の目的に資せんが爲めに其運動を特定したるときは此の限りにあらず

(五) 獎勵執行の時期は郡市青年會(團)又は郡市内聯合青年會(團)大運動會當日閉會前適當の場合に於てすること

(六) 獎勵執行は左の順序によること

- 1 運動會主催者は全團體を所定の位置に集合せしむること
- 2 運動會主催者は本會獎勵執行の旨を宣すること
- 3 本會長賞狀並賞品授與

(七) 前上の目的を達せんが爲に郡市青年會長(團長)又は郡市内聯合青年會(團)主催者は其時期計畫等に關し豫め本會に通告するものとす

二 本會調査部に於ける調査發表 本會調査部中女子教育調査部に於て『縣下各種女學校生徒體育改善案』及『縣下各種女學校生徒に課すべき遊戯の種類』等に付調査研究發表して世人の注意を喚起した。今體育改善案に付大項目のみを揚げて參考に供しよう。(大正七年二月發表)

- 一 女生徒の體育運動に關する趣味を助長し且之に對する自求的精神の養成に努むる事
- 二 生徒の身体検査統計を活用する事
- 三 女生徒の衛生に關する思想の發達に努むる事
- 四 校地校舎校具等の設備を一層充實する事
- 五 體操科教授時數及教材の分配は凡次の標準に依るを適當とする事
- 六 課外運動を尙一層獎勵する事
- 七 體操の服装は輕快にして運動に便なるを選択する事
- 八 一般保健法並個人健康法を指導する事

8 講習會と講演會

イ 講習會

小學校教員の知能向上に關する講習會が頻繁に開催せられた事は、概論に述べた通りであるが、茲には本期間に於ける本會主催の夏冬季講習會、及地方講習會の大体を表解して全般を窮ふ一端に供する事とする。

年度	夏 季 講 習 會 (熊本市に開催)	地 方 講 習 會 (時季不定)
四〇	八月六日—八月十二日……七日間 化學礦物 東京高師教授 和田猪三郎 八月十七日—八月廿三日……七日間 手工及教授法 全 岡山秀吉	
四一	八月三日—八月十二日……十日間 法 制 法學士 中村進午 八月十四日—同廿三日……十日間 物 理 理學士 早川金之助	一地方 熊本、天草、球磨、下益城、玉名 二學科 法制經濟、音樂、手工、教育等
四二	八月一日—同七日……七日間 西洋歴史 文學博士 箕作元八 十二月廿五日—同廿九日……五日間 畫 師範教諭 藤川傳藏	一地方 熊本、飽託、菊池、下益城、宇土、八代、葦北、球磨、天草 二學科 博物、教育、畫、手工、裁縫、歴史、動物

四三	七月卅日—八月五日……七日間 地 理 熊本高工教授 岩崎生三 八月六日—同十五日……十日間 圖畫教授法 東京高師教授 小山正太郎	一地方 鹿本、菊池、下益城、宇土、八代、天草 二學科 畫、國語、博物、手工等
四四	八月一日—同十日……十日間 算術理科教授法 文部省編輯 川上瀧男	一地方 阿蘇、葦北、球磨、玉名、下益城、 二學科 畫、手工、裁縫
四五	八月五日—同十四日……十日間 法制大意 京都帝大法學博士 市村光惠 八月一日—同十日……十日間 家事裁縫 女師教諭 佐々布三重 染色法 同 田添つる 熊工教諭 竹村得太郎	飽託 体操、師教諭 初鹿野 常太郎 宇土 手工、畫 同 東 仁彦 熊本 遊戲体操 福岡師範教諭 梯 英雄 算 術 玉中教諭 磯邊與左衛門
二	八月七日—同十三日……七日間 經 濟 神戸高商教授 津村秀松 八月四日—同十日……七日間 家 事 東京女高師教授 後閑菊野	天草 体操 師範 初鹿野 教諭 八代 同 同 白 井 教諭 葦北 同 同 白 井 教諭 菊池 同 同 白 井 教諭
三	八月廿二日—同廿八日……七日間 社會學ノ要旨及 文學博士 遠藤隆吉 現代思潮	阿蘇 算術 安藤 東京高師教諭 下益城 農業 加治屋 一師 教諭

歴史講話
文藝講話

長谷川五高教授
長江五高教授

上益城 算術
菊池 教授法

岡田 女師 教諭
大元 一師 教諭

口 講演會 講演會は學術的方面と通俗的方面との二つに分つことが出来る。而して通俗講演會は他の通俗教育施設と相俟つて實施せられ、而も其爲には縣は特に教育資金より本會へ指定補助をなして之が實施を奨励してゐる。今是等全般に亘り記述する事は、餘りに繁雜となるの嫌があるので、茲には本會で研究したる通俗教育實施規程と、大正三年以來開催したる時局講演會との概況を掲げて、全般を察知するの一資料とするに留むる事としよう。

○ 通俗教育實施規定 (明治四十四年九月制定)

- 第一條 通俗教育ハ國民ノ道徳ニ關シ健全ナル思想ヲ養成シ併セテ日常生活ニ必須ナル知識技能ヲ普及スルヲ以テ目的トス
- 第二條 通俗教育ハ左記ノ方法ニ依リ之ヲ行フモノトス
 - 一 通俗講演會
 - 二 幻燈會
 - 三 通俗講習會
 - 四 音楽活動寫眞其他通俗教育上適切ト認ムル事項
- 第三條 前條各號ニ適切ナル要目、掛圖、映畫ハ本會社會教育部ニ於テ之ヲ選定スルモノトス
- 第四條 通俗講演會及通俗講習會ハ各支會各分會ニ於テ毎年一回以上之ヲ開クモノトス各小學校ニ於テハ便宜之ヲ開クコトアルヘシ
- 第五條 各支會又ハ各分會ニ於ケル通俗講演會若クハ通俗講習會經費ニ對シ本會ヨリ補助金ヲ交附スルコトアルヘシ
- 第六條 幻燈會ハ市町村ノ小學校其他ニ於テ毎年數回之ヲ開クモノトス幻燈ノ映畫ハ本會ヨリ巡回ノ方法ヲ以テ之ヲ

各支會ニ送付スルモノトス

○ 大正三年以來開催の時局講演會概況

- 第一回 大正三年九月二日より三週間連續開催
 - 一 目的 宣戰詔書御趣旨ノ徹底的宣傳
 - 二 講師 本縣理事官以下公私立學校長及本會幹事
 - 三 會場 熊本縣下各郡市二回平均合計二十六回
 - 四 活動寫眞携帶
- 第二回 大正四年ノ秋冬
 - 一 目的 交戰國民の覺悟
 - 二 講師、會場、活動寫眞等同前
- 第三回 大正五年の秋冬
 - 一 目的 戰後國民の覺悟
 - 二 講師 會場等同前但活動寫眞携帶を見合はず。聴衆は各郡市町村の幹部を對象とす。
- 第四回 大正八年の秋冬
 - 一 目的 戰後國民の覺悟
 - 二 講師 舊藩主細川侯府派遺講師慶應大學教授鹿子木員信
 - 三 會場 本縣下各郡市各一回宛計十三回
- 第五回 大正九年に於て思想問題及民力涵養等に關シ大講演會開催

第四五の二回は第七期の領分なるも時局講演としては是にて一段落を告ぐることとなるので茲に添付することとした。尙此の外家庭中心講演會、職工徒弟講演會、各種學術講演會等もあるも略する事とする。

9 各種展覽會開催

本期に於て開催せる展覽會は、明治四十二年の藤公三百年記念學藝品展覽會、翌四十三年福岡に於て開催せられたる、九州沖繩八縣聯合教育品展覽會への出品、全四十五年の肥後先

哲遺物展覽會、大正四年熊本市主催の御大典記念共進會に附帶して開催せる學藝品展覽會、及大正六年に開催せる時局展覽會等が其主なるものである。

10 學事視察員の派遣 學事視察員の派遣としては他府縣視察と海外視察との二つがある。

イ 他府縣視察 他府縣視察は最初は縣下各學校より希望者を募集して一團體を組織し短きも十日間長きは三週間位の日子にて、大阪、奈良、東京其他各地方を選び(東京には毎年必立寄つてゐた様だ)團體視察をなしてゐたが、佐上副會長の提案により之を取止め視察事項と視察地を指定し同一方面へは二名又は一名を選抜出張せしめ文書復命をなさしむる外、毎年の總集會席上にて報導せしむることとした。尙視察事項は單に題目のみならず細密なる事項迄立案指示することとして視察の周到且忠實を期した。

ロ 海外視察 大正四年三月の評議員會に於て夏季講習を隔年一回中止し之に代ふるに海外視察團を以てしようとの動議が出て遂に可決、大正四年度より愈々實行する事とした。方面は大休滿鮮、中支、臺灣の三方面とし旅費は十四支會中毎年半數宛本會より支會へ補助する事とした。支會は之により希望者を募り(時に支會よりも旅費を補助した事があつた)其中より選定本會へ届出づる事とした。又他に私費希望者があれば同行差支ないのである。尙大正四年以來の視察地其他を擧ぐれば次の通りである。

○ 海外視察團

回数	年 度	視 察 日 數	視 察 方 面	視 察 團
一	大正四年度	自九月廿一日 至十月七日 一八日	滿 鮮 地 方	第一師範學校長 羽田貞義 外二十五名

二	全 五年度	自九月十八日 至十月七日 一六日	全	熊本中學校長 野田 寬 外三十四名
三	全 六年度	自十月廿五日 至十一月十日 一七日	中 支 方 面	八代中學校長 水上浩 然 外二十三名
四	全 七年度	自十一月廿六日 至十二月十二日 一七日	青島滿鮮方面	玉名中學校長 沼田博 雄 外十五名

11 研究調査と其他の施設 研究調査に關しては臨時委員を囑託して研究調査させる外、平素研究調査部なるものを置き各部に部長、副部长、委員を囑託し、必要なる問題に付常時集合調査研究をなす事とした。始めは初等、中等、實業、女子、社會の五部となつてゐたが、大正五年に學校衛生部が加はり六部制となつた。此の制度は頗る有効に活用され種々の問題に付研究調査を遂げてゐる。かくて其結果は或は建議となり答申となり發表となり實行となつて直接間接に多大の裨益を與へてゐる。今其研究調査を遂げたもの、中若干を掲げて例としよう。

○ 建議

一 師範學校増設建議案

二 中等學校入學試験を四月上旬に執行せられるは小學校の學級編制上に妨げあるを以て三月下旬に繰上げられん事の建議

○ 答申

計	一、五四六	一、五七七	一、六八六	一、八三三	二、二六五	二、八〇三	二、七六〇	二、五五一	三、七四五	四、三六三
備考	<p>一 大正七年度分は材料を得るに至らなかつた。</p> <p>二 支會の負擔金は四十一年度より各支會平等支出となつてゐる。</p> <p>三 本期に於て講習講演に力を盡くせる事は本表に依つても窺はれる。</p> <p>四 雜誌費の見へざるは四十三年度よりは別會計としてゐる爲である。但四十一、四十二の兩年度は廢刊ではなかつたかと思ふ。</p>									

三 各支會の狀況

中央支會

- 一 大正五年四月縣内中等學校職員を以て熊本縣教育會中央支會を組織し、支會長に第五高等學校長吉岡郷甫就任。○七月副會長に熊本縣立中學濟々巒長井芹經平就任事務所を同巒内に置く。○縣外視察員を派遣する。
 - 一 同六年度から事業として中等學校教員の爲に一ヶ年三四回の豫定を以て専門に關する學術講演會を開催し、尙各支會に對して中等學校教師を講師とする日曜講演會を開催する。
 - 一 同七年度から日曜講演會を地方講演會と改める。
- 熊本市支會
- 一 明治四十年六月總集會を開催し會長副會長の改選をし、辛島市長會長に三浦巖彦副會長に再選する。

る。

- 一 同四十一年六月總集會開催。○辛島市長は熊本市初等教育の沈滞萎微振はないのを慨し大に覺醒振興を劃しようとし、同年五月初代視學として兒崎爲槌を特選起用し市教育會の理事長として施設計劃を爲さしめ市教育界の氣分を作興し會の事業も亦振興するやうになつた。
- 一 四十二年熊本市教育俱樂部建設物は元市迎町向榮小學校舊校舍(舊藩時代古城洋學校内に在つて外人の教師の住宅であつたのを移轉した)の一部であつのを改築に當り市長は特に厚意を以て市教育會に譲渡され舊歩兵二十三聯隊南の市有地に移轉したもので洋風平家建である。○同年四月市立學校教員互助會規約が成り實施する。
- 一 同四十四年市教育俱樂部の前面に庭園を設け市の共同學園とし山崎校校長管理の下に植物教材を移植培養し博物教材の觀察資料に充つる。
- 一 大正二年六月市長山田珠一會長就任、千田一十郎を副會長に推薦する。
- 一 同四年四月總集會開催、市長依田昌兮會長に推薦。同十一月總集會開催、行徳健男副會長に推薦する。
- 一 同五年二月市教育俱樂部内に簡易圖書館を設け開館する。
- 一 同六年六月市教育會事業費として市費貳百五拾圓補助の指令がある。十一月佐柳藤太市長就任に付會長に推薦。大正二年から數年に亘つて市學童の爲夏季林間教育臨海教育或は修養團等の施設を爲し又市内商工子弟の通俗講演會、主婦下婢を主とした通俗講演會市民に理工科知識普及の講

- 演會、時局講演會、婦人講演會等の施設をする。
- 一 同七年五月市教育會事業費として市費參百圓補助指令がある。

飽託郡支會

- 一 明治四十三年郡長古城彌二郎會長就任、郡視學田代喜作同古泉貞治相繼ぎ副會長に就任する。
- 一 大正元年郡長三浦喜傳會長に郡視學長田富作副會長に就任する。
- 一 大正二年から五年にかけて會長に郡長田中致知、村上則貞再び田中致知横谷重太郎就任、副會長立山謙太就任する。
- 一 大正六年迄は横谷會長、大正七、八、年郡長福田虎龜就任副會長に郡視學中島仰水本東浦就任する。
- 一 事業の主なもの五期になしたことを徹底させる外補習教育實業教育青年團體獎勵及社會教育を振興させる事業を實施。大正八年は懸賞論文に力を注ぐ。

玉名郡支會

- 一 明治四十年教育品展覽會開催。教育會有功章制定。○教員の増俸寄附による基金蓄積。○教育會報發行、懸賞募集、複式教授の研究、補習教育振興に關する研究調査をする。○心理學講習會、各科教授法講習會開催。○學事視察員三池中川を東京地方に派遣。○壯丁學力調査を始むる。
- 一 同四十一年十時參吉郎會長就任、○教育研究所を玉名高等小學校に移す。○教員制服着用の件小

學校報告例を定める。○玉名郡誌編纂。○懸賞募集をする。○教育學講習會、○理科算術手工講習會開催。○學事視察員東、淺田を東京地方に派遣する。

- 一 同四十二年甲野吉藏副會長に就任。○聯合蔬菜品評會開催。○藤公三百年記念展覽會出品。○理科筆記帳撰定。○懸賞募集をする。○教員養成講習會、植物採集講習會開催。○學事視察員吉村西川を東京地方に派遣する。○郡教育會を熊本縣教育會玉名郡支會に組織變更。
- 一 同四十三年玉名文庫設置、教育功勞者表彰。○支會規則及細則編纂。○中小學連絡會を創める。
- 各科教授細目編纂。○圖書綴方教授法講習會開催。○學事視察員武田、坂西、前原、水本、三池、下永を東京地方に派遣する。○懸賞募集をする。
- 一 同四十四年中西正義會長就任。○通俗教育會を各分會別に開催。○學校是の設立、懸賞募集を行ふ。○國語算術理科講習會(分會別)開催。○學事視察員内田、大江、尾池、坂田、平橋、福永を東京地方に派遣する。
- 一 同四十五年佐藤良之助會長就任。○玉名郡教員互助會規程を定める。○回覽文庫を創める。○軍隊慰問實施。○懸賞募集をする。○准教員養成講習會、圖書講習會、理科算術手工講習會開催。○學事視察員明石、規矩川、坂村、月田、村上、高野を東京地方に派遣。○明治記念館設置の計畫が成る。○補習教育通信教授開。
- 一 大正二年笹井幸一郎會長に沼田博雄副會長に就任。○通信講演會開催。○公會堂建設費に金參

千圓寄附。○諸表簿の改訂、懸賞募集を行ふ。○准教員養成講習會教育學講習會開催。○學事視察員上田、吉村、中西、臼杵、立山、石原を東京地方に派遣する。

一 同三年補習讀本を編纂し懸賞募集を行ふ。○時局講演會、出征軍人慰問、會員凱旋者歡迎會を行ふ。

○國語科教授法講習會開催。○學事視察員中川、帆足、淺田、寺田、酒井を東京地方に派遣。○郡立圖書館設置、補習教育振興に關する訓令が發せられた。

一 同四年黒江軍太郎會長就任。○會則改正。○大典記念號發行、大典記念奉祝心得配布。○補習算術書編纂補習讀本解説發行、藤公事業新地調査、風俗習慣調査を行ふ。○國語教授法講習會開催。

○學事視察員東、城戸、吉田、兒玉、北野を東京地方に武田、三池、大江、中山、西川、中西、大倉を滿鮮地方に派遣する。○明麗館建設費に寄附する。

一 同五年支會々則改正、功勞表彰規程を設ける。○社會部主任を設ける。○史蹟實地調査を行ふ。

○神職會、農會、醫師會、佛教俱樂部等と聯合講演會を始める。○本部共通の缺陷調査、女子補習學校に關する設究調査を行ふ。○懸賞募集をする。○學事視察員村上、中山、硯川、高本、高橋、を東京地方に古川、酒井を滿鮮地方に派遣する。國語科教授法講習會、作法講習會開催。

一 同六年會長に横谷重太郎副會長に沼田博雄廣瀬久門立山謙太就任。○互助會規則改正。○史蹟調査の採編纂、懸賞募集をする。○簡易理科器械製作講習會、体操講習會開催。學事視察員井前、村上、上田、山田、大倉を東京地方に武田又男を中支那に派遣する。

一 同七年副會長立山謙太辭任、樺木太龜男就任。郡學校衛生會を組織する。○郡青年團聯合會を組織する。○教員体育會舉行。○青年團運動會及總會舉行。○婦人見學團を始める。○各町村三ヶ年教育案調査、体育調査を行ふ。○事務必携編纂、懸賞募集をする。○簡易理科器械製作講習會青年團少年部講習會開催。○學年視察員古川、倉光、池部、中村、染森を東北地方に派遣する。

鹿本郡支會

一 明治四十二年十一月熊本縣教育會に加盟し熊本縣教育會鹿本郡支部と改稱する。

一 明治四十三年五月郡長沼安治を會長に推戴する。

一 大正二年八月郡長木下信を會長に推戴する。

一 同三年六月郡長香山豊熹を會長に推戴する。

一 同六年十月郡長桐野森吉を會長に推戴する。

菊池郡支會

一 會長坂本 到(郡長) 明治四十三年五月迄 會長和田 亨(郡長) 大正四年六月迄

高野 定義(郡長) 大正元年十一月迄 小田原勇角(郡長) 大正六年十月迄

藤原 覺因(郡長) 大正三年六月迄 龜井 直信(郡長) 大正六年十一月より

一 毎年教員學力向上講習會開催。

一 明治四十一年十一月左の郡教育是を定め、毎年數項の細案を定め、教育の進展を計る。

- (一) 小學校教育の進展
- (二) 社會教育の振興
- (三) 經濟教育重視並基本財産蓄積。
- 一 同四十二年五月九州中國東海道方面へ各三名宛學事視察員を派遣する。其後毎年數名宛縣外視察員を派遣する。

阿蘇郡支會

- 一 明治四十年基本金募集に着手して本會基礎の強固を計る。○八月國語代數幾何の各講習ひを開く
- 准教員養成講習會を三週間宮地町で開催、講師中島正勝外二名。
- 一 同四十二年小學校兒童成績品展覽會開催 ○准教員養成講習會一ケ年間開催 ○八月法制經濟教育の各講習會を開く。○師範學校に研究員を派し教授法を研究させる。
- 一 同四十三年准教員養成講習會一ケ年間開催 ○學事視察員を京阪廣島方面へ派す。○八月圖書國語体操遊戲の各講習會を開く。○各町村に巡回幻燈會を催す。○熊本縣教育會阿蘇郡支會と改稱する。
- 一 同四十四年學事視察員を東京廣島へ派遣。○通俗講演會巡講 ○代數修身の各講習會開催。○花田中佐を招いて報德會を起す。
- 一 明治四十五年通俗講演會を開く。○八月教育法制經濟の各講習會開催。○學事視察員を東京京阪近縣に派す。○教授法研究の爲師範學校に派遣する。
- 一 大正二年通俗講演會開催。尙幻燈の他蓄音器を用ふ。○學事視察員前年同様。○博物、家事、地理、体操の各講習會を開く。

- 一 同三年學事視察員を縣内福岡鹿兒島に派す。○時局講演會通俗講演會を開く。
- 一 同四年十一月御大典記念展覽會開催。○蔬菜品評會を開く。○學事視察員を山口、廣島、京都、奈良、静岡、東京へ派遣する。○教員の懸賞論文を募集する。○國語体操講習會開催。
- 一 同五年學事視察員を東京、京都、廣島、山口、福岡、及縣内に派す。○郡勢一覽表作製。○物理化學、修身講習會を開く。○懸賞論文募集。
- 一 同六年職員体育會青年体育會開催。○八月宮地校にて自治資料展覽會を開く。○歴史体操講習會開催。○懸賞論文募集。○複式單式學級研究員を師範學校に派遣する。
- 一 同七年通俗講演會を開く。○複式單式學級研究員を師範學校へ派す。○兒童成績品展覽會開催。○物理化學、裁縫の各講習會を開く。○學事視察員を東京、奈良、廣島、福岡、鹿兒島へ派す。○職員体育會を開く。○巡回文庫を各學校に廻す。

上益城郡支會

一 自前期 至明治四十二年十二月	會長	古庄 龍象(郡長)	副會長	龜井 直信(郡書記)
一 自明治四十二年十二月 至同四十五年一月	全	手島 省三(全)	全	松岡 彪(郡視學)
一 自明治四十五年二月 至大正三年七月	全	香山 豊熹(全)	全	高野 忠太(郡視學)
一 自大正三年七月 同六年七月	全	木下 信(全)	全	新谷 清滿(郡視學)

自大正六年七月
至同八年七月
會長 泉崎 三郎(郡長)
副會長 稅所 德彌(郡視學)
荒牧 登(全)

一 明治四十一年三月郡内一齊に尋常四年算術科の學力比較試験を行ひ其結果を公表し郡教育界に一
大衝動を與へる。

一 同四十二年四月縣教育會組織變更に伴ひ熊本縣教育會上益城郡支會と改稱する。

一 同四十四年四月上益城郡教育支會の財産を管理する爲新に上益城郡教育俱樂部を設立する。

一 大正四年十一月御大典奉祝の爲郡内小學校聯合大運動會を御船町に開催し且御即位記念上益城郡
巡廻文庫を開設する。

一 同六年十一月大矢野原陸軍廠舎に宿泊し郡内各小學校聯合体育會を舉行する。

下益城郡支會

一 明治四十四年から學費の補助を得て基本金の増殖を圖る。

一 大正三年松橋校の一室を借り圖書閱覽所設置し傍を巡廻文庫の制をとり大帝を記念し奉る爲明治
文庫と命名する。

宇土郡支會

一 明治四十年基本財産蓄積の爲町村有志に寄附を請ふ。

一 同四十一年郡聯合展覽會學藝會を開催する。

一 同四十二年縣教育會に合併宇土支會と改稱、會則改正。○町村を一團とする青年會及處女會の設

立を獎勵。○始めて學校長の団体視察を行ふ。

一 同四十三年五月郡長佐藤良之助會長に就任。○集合の都合上部會を三つに分ける。○研究部を設
け部員を置き研究に努める。

一 同四十四年視學入江景正副會長に就任する。

一 同四十五年八月郡長伊藤龍吉會長に就任。○始めて東京に學事視察員を派遣する。○縣主催の滿
鮮の視察に参加する。

一 大正二年視學明石史一副會長に就任する。

一 同四年六月郡長和田亭會長に就任。○九月御大典記念教育品展覽會を開く。○全郡學校長町村長
合同の東京地方視察を行ふ。

一 同六年十月郡長三浦碌郎會長就任。○會員互助會設立。○始めて教員体育會を開く。

一 同七年視學江藤純副會長に就任。○明治天皇頌德記念館として三角町に龍驤館を設立し兒童成績
品の陳別及講習會及講演會等に利用し圖書館を併置する。

八代郡支會

一 明治四十二年熊本縣教育會に合併八代郡支會と改稱する。

葦北郡支會

一 主なる事業施設(總會、講習會、講演會、學事視會員派遣、指定視察會、各種研究、教育功勞者

表彰、懸賞論文募集)

- 一 特記すべき事項 (一) 學校園品評會 (二) 學用品の産業組合組織約二ヶ年後開散 (三) 本郡教員互助會組織。

一 會長 高野 定義 (郡長) 副會長 藤川與太郎 (郡視學)

全 黑江軍太郎 全 一木 重馬 全

全 福田 虎龜 全 堀井 勇三 全

全 福井 藤一 全 新谷 清滿 全

全 鹿野 三郎 全 佐藤眞佐男 全

球磨郡支會

一 明治四十二年九月縣教育會に合併球磨郡支會と改稱し且之を八ヶ部會に班つ。

一 大正二年十一月會員互助會設立。

一 同五年球磨郡郷土誌の編纂成る。○四月八ヶ部會を二分合し之を五ヶ部會とする。

天草郡支會

一 明治四十一年四月私立熊本縣教育會天草郡支會創立。○天草中學校長藤本友世會長に就任する。

一 大正元年十一月會員吊慰規程を制定する。

一 同二年郡史料第一輯出版。

一 同三年同第二輯出版。

一 同四年御大典奉祝教育品展覽會を本渡小學校にて開催。○郡長田中致知會長に就任する。

一 同五年二月支會則並同研究部規程改正。○會員勤功者表彰規定、會費徵收規定制定。○六月御即位奉祝記念として圖書館閱覽所設置決定。○七月支會附屬圖書閱覽所規程を制定し郡役所内に閱覽所を開設する。

一 同六年四月准訓導以上の教員を以て教員互助會を組織し會費として各人五錢宛徵收。○郡長小田原勇角會長に就任する。

一 同七年一月史蹟調査會旅費規程制定。○二月圖書閱覽所維持費徵收規程を制定する。

第九章 第七期

(大正八年二月小學校令改正)
より昭和三年まで)

五二二

第一節 概 説

一 思想 傾向

1 自由平等の思想 歐洲大戰の副産物として米國の所謂デモクラシー即ち民本主義が勢を得て宣傳せられた。即ち軍國主義、侵略主義、官僚主義の撲滅を期し、民意の尊重、輿論の尊重、門戸開放、機會均等、階級打破、特權撤廢、差別待遇撤廢等が頻りに高唱され、我國でも非常な勢をもつて侵潤し、各種の民衆運動が起り、社會生活各方面の民衆化が要求せられた。封建制の餘弊未だ全く一掃されない我が國としては相當に此の思想によつて刷新せらるべき問題を持つてゐたのであつたから、世界的の此の思潮の力により割合に短期間に改善されることが出来たが、併し又極端に走つて、放逸、無秩序、無責任、享樂頹廢等の氣分をも醸成するに至つた。

2 過激思想 次いで我が思想界を動かしたものは社會主義的思想である。社會生活の急進改造を主張するもので勿論穩當を缺くものである。更に進んでは無政府、共產主義の過激なものまで紹介宣傳されるに至つた。此の過激思想は勿論露國が其の淵源であつて、彼の露帝國の革命を皮切りとして世界を此

の思想によつて統一せんとする大々的の運動である。

此の思想は一方に於ては社會科學研究者それ自身を迷はせ、一方に於ては種々の事情によつて社會に不満反感を抱く徒の歡迎する所となり、之等の徒によつて宣傳、運動が試みられようとするけれども、國家は其の危険性を慮りて之を嚴禁してゐるから、堂々と社會に宣傳して、社會國家を攪亂するには至らない。但し高等の學校の學生等に於て此の種の思想に迷ふ者を出す如き矛盾は今に至るも根絶されてゐない。

3 平和思想 大戰の慘禍におびへた各國民は將來を戰爭から免れしめんことを希つた。世界人類の幸福の増進を求めんとする人道の理想に基いて世界の平和を望んで來た。一方に於ては國際聯盟、軍備制限、不戰條約等の消極的平和運動が起り、他方に於ては文化的の國際的會合や國民相互の親善策などが講ぜられて來た。

4 國民精神の作興 大正十二年九月一日關東地方の大震災は國家的の大打撃であつた。國民は相滅めて大いに其の復興に力むると共に從來の輕佻詭激の風を一掃して、醇厚中正に歸し、國運の發展を圖るべき時機に遭遇した。同年一月十日に賜はつた「國民精神作興に關する詔書」は實に此の際に於ける我々國民に其の向ふべき所を訓へ賜はつたものである。

爾來官民心を茲に致し、民心の作興に力むると雖も、大戰によりて得たる好景氣の惰性と新思想の餘弊とは容易に國民の緊張を見に至らず、常に愛國の士の憂慮措く能はざる問題である。

5 御大典と國民思想 昭和三年の秋、京都に於て行はれた御即位の大禮は、曠古の盛儀であつた。而して此の大典は國民をして、我か建國の眞精神を充分理解せしめ、國体の精華を讃仰せしめ、帝國々民としての光榮と責務を明かに意識せしめた。

其の他本期の思想傾向の細部に亘つて叙すれば随分複雑に亘つて而も雜然、混沌たるものがある。而して本期の終りには「思想國難」の新術語をその思想界に生むに至つた。

二 教育思想界の趨勢

大正の時代となつて教育思想界は非常に複雑を呈した。前期に述べた社會的教育學の提唱、實驗教育學の紹介、人格教育學の主張など漸く新說に接してゐたが、之等と相並んで本期に入り其の學說や主張は非常に賑しくなつた。以下述ぶる所は勿論劃然と本期の所說といふわけではないけれども大体に於て其の傾向をもつものであるために本期に纏めて出すことにした。

1 作業教育論 作業教育論の代表ともいふべきものはケルシエンシタイナーやデューイーである。

ケ氏は道徳的公共團體としての開化的法治國の實現を理想とした。之が爲には公民は自己を犠牲にして忠實に働く人でなければならぬし、斯かる人を得るには教育作用に作業を持つて來ねばならないと説いた。又一面將來の職業的の準備としても手の作業を組織的に指導練習して置く必要がある。之等の考へからして氏は公民教育と作業教育とを兼ね併せた説を述べてゐる。デューイーも教育を社會的立場から見ると至當とし、學校は社會の縮圖であると考へ家庭で作業が衰へる今日、學校では組織的に大規模に

之を施設し兒童の活動的、構成的、發表的の本能を保護せねばならぬと説いて居る。此の所論は我が國に紹介されて、その主張者もあり相當に實際界に影響を及ぼした。

その影響の重なるものを次に掲げて見よう。

- 1 一般に教育者をして作業の教育的價値を強く意識させた。
- 2 教科の教授に際し、特に幼學年に於て作業的のことが工夫加味せらるゝやうになつた。
- 3 手工科が重視せらるゝやうになつた。
- 4 學校生活に種々の作業が取入れられるやうになつた。

2 公民教育論 次は公民教育論である。之は社會的教育思想の具体化されたものと見てもよい關係にある。即ち法治國民としての精神及能力を期待する所論である。前項のケルシエンシタイナー等は其の代表的の主張者で、其の他メツサー、フェルスター、リンデ等もそれ／＼公民教授を重んじ、公民的訓練を重要視した。我が國としても政治思想の向進に伴ひ、普通選舉などの理想と相俟つて強く主張せられて來た。

教育の實際界に表はれた影響は次のやうな點である。

- 1 一般に法制經濟的の教材を重視するやうになつた。
- 2 公民的訓練の方法として學校生活に立憲的色彩を濃くし役員の選舉、自治的諸施設などが生れて來た
- 3 青年團その他に對し一層高く深く公民的の教養を爲す企てが起つて來た。

3 藝術教育論 更に又藝術教育論なるものがある。人間の理想生活には科學、道徳、宗教、藝術の

諸方面がある。然るに物質文明の進歩、産業の發達等は教育を偏知的ならしめ高尚なる趣味性の啓培を輕視する傾向を來した。之を慨して一層情意の陶冶を重んじ、人格を高尚にし、社會を純化するには藝術教育に俟たねばならぬといふのが此の派の所論である。創作、鑑賞を重んじ、個性を尊ぶ立場であるフォルケルト等の主張する所であるが、我が國に於ても種々の人によつて提唱せられ、教育實際界には随分根強い影響を及ぼしてゐる。次に其の主なるものを述べよう。

- 1 教育者は固より一般人にも藝術の尊いことを意識させた。
- 2 教育者が藝術に興味を持ち、藝術的識見と技術とを進めて來た。
- 3 之に對し藝術家にして教育上の問題を取扱ふものも出て來て教育界に相當の啓發を與へてくれた。
- 4 國語、圖畫、手工、唱歌等の藝術的教科が重視せられ、創作とか鑑賞とかいふことが大いに考慮されることになつた。
- 5 學校生活中に學藝會とか音樂會とか展覽會、學校劇、唱歌劇などの藝術的要素が取入れられるやうになつた。

4 自由教育論へ 又自由教育なるものも高唱せられた。其所説の根據は種々あるやうである。或はベルグソンの生命哲學、即ち永遠に流動して止むことなき生命の創造的進化の説などから派生したのもあらう。或はデューイの生活即教育論に基づき、生活は生命の自然の成長發達である。生物は環境に對して能動的順應作用を爲すことによつて絶えず自己を更新して成長發達して行く。従つてかゝる生活を營ましめ、之を指導することが教育であるといふ意見を立てる。或はエレン、ケイの兒童の人格尊重個性の擁護、自由生活の重視などに影響せられてゐるものもあらう。或はモンテッソリーの兒童を獨立の

人とするには彼等に自由を與へねばならぬ。兒童は自發活動の力を以つてゐる。他人に妨害を與へ又は粗野に流れる場合の外決して此の活動力に干渉してはならぬといふ所説などの影響も受けてゐる。之等の所説が基調をなして教育上に大きな波紋を起した。即ち極端なる個性尊重説となりて指導を躊躇し、劃一を嫌ひ、形式を厭ひ、自由奔放を最も自然的なる兒童の世界と視、或は歴史的社會的文化の價值を認めずして之が傳達を斥け、兒童はそれ自身一切の傳統習慣を放れて各自全然新に其の生活を創造して行くものであると考へるやうになつた。此の論は其の程度に幾分の差はあるとしても教育の實際界に對して大變革を來し、大動搖を起した。

其の主なるものを擧げる

- 1 兒童の人格、權利の尊重の念が著しく強くなつた。従つて其の取扱に於て大いに寛容となり、缺點や過失さへ看過せらるゝに至り、自律、自治を叫び、自由な活動、自由な研究が多く取入れられるやうになつた。
- 2 兒童の個性を尊重し發達させようとする精神が強くなつた。
- 3 教師の立案を強制的に注入する態度を減じ自ら學ぶことを奨勵し、相當の効果を見るやうになつた。
- 4 教師自身に於ても自由を望む精神、自己尊重の念を高め、教育者としての自己の個性意識が明かになつた。

5 文化教育論 更に又大きな問題として文化教育學なるものが提唱せられた。これはデューイ一派の生物的生命を出發とするに對し、ベルクソンの生命哲學から進んで人間特有の精神的生命を見出し之を根據とし、而して此の生命の活動に理想主義派の唱ふる理性と同様の自由創造性と普通妥當性を認めてゐる。此の生命が各個人に依りて幾分其の相を異にしてゐる。それが即ち個性である。此の個性

的特色を帯びた生命は其の体験活動に於てそれ／＼の特色を表はすから、其の客観化されたるもの即ち文化財には種々の姿が表はれて来る。

我々はこの文化財に直面した時、其の形式を通じて其の文化創造者の原創造体験を追ふて體驗することが出来る。

而して之によつて我々は自己の生命の創造體驗の力を陶冶向上させることが出来る。極端なる自由教育説は一切の傳統習慣を離れて各自の生活は各自が全然新に創造し開拓すべきものであると稱して、既成文化の傳達等は著しく排斥するのであるが、此の文化教育説は其の點は大いに見解を異にしてゐる。

即ち既成文化はそれ自身既に社會生活上に於て必要欠ぐべからざる要具であるばかりでなく、新文化を建設すべき資料として尊重すべきものであるとし、更に前述の追體驗の陶冶力を重視し、精選された文化財につき適良なる方法を以て學習せしめる際の此の陶冶こそ個人の新文化創造性を培ふものであるとして、文化財の教育的價値を意義づけてゐる。

かゝる所説はシュブランガー一派の唱ふる所であつて、我國では乙竹氏や入澤氏等の主張する所である。

その影響する所を述べれば

- 1 教材としての既成文化の價値を認め、自由教育説の弊を救ふことになつたこと。
- 2 新文化の建設と個性との關係よりして、兒童の個性尊重の念を高め、教師自身も自己の個性の價値を強く自識する。

るに至つた。

∴ 体験生活が重視せられ、陶冶價値が強調せられた。

6 個性尊重と職業指導 かゝる教育界の思潮と呼應して文部省も昭和二年十一月「兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件」の訓令を發した。

左に其の全文を掲げる。

兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件

學校ニ於テ兒童生徒ノ必身ノ傾向等ニ稽ヘテ適切ナル教育ヲ行ヒ更ニ學校卒業後ノ進路ニ關シ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社會ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ屬ス隨テ學校ニ在リテハ平素ヨリ兒童生徒ノ個性ノ調査ヲ行ヒ其ノ環境ヲモ顧慮シテ實際ニ適切ナル教育ヲ施シ各人ノ長所ヲ發揮セシメ職業ノ選擇等ニ關シ懇切周到ニ指導スルコトヲ要ス是ノ如クシテ國民精神ヲ啓培スルト共ニ職業ニ關スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ニスル習慣ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ルモノナルヲ以テ自今各學校ニ於テハ左ニ掲クル事項ニ就キ特ニ深く意ヲ用フベシ

- 一 兒童生徒ノ性行、知能、趣味、特長、學習情況、身体ノ狀況、家庭其ノ他ノ環境等ヲ精密ニ調査シ教養指導上ノ重要ナル資料トナスコト
 - 一 個性ニ基キテ其ノ長所ヲ進メ卒業後ニ於ケル職業ノ選擇又ハ上級學校ノ選擇等ニ關シテ適當ナル指導ヲナスコト
 - 一 學校ハ前掲ノ教養指導等ニ關シ父兄保護者トノ連絡提携ヲ密接ニスルコト
- 地方長官ハ克ク以上ノ旨趣ヲ體シ其ノ目的ノ達成ニカメモコトヲ望ム

7 其他 その他實際的問題としてプロゼクト、メソツドとか、ダルトンプランとか或は分團的

教授とか、行動教育とか、綜合取扱とか種々の説が現はれて實際界に清新味と活氣とを添へて來た。之に對して實際家は其の迎送に遑なく、一通りの理解さへ爲し能はぬ程の數と速度とをもつて忙殺されてゐる。

三 教育に関する御沙汰

御大典を日出度終らせられたる 聖上陛下に於かせられては、昭和三年十二月十日文部大臣を宮中に召させられ親しく左の御沙汰を降し賜つた。

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資センコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ努メヨ

此の優渥なる御沙汰を拜受せる勝田文部大臣は、翌日左の訓令を發して全國の教職員に對し激勵するところがあつた。

本月十日畏クモ

天皇陛下ニハ本大臣ヲ宮中ニ召サセラレ親シク左ノ御沙汰ヲ降シタマヘリ

(御沙汰文は前出につき便宜上省く)

本大臣ハ此ノ優渥ナル聖旨ヲ拜シテ感激措ク能ハス謹ミテ之ヲ全國一般ニ告知ス

恭シク以フニ

天皇陛下即位ノ禮ヲ行ハセラレ 勅語ヲ賜ヒテ國體ノ精華ヲ明カニシ臣民率由ノ大道ヲ昭示シタマヒ今又大禮ヲ訖ラセラル、ニ方リ特ニ教育ノ事ニ軫念アラセラレ茲ニ辱クモ 御沙汰ヲ降シテ益々教學ヲ振興センコトヲ諭サセタマフ 聖旨宏遠洵ニ恐懼ニ勝ヘス 伏シテ惟ミルニ

明治天皇夙ニ 宸慮ヲ教育ニ勞セサセタマヒ宇内ノ通勢ト時世ノ進運ニ應シテ教育ノ制度ヲ定メラレ國體ニ基キ公道ニ則リテ徳教ノ大本ヲ立タタマヒシヨリ文物蔚然トシテ起リ國運ノ進暢前古其ノ比ヲ見ス

大正天皇偉圖ヲ繼述アラセラレ屢々 諮訓ヲ垂レテ教育學藝ノ振作ヲ圖リ克ク往ヲ紹キ來ヲ成サセタマヘリ

天皇陛下 天縱 睿明 列聖ノ洪謨ヲ承ケサセラレ大ニ 皇化ヲ布カセタマフ臣民タル者豈ニ夙夜ニ黽勵シ報効ノ誠ヲ致ササルヘケンヤ而カモ方今中外ノ情勢ハ最モ我カ民心ノ歸向ヲ正スヲ以テ急務トス是レ益々道義ヲ振起シ國體觀念ヲ鞏固ニシ國民精神ヲ涵養シ更ニ學藝ヲ進メ國運ノ發展ヲ圖ルニ於テ一層ノ努力ト精采トヲ加ヘサルベカラサル所以ナリ任ニ教育ニ當ル者宜シク意ヲ此ニ致シ

教育ニ關スル 勅語ノ 盛旨ヲ奉體シテ協心戮力克ク其ノ途ヲ謬ラス健全有爲ナル國民ヲ養成シテ以テ皇國ノ隆昌ニ裨補スルニカムヘキナリ本大臣ハ全國教育ノ職ニ在ル者ノ日夜勵精其ノ責務ヲ全ウシ以テ 聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ望ム

昭和三年十二月十一日

文部大臣 勝田主計

曩に大正天皇が御即位禮を終らせられた時も同じく十二月十日特に教育に關する 御沙汰を賜はつてゐる。教育のことが斯くも特に宸慮を煩はし奉ることを拜したる全國教育關係者は、恐懼感奮その責務の重大を感じた次第である。

第二節 教育行政

甲 全國狀況

一 學校令等の改正 本期即ち大正八年より昭和三年に至る十ヶ年は各方面とも法令改正、新規程の公布などで全く面目を一新した形がある。前期の終りに於て「臨時教育會議」が決議答申した改善事項は本期に入りて着々實現せられて遂に昭和新政の今日に至つてゐる。「學校令」は本期に於て大抵其の改正を見て居る。重なるものを擧ぐれば

- 小學校令及同施行規則 大正八年及十五年改正
- 中學校令及同施行規則 大正八年改正
- 高等學女校令及施行規則 大正九年改正
- 高等學校令 (大正七年十二月公布) (何れも實施は大正八年四月一日より)
- 大學令 (大正七年十二月公布)
- 師範學校規程 大正十四年改正
- 實業學校令 大正九年改正
- 實業補習學校規程 大正九年改正
- 工業學校規程 大正十年改正
- 農業學校規程 大正十年改正
- 商業學校規程 大正十年改正
- 職業學校規程 大正十年新定
- 商船學校規程 大正十二年改正
- 水産學校規程 大正十二年改正
- 盲學校及聾啞學校令及同規程 大正十二年新定
- 青年訓練所令及同規程 大正十五年新定
- 幼稚園令及施行規則 大正十五年新定

尙關係法規など擧げ來れば随分の多數に達する。此の期に入りて如何に各方面とも大改正が行はれ、新施設が開始せられたかゞわかる。

二 學校教練の革新 大正十四年四月十三日「陸軍現役將校學校配屬令」を勅令をもつて公布し、中等學校以上の男生徒の教練の指導に當らせることとした。之に關し同日付で文部大臣の發せる訓令はよく其の趣旨を説いてある。次に其の概要を掲げる。

國民の心身を健全に發達せしめて、其の資質を向上せしめ、以つて國力を増進し國運の隆盛を圖るは内外現時の情勢に鑑み最も喫緊の一要務なり。而して其の目的の達成は主として之を教育の效果に待たざるべからず。故をもつて明治維新以來教育の制度を定むるや思を此に致して施設經營し、明治十九年教育法令を改正するに當り特に學校に於て兵式体操を課することとせり。當時一般の學校に於て教師も生徒も熱心に事に此に従ひたれば其の教育の實績を進めたる功顯著なるものありたり。然るに時勢の變遷に伴ひ學校に於ける兵式体操も動もすれば當初の精神と乖離し徒らに形式に流れて其の眞髓を失はんとする傾向なきにあらず。是に於て大に之を振作して体育を促進すると共に德育を裨補し、併せて國防能力の増進を圖るの必要朝野に論議せらるゝに至れり。翻つて世界の大勢を察するに大戰以來歐米諸國に於ては國民訓練又は軍事豫備教育と稱するもの著しく發達し之に依りて質實剛健の士風を振起し社會民心を善導し且國民の間に國防思想を普及せしめんことを期せり。我が國は列強に先ちて學校教育に兵式体操を加へ國民訓練の實を示したるに拘らず近時却つて彼に一籌を輸するの情態にあるは頗る遺憾とする所なり。

内外の情勢右に述べたるが如し當局に於ては夙に學校に於ける教練を一層振作するの方針を定め之が爲には現役將校をして其の指導の任に當らしむることの有効なるを認め之が實行方法等につきて考究を重ねたる結果今般その實現を見るに至れり。

抑々學校に於て教練を課するの目的は學生生徒の心身を鍛鍊して其の資質を向上せしむるに在り換言すれば國家的觀念を明徴にして献身奉仕の精神を振起し自主自立の習慣を馴致して責任を盡し規律を重んじて節制を守り協同を尙び且つ命令に服従するの氣風を作興し身体を強壯にし志氣を鼓舞し更に堅忍敢爲の精神を涵養するに在り而して之が

勵行に依りて國防能力を増進せしむるの結果を生ずるは論を須たす云々

とある。當局が之によつて大いに得る所あらんことを期してゐるのが明かに讀まれる。

文部省は同日付をもつて「學校教練教授要目」をも制定して之を示し尙翌年九月に至り「學校教練査閲規程」をも定めた。

三 教育調査機關 前期に於て教育の全体に亘り根本的の重要問題を審議し、我が學制の大綱を定めたのは「臨時教育會議」であつた。右は既に其の目的を達したので大正八年五月廿二日之を廢し、同時に更に細案を議する機關として「臨時教育委員會」が設けられた。文部大臣の監督に屬して其の職能は從來の此の種の會と同じである。それが更に大正十年七月廢せられて「教育評議會」なるものが設けられた。其の目的は前者と異るところはない。

之に十數日を後れて又別に「臨時教育行政調査會」といふのが設けられた。之は内閣總理大臣の監督に屬し普通教育に關する施設及教育費其の他の教育行政に關する事項を調査審議し、内閣總理大臣の諮詢に應じて意見を開申し、關係各大臣に建議をなすことを得るものである。本調査會は「小學校教育費の整理節約」或は「市町村立小學校費に對する國庫支出金額増加に關する建議」等を議決した。

四 待遇に關する改正 世界大戰の影響を受けて我が國の經濟界は異常な膨張を來し、物價は大正八年に至り暴騰極まる所なく、中産以下殊に俸給生活者は隨分生活困難を訴へた。尤も實業會社等の俸給生活者は會社の莫大なる利益に伴ひそれ〴〵優遇されたので最も窮迫したのは官吏、軍人、教員等であ

つた。従つて此の社會から實業方面に轉職するものが少くなかつた。それで之等の俸給生活者には臨時の手段として「臨時手当」といふものを給して幾分之を補つてゐた。

此の時勢に應ずるため小學校側は既に大正七年三月「小學校令施行規則」の改正によつて俸給額が引上げられてゐたけれども社會の經濟狀況はそれでも小學校教員の安定をゆるさなかつた。それで再び大正九年八月に至り之を改正して引上げた。それが即ち一級上俸百八拾圓といふ現行法である。之と同時に「公立學校職員俸給令」が改正されて中等學校、高等學校、專門學校等の職員の俸給も増されて現行のものとなつた。

同時に「内國旅費規則」も改正されて幾分緩和されるに至つた。更に後れて大正十二年恩給法が公布された。これは各方面毎に別々に「退隱料、遺族扶助料」が制定されてゐたのを一括して統整し、均衡を保ち、且つ給與額を増加したのである。それが現行のものである。

我が國の最近恩給支給額は年額壹億四千萬圓を越え年々に増加の傾向があるので、恩給亡國などいふことが唱へられ、その改正が輿論となつてゐるが、未だ實現を見るに至らない。

五「徳性涵養」の重視 從來中等學校以上の教育に於ては知育偏重となり、徳性の涵養、人格の陶冶といふ方面が甚しく輕視されてゐるとの批難を受けて來たのであるが、世界大戰の後を受けた社會の風潮は益々輕佻の度を高め、青年學生の趨向亦頗る寒心すべき状態であつた。そこで從來の欠陥と時勢の要

求とに鑑みて、大正七年末の「大學令」、「高等學校令」の改正を始めとし、大正八年の「中學校令」、大正九年の「高等女學校令」及び「實業學校令」の改正に於てそれ／＼「國民道德の養成」或は「徳性の涵養」等の語を以て徳育に深く留意すべきことを明示した。

六入學試験制度の廢止 中等學校の入學志望者は年々増加して來た。殊に中學校及高等女學校は學校の増設、學級の増加によつて其の收容力を大にせんとしてもなか／＼その志望を充分に満たすことが出來ない狀況である。試みに大正元年以來の入學狀況を掲げて見よう。志望者の最も多いのは中學校と高等女學校であるから、その二種に止めておく、

中 學 校				高 等 女 學 校			
年次	志 望 者	入 學 者	入學者歩合	年次	志 望 者	入 學 者	入學者歩合
元	六七、七六	三三、三六	四九、三	元	三、〇〇〇	一七、八二六	五九、〇
二	七〇、七三	三四、二四三	四八、四	二	三、六〇八	一八、四〇一	五八、三
三	七四、五四	三五、三三〇	四七、四	三	三、一五一	一八、七九七	五九、〇
四	七四、八三	三六、一六〇	四八、三	四	三、九〇一	一九、四四三	五九、一
五	七六、六五	三七、一五四	四八、四	五	三、七六四	二〇、六五八	五七、六
六	八一、九一	三八、五〇三	四七、三	六	四〇、一八〇	二三、四八八	五八、九
七	八五、一九六	三九、八五〇	四六、七	七	四三、七四八	二四、六〇三	五六、二
八	九四、八七	四三、〇三元	四五、元	八	五三、五三〇	二七、二四三	四九、〇

九	一三、九六〇	四七、六五五	六、五五	九	八四、三〇〇	三、八七四	四、七〇
〇	一四、四三六	五、一七	六、〇七	〇	一三、〇四	五、一八七	四、二九
一	一五、五七三	六、五〇七	四、八三	一	一三、〇八九	五、二一九	四、五九
二	一六、七四三	七、五七八	五、〇三	二	一三、六三〇	六、四七七	四、六二
三	一四、八三六	七、二八三	四、三三	三	一六、五三三	七、五〇六	五、六七
四	一五、二〇六	七、九三五	四、八九	四	一四、〇六	七、八九〇	五、七三

中學校の大正十年、高等女學校の大正九年が最も率の低い時である。斯かる状況で入學のための競争は非常に激甚を加へ、少年子女の心身に及ぼす影響は多年關係者の深憂とする所であつた。入學者選抜についても種々考究されたけれども、弊は飽くまでも附き纏うて來た。そこで昭和二年十一月文部省令をもつて「中學校令施行規則」を改正して入學試験を廢し、之と同時に訓令を發して他の中等學校の入學試験も廢することゝなつた。次に各訓令の一部を摘記しよう。

現行制度に於ては中學校第一學年入學志願者の數入學せしむべき人員を超過する場合には試験によりて入學者を選抜すべきことを規定し、其他の中學校に於ても多くは學則等を以て同様の規定を設け多年の間入學者選抜試験を實施し來りたれども之に伴ふ弊害少からず就中小學校卒業者の中等學校入學の場合に於て最も然りとす。

抑々小學校教育は兒童に對し道德教育及國民教育の基礎を授けると共に其の身体の發達に深く留意すへきは多言を要せず然るに其の卒業の後中等學校に入學せんとする者を觀るに小學校在學中より只管之が準備に没頭し知らず識らずの間に其の心身の發達に悪影響を及ぼすは國民の將來に對し洵に寒心に勝へざるなり加之これか爲に國民教育の精

神に背戻し小學校教育の本旨を没却するに至りては最も深く憂ふべき所なり入學試験に伴ふ弊害前述の如しとせば其の制度に對し改正を加ふるは刻下の急務なりとす。

今回の改正は中等學校の入學者を選抜するに從來の加き試験は之を行はざることを以て本体とし中學校令施行規則第四十三條の二を削除せり而して之か選抜に當りては主として、出身小學校に於ける成績等に據り更に人物考查並身体検査を用ひて入學を決定すべきものとせり尙其の實施の細目に至りては別に示す所あるべく各學校に於ては之に基き學則等の改正を行ひ實施上遺憾なきを期せしめらるべし尤も其の示す所は選抜方法に關する準則にして地方及學校の情況に依り特別の必要ある場合に於ては改正の本旨に反せざる限り事情を斟酌し適當なる選抜方法を採るを妨げざるものとす。

其の選抜法の細案は別に示されたが茲には省くこゝとし、之に準じて定められたる本縣の案を本縣狀況の項に述べることゝする。本案は廣く關係者の論議の中心となつたが、兎に角昭和三年四月の入學選抜から實施された。

之と同時に中等學校の學期、學年の試験を廢して、平素の修學に重きを置きて之を考査するやうにし一層自學自習の氣風を養成するやうにとの訓令があつてゐる。中學校及高等女學校は施行規則が此の趣旨によつて改正された。

七 視學制度改正 大正十二年郡制は廢止されたが、郡役所は其のまゝ残つて府縣と町村との中間機關として事務を續けてゐた。隨つて郡視學も從來通り存して其の職務には變りはなかつた。然るにその郡役所も行政整理として愈々昭和二年六月をもつて廢せられることゝなつた。隨つて郡視學も廢せられ

其の代りとして郡視學の約半數の道廳府縣視學が增置せられることゝなつた。

昭和三年三月勅令を以て「北海道廳視學官、地方視學官、北海道廳視學及府縣視學の任用に關する件」を公布された。

北海道廳視學官は左の資格の一を有するもの、中より高等試験委員の詮衡を経て特に之を任用することを得

イ 二年以上官立公立の大學 高等師範學校 女子高等師範學校 高等學校 專門學校 實業專門學校 師範學校

中學校 高等女學校 實業學校其他文部大臣に於て之と同等と認むる學校の奏任官若しくは奏任官待遇以上の校長 教官若しくは教官 又は教育事務に従事する奏任官若しくは奏任官待遇以上の職員に在りたる者

ロ 二年以上私立の大學の校長若しくは専任教員又は私立の高等學校 專門學校 實業專門學校其他文部大臣に於て

之と同等と認むる學校の校長の職に在りたる者 又は二年以上高等學校教員免許狀を有し若しくは專門學校令に依る

教員の資格を有し私立の高等學校の高等科 專門學校 實業專門學校 高等女學校高等科其他文部大臣に於て

之と同等と認むる學校の専任教員の職に在りたる者

ハ 四年以上北海道廳視學又は府縣視學の職に在りて判任官五級俸以上の俸給を受けたる者

ニ 五年以上第一號の學校の判任官若しくは判任官待遇の校長 教官若しくは教員又は教育事務に従事する判任官若しくは判任官

待遇の職員に在りて月額八十五圓以上の俸給を受けたる者

ホ 五年以上高等學校教員免許狀若しくは教員免許狀を有し又は專門學校令若しくは實業學校令による教員の資格を有し私立

の高等學校尋常科 中學校 高等女學校 實業學校（實業專門學校を除く）其他文部大臣に於て之と同等と認む

る學校に校長又は専任教員の職に在りたる者

次に北海道廳視學及府縣視學は左の資格の一を有するもの、中より普通試験委員の詮衡を経て之を任用す

イ 二年以上 前記視學官資格の（イ）に於ける學校の判任官又は判任官待遇以上の校長 教官又は教員の職に在りた

る者

ロ 視學官資格の（ロ）に該當する者又は二年以上前記視學官資格（ホ）の教員免許狀若しくは教員の資格を有し且つ（ホ）の

職に在りたる者

ハ 二年以上高等學校教員免許狀若しくは教員免許令に依る教員免許狀を有し又は專門學校令若しくは實業學校令に依る教員

の資格を有し小學校（文部大臣に於て之と同等と認むる學校を含む以下之に同じ）の校長 教官又は教員の職に

在りたる者

ニ 三年以上小學校本科正教員たる資格を有し小學校の校長 教官若しくは教員の職に在りたる者又は三年以上教育事務

に従事する判任官若しくは判任官待遇以上の職員に在りたる者

ホ 四年以上小學校正教員（小學校本科正教員を除く）たる資格を有し小學校の教官又は教員の職に在りたる者

となつてゐる。之と同時に明治三十二年に定められてゐた「視學官及視學特別任用令」は廢せられた。

本令の公布により全國一齊に道廳府縣視學官が新に任用されて、これまで學務部長たる書記官が兼務

してゐた道廳府縣視學官は止められた。

八 實業補習教育主事の設置 實業補習學校が増加するに従つて文部省では大正十年五月より實業學

務局に於て實業補習教育主事を置き、全國補習學校の狀況視察調査、指導獎勵の任に當らしめた。

九 地方社會教育職員制 社會教育の仕事は漸次複雑を加へ、自然に學校教育と其の分野を明かにす

るやうになつて來た。従つて本期に入つては全國各府縣郡それ〴〵社會教育の専任者を設置するやうに

なつて來た。そして大抵府縣に於けるを社會教育主事と稱し、郡に於けるを社會教育主事補と稱して來

た。

五三一

た。併し各府縣まち／＼の職制でやつてゐたので、頻りに國家としての制定せられんことを要望してゐた。

此の情勢に對し大正十四年十二月勅令として「地方社會教育職員制」なるものが公布せられた。即ち地方ニ於ケル社會教育ニ關スル事務ニ從事セシムル爲北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ道廳又ハ府縣ニ通シテ左ノ事務職員ヲ置クコトヲ得

として

社會教育主事 專任六十人以内 奏任官待遇
社會教育主事補 專任百十人以内 判任官待遇

の定員を定め、更にその道廳及各府縣内の定員は文部大臣に於て別に之を定めることとなつた。

乙 本縣狀況

一 概 説

本期に於て縣廳内の組織に著しき變化を見たのは從來内務部の一課であつた學務課が學務部となつて内務、警察兩部と相並で三部制となつたことである。更に又之に加ふるに郡役所の廢止に伴ふ分課章程處務細則の改正である。即ち學務部は之を學務、社寺兵事、社會の三課に分ち各課に課長を置いて専心其事に當らしむる様になつた事は學務の非常なる發展と云はねばならぬ。殊に社會課が新に出來て社會教育や社會事業等に手を染める様になつた事は時勢の然がらしめたとは云へ最注目目にする事である。

郡視學は十五年六月末までの存在で、郡役所廢止によつて縣視學となり其數も七名に減ぜられ一視學にて二郡擔當となりし如きは之迄と異つた點である。

視學の任期は期を重ねるにつれて短縮されて來た傾向があるが本期は前期よりも著しくそれが目につく。

明治節の制定は本期中特に光つて見える。曠古の隆運を啓かせたまへる 明治天皇の御遺徳を仰き明治の昭代を追憶せんとの御旨趣に基かせられたもので有難き極みである。

國民精神作興に關する詔書の御渙發も著しく本期中に於ける重要事であつて時勢に深く御軫念あらせ給ひし大御心を拜察して恐懼に堪えない次第である。

昭和三年十月十二日縣正廳に於ける 天皇、皇后兩陛下の御眞影傳達式はいと莊嚴に行はれた。各學校長はうやうやしく之を拜戴し歸校の上は職員、兒童、地方有志の參列のもとに嚴肅なる拜戴式が行はれて居る。

御眞影の奉衛に關しては是迄も注意を拂はれて來たが、本期に於ては奉安殿の設備を始め奉衛規程の具備條件又は宿直勤務の勵行等に至るまで細心の注意が拂はれて奉衛上萬遺憾なきを期せられて居る。

二 御眞影、詔書

1 御眞影奉拜範圍の擴張 大正九年八月三十日大阪府知事は文部大臣に對し

「御眞影奉拜ニ關シテハ大正八年七月五日雜秘六六號ヲ以テ地方長官ニ於テ公益ヲ目的トシ基礎確實ナルモノト認メタル團休ヨリ顯出タルトキハ三大節又ハ總會其他集會開催ノ場合ニ奉拜セシメ差支無之旨御通牒相成候處當府ニ於テハ自今三大節其他之ニ準スヘキ祝祭日ニ際シ各學校ニ於ケル規定ノ儀式修了後在郷軍人會ノ外青年團婦人會同窓會ニ於テモ校内ニ於テ引續キ拜賀式ヲ舉行シ尙右終了後一定時間ヲ限り充分ナル注意ノ下ニ相當ノ禮容ヲ具フル一般市町村民ニ對シテモ、聖影奉拜ノ機會ヲ得シメ候様致度右ハ廣ク國民ヲシテ優渥ナル 聖恩ニ感激セシメ國民道德ノ樞軸タル忠誠ノ觀念ヲ涵養セシメントスル本旨ニ外ナラス而シテ學校ノ教育及管理上格別支障無之ニ付實施差支ナキモノト被存候ヘ共一應御指揮相仰度此段上申候也」

追テ本文ノ施設ハ本年十月三十一日天長節祝日カ平和克復後第一回ノ佳辰ニ付當日ヨリ實施致度準備上差懸リタル事情モ有之候條至急御指示相成度特ニ申添候也」

との伺ひを出した。處が全年九月二十七日付を以て文部次官より本縣知事に對し左の通牒が發せられた。

「三大節其他之ニ準スヘキ祝祭日ニ際シ一般市町村民ニ 御眞影ヲ奉拜セシメタキ旨別紙寫ノ通大阪府知事ヨリ伺出ガアリマシタ右ハ充分ナル注意ヲ爲シ學校長警護ノ下ニ相當禮容ヲ具フル者ニ限り特ニ奉拜セシムルモ差支ナキコトニ決定シマシタ」

之によつて御聖影を親しく拜することを得るものゝ範圍が擴められ、益々皇恩の篤きを感佩し、皇室意識を高むるやうになつた。

2 御眞影下賜並奉揚方

1 明治天皇 照憲皇太后兩陛下御眞影奉揚ニ關スル通牒

大正九年十月十五日南文部次官は本縣知事に對し 天皇 皇后兩陛下御眞影と共に 明治天皇 昭憲皇太后兩陛下御眞影を同時ニ奉揚せらるゝ場合には、左記の通り奉揚することに定められた旨の通牒を出した。

奉揚順序(臣下より向つて)

昭憲皇太后

明治天皇

皇后陛下

天皇陛下

依つて本縣に於ては全年十一月六日を以て各縣立學校長、各郡市長を始め御眞影拜戴の學校に對し其旨移牒した。

口 御眞影下賜 昭和三年六月四日文部次官は 天皇 皇后兩陛下御眞影御下賜に關し左の通牒を發した。

天皇 皇后兩陛下御寫眞下賜ニ關スル通牒

天皇 皇后兩陛下御寫眞下賜ニ關シ宮内次官ヨリ別記ノ通知有之タルニ付御了知相成度

追テ奉安設備有之且拜戴申出ノ向ニ下賜可相成儀ニ付申添候

記

一 御寫眞ハ原則トシテ廉アル場合ニ多數集合シ拜賀式ヲ行フ左ノ向ヘ下賜ノコト

(イ)學校

(ロ)朝鮮總督府、台灣總督府、關東廳、南洋廳、樺太廳、道府縣廳在外大公使館及領事館

(ハ)軍隊、軍艦、軍衙

(ニ)特ニ詮議セラレタル諸官公衙團體

二 個人へ下賜ノ範圍ハ左ノ通トスルコト

(イ)勅任待遇以上ノ宮中席次ヲ有スル者

(ロ)貴族院議員、衆議院議員

(ハ)特ニ詮議セラレタル者

三 個人へ下賜ノモノヲ除キ兩陛下以外ノ御寫眞ハ奉還セシムルヲ原則トス但シ特ニ奉安ヲ希望スルモノハ此ノ限ニ在ラス

次いで昭和三年十月十二日 天皇 皇后兩陛下御眞影傳達式が縣正廳に於いて行はれた。本縣に於ては十月一日に學務部長の名に於て、天草支廳長、市町村長、町村學校組合管理者、私立學校設立者、公立學校長に對し左の通牒を發し拜戴準備に萬遺漏無きを期した。

「天皇 皇后兩陛下御眞影御下賜相成候ニ付テハ來ル十月十三日頃傳達相成ルヘキ見込ニ有之候ニ付特ニ左記事項ニ注意シテ拜戴ノ準備ヲ完了シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段爲念及通牒候也

記

- 一 奉安所ノ設備ニ付嚴重ナル點檢ヲ行ヒ奉護上支障ナキヲ期スルコト
- 二 御眞影、勅語謄本奉護規定及學校宿直規定ニ不備ノ點アラバ速ニ改正ヲナシ此際一層學校職員ノ責任觀念ヲ振作シテ規定ノ勵行ニ努ムルコト
- 三 校舍内外ノ清潔整頓ヲ勵行スルコト
- 四 奉迎並ニ拜戴式ノ準備計劃ニ付豫メ考究シ置クコト
- 五 御眞影傳達ノ日時其他詳細ナル事項ハ近日中指示相成管

然るに翌二日には更に左の通牒が發せられいよいよ拜戴に關する詳細なる指示があつた。

天皇 皇后兩陛下御眞影御下賜相成候ニ付テハ來ル十月十二日午前七時本縣正廳ニ於テ右傳達式舉行セラレ候條左記事項熟覽ノ上當日午前六時三十分迄學校管理者(又ハ設立者)學校長同行シテ御出頭相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 禮服(フロックコート又ハモーニングコート、紋付羽織袴)着用ノ上出頭ノコト
- 二 帛沙、包装用ノ箱、紐等持參ノコト
- 三 學校長ハ傳達式ノ前日(十月十一日)午後三時迄ニ職印ヲ携帯シテ當廳ニ出頭シ郡市別受付係ニ届出デ 御眞影拜受證ニ署名捺印ヲ了シ拜戴ニ關スル事務上ノ指揮ヲ受クルコト
- 四 縣正廳ニ於テ 御眞影拜受後各學校奉安所ニ御安置迄ノ御警衛、御順路、御乗物等ハ適宜學校側ニ於テ豫メ計劃準備シ置クコト 但シ御警衛ニ關シテハ所轄警察署又ハ駐在巡查等ヲシテ所轄管内ニ於ケル奉迎御警衛ノ爲手配セラルヘキ筈ニ付豫メ學校側ヨリ連絡ヲトリ置クコト尙縣廳ヨリ各所管警察署所在主要驛迄ノ鐵道御輸送ノ件ハ御警衛ノ都合上別紙各驛發車時刻表參照ノ上成ルヘク同一列車ヲ使用スルコト
- 五 傳達式當日ハ混雜ヲ避クル爲各郡市別受付係ヲ設ケアルヲ以テ出頭ノ上ハ直ニ郡市別受付係ニ管理者(又ハ設立者)學校長同行シテ届出テ所定ノ控所ニ赴キ係員ノ揮指ヲ受クルコト
- 六 傳達式ノ順序ハ概ネ左ノ通心得ラレタシ
 - 1 一同着席(午前七時)
 - 2 知事臨場
- 3 御眞影傳達(學校長拜受)
 - 4 順次退場 別室ニテ出發準備直ニ出發
- 七 御眞影御到着ノ際ハ其ノ學校ニ於テ豫メ定メタル奉迎所ニ當該學校職員、生徒、兒童、青年訓練所生、市町村吏員、地方有志等ヲシテ奉迎セシメ學校御到着ノ上ハ拜戴式(四大節ノ儀式ニ準ス)ヲ舉行スルコト

八 拜戴状況ニ關シ左記事項十月十五日迄遅滞ナク知事宛報告スルコト
(一)縣正廳退出後御安置迄ノ狀況 (二)右御安置ノ日時 (三)拜戴式終了迄ノ狀況

斯くて縣正廳に於て壯嚴なる傳達式あり、それぞれ自動車より警官同乗して歸校し、職員、兒童、青年訓練所生、市町村吏員、地方有志等の出迎を受け四大節に準して嚴肅なる拜戴式を舉行した。

ハ 舉式の場合に於ける 御寫眞奉掲方に關する通牒 昭和三年十月三十日文部次官は御寫眞奉掲に關し左の通牒を發した。

三大節明治節等ノ學校ニ於ケル舉式ノ場合御寫眞奉掲方ニ關シ問合セノ向多數有之候 兩陛下ノ御寫眞ト共ニ 大正天皇 皇太后陛下 明治天皇 昭憲皇太后ノ御寫眞ヲ奉掲スル學校ニ於テモ

天皇陛下
皇后陛下ノ御寫眞ヲ奉掲スルヲ原則ト致ス次第二付此段御了知相成度尙 皇太后陛下ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ又明治節ニ於テ特ニ御聖德ヲ偲ヒ奉ル爲メ 明治天皇 昭憲皇太后ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ又 大正天皇ノ御聖德ヲ偲ヒ奉ル儀式ニハ特ニ 大正天皇ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ差支無之
追テ奉掲順序左記ノ通ニ付爲念申添候

記

臣下ヨリ向ツテノ御順位

昭憲皇太后

明治天皇

皇太后陛下

大正天皇

皇后陛下

天皇陛下

本縣に於ては同年十二月六日學務部長の名に於て左の通牒を發した。

三大節明治節等舉式ノ場合御寫眞奉掲方ニ關シテハ 兩陛下ノ御寫眞ト共ニ 大正天皇 皇太后陛下 明治天皇 昭憲皇太后ノ御寫眞ヲ奉戴スル學校ニ於テモ

天皇陛下 皇后陛下ノ御寫眞ヲ奉掲スルヲ原則トスルモ 皇太后陛下ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ又明治節ニ於テ特ニ御聖德ヲ偲ビ奉ル爲 明治天皇 昭憲皇太后ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ又 大正天皇ノ御聖德ヲ偲ヒ奉ル儀式ニハ特ニ 大正天皇ノ御寫眞ヲ併セ奉掲シ差支無之旨其ノ筋ヨリ通牒有之候條御了知相成度依命此段通牒候也

追テ奉掲順序ハ左記ノ通ニ付申添候
臣下ヨリ向ツテノ御順位

昭憲皇太后

明治天皇

皇太后陛下

大正天皇

皇后陛下

天皇陛下

3 御眞影奉衛

イ 御聖影奉衛に關する通牒 大正十三年十月の上益城郡高木小學校に於ける御眞影燒失事件は本縣

教育界に異常の衝激を與へた。淺慮の一青年が全くの私情に基く事とは言へ本縣教育界に於ける空前の不祥事であつた。縣は奉衛に對し一層周到嚴肅ならしむるため同年十一月廿四日次の如き通牒を發した。

御聖影ノ奉衛ニ關シテハ平素嚴重ナル御監督相成居リ候事トハ存ジ候ヘドモ過般上益城郡高木尋常高等小學校ニ於ケルガ如キ不敬事件ヲ惹起セルハ其ノ奉安設備ノ不完全ナルト奉衛ノ任務ヲ怠リタルトニ依ルモノニシテ誠ニ恐懼措ク所ヲ知ラズ教育上ハ勿論一般民心ニ及ボス影響亦憂慮ニ堪エザル次第ニ候就テハ此ノ際左記事項特ニ御參考ノ上奉安設備ノ完成ヲ圖ルト共ニ奉衛上ニ遺憾ナキヲ期シ斯カル不祥事ヲ再セザル様充分御監督相成度此段依命及通牒候也
追テ奉安所特設ノ場合ハ左記第三號ノ事項ヲ具シ上申セシメラレ度

記

第一 奉安設備ニ關スル事項

- 一 校地内適當ノ場所ニ獨立ノ建物ヲ設ケテ奉安所ニ充ツル場合ハ左ノ諸點ニ留意スルヲ要ス
 - 1 場所ハ宿直室ヨリノ奉衛上不便ナラザル所タルコト
 - 2 道路ノ崖下、不淨地附近等不敬ニ亘ル恐アル所ハ避クルコト
 - 3 建物ハ鐵筋コンクリート或ハ煉瓦石材等ヲ用フルカ又ハ特ニ堅牢ナル木造トナシ相當尊重ヲ保チ得ル様式ナルコト
 - 4 扉及鎖鑰ハ特ニ堅牢ナルコト
 - 5 建物ノ周圍ニハ墻壁ヲ繞ラシ尙相當ノ風致ヲ考慮スルコト
- 二 校舎内ニ設クル場合ハ左ノ諸點ニ留意スルヲ要ス
 - 1 宿直室小使室火氣ヲ用フル所ニ甚シク接近セズ而モ宿直室ヨリノ奉衛ニ便ナル所タルコト
 - 2 奉安所ノ周壁及扉等ハ堅牢ニシテ扉ニハ鎖鑰ヲ取付クルコト

三 教室等ニ接スル側ハ幕又ハ戸ヲ以テ隔テ不敬ニ亘ラザル様ニスルコト

非常變災時ニ於ケル奉遷所ニ就テハ豫メ相當ノ設備ヲナシ置クコト

第二 奉衛規程ハ左ノ事項ヲ具備スルヲ要ス

- 1 奉安所ノ閉閉ハ非常變災ノ場合ノ外學校長ニ於テ掌ルコト
- 2 一ヶ月一回 御聖影ノ安否ヲ奉伺スルコト
- 3 奉衛當番及其ノ任務ヲ定ムルコト
- 4 奉安所ノ鍵ノ保管ニツキ定ムルコト
- 5 非常變災時ニ於ナル奉遷法ヲ定ムルコト

第三 奉安所特設ノ場合ハ左ノ事項ヲ具シ上申スヘシ

- 1 校舎位置及校地周圍ノ狀況ヲ明カニセル圖面ニ奉安所建設地點及宿直室トノ距離ヲ示スコト
 - 2 設計ノ要領書ヲ添附スルコト
 - 3 建物ノ様式及周圍ノ墻壁等ノ見取圖ヲ添附スルコト
 - 4 歳入歳出豫算書ヲ添附シ且ツ該建設費ノ財源ヲ明カニスルコト
 - 5 着手及竣工期ヲ示スコト
- 着手期ハ認可後何日トシ竣工ハ着手ヨリ何日ノ後トスルコト

然るに明治廿六年十二月四日の縣訓令甲第一〇〇號では

「聖影竝 聖影複寫は校内は一定の場所を撰み尊嚴に奉置すべきは勿論なりと雖、別に奉安所を建築して奉置するは反て尊嚴を失し取締充分ならざる恐も有之、右建築の爲許多の金額を費すか如きは聖影下賜の旨趣に相副はず候條自今右様の儀無之様篤と注意すべし」とあり。今回の通牒といささか異なる點あ

るを以て大正十三年十一月廿八日告示第五百三十號を以て遂に之を廢するに至つた。

ロ 御眞影奉安所ニ關スル通牒 大正十四年十月十四日內務部長は右郡市町長に對し御眞影奉安所に

關し左の通牒を發した。

「御眞影奉安所ニ關シテハ昨年十一月廿四日學第六六七二號ヲ以テ依命通牒ニ及ビ置候處奉安所ノ設定ニ就テハ校舍ト離レテ特別ノ建物ニ依ル方御安全ト存ゼラレ別紙ノ通り參考トシテ鐵筋コンクリート建ノ設計圖及ビ仕様書並ニ明細書作製候條貴管下小學校へ御配付ノ上經費支出上甚シキ支障無之限リナルベク此ノ際建設致候様御取計相成度此段依命及通牒候也」尙縣立學校を除く公私立中學校に對しては月日附を以て左の通牒を發した。

「御眞影奉安所ノ設備及奉衛ニ關シテハ平素周密ナル御注意相成居候事ト存ジ候處奉衛ノ御安全ヲ期シ奉ル爲ニハ校舍ヲ離レテ特別ノ建物ニ據ル方適當ト存セラレ別紙ノ通り鐵筋コンクリート建ノ設計及仕様書並ニ明細書送付候條御參考相成様致度此段依命及通牒候也

追テ特設ノ場合ハ右記事項御留意相成度

一 建設ニ就テノ注意事項

- 1 場所ハ宿直室ヨリノ奉衛上不便ナラサル所タルコト
 - 2 道路ノ崖下不淨地附近等不敬ニ亘ル恐アル所ハ避クルコト
 - 3 扉及鎖鑰ハ特ニ堅牢ナルコト
 - 4 建物ノ周圍ニハ塙壁ヲ繞ラシ尙相當ノ風致ヲ考慮スルコト
- 二 建設手續上ノ注意事項
- 1 校舍位置及校地周圍ノ狀況ヲ明ニセル周圍ニ奉安所建設地點及宿直室トノ距離ヲ示スコト

2 設計ノ要領書ヲ添付スルコト

3 建物ノ様式及周圍ノ塙壁等見取圖ヲ添付スルコト

4 着手及竣工期ヲ示スコト

ハ 宿直勤務に關する通牒 大正十三年十二月十三日內務部長は郡市長及中等學校長に對し

近時學校ニ於ケル宿直者ノ勤務怠慢ノ爲メ失火其他不祥事ノ惹起頻々タルモノ有之候處右ハ教育上或ハ經濟上ニ尠カラザル損失ヲ與フルハ勿論ソノ甚シキニ至リテハ 御眞影及勅語ニ御眞變ヲ來シ奉ルニ至リ誠ニ恐懼ニ堪エザル次第ニ有之候殊ニ綱紀ノ振肅ヲ要スベキ今日斯ノ如キハ甚ダ遺憾ノ至リニ候條爾今宿直勤務ニ就テハ嚴重御監督ノ上特ニ火氣ノ取締及差支ノ際ノ代理勤務等ニ遺漏ナキ様相成度此段使命及通牒候也

の通牒を發し御眞影及勅語奉衛に關し格段の注意を拂ふに至つた。

4 詔書の漢發 大正十二年十一月十日 大正天皇は關東地方大震災後の國狀に深く御軫念あらせられて優渥なる 詔書を下し賜はつた。誠に恐懼の至りに堪へない所である。文部省に於ては同月十七日號外を以て詔書の趣旨貫徹等に關する左の訓令を發した。

○ 國民精神作興ニ關スル詔書ノ趣旨貫徹方

(大正十二年十一月十七日) 文部省訓令號外

「本月十日一般國民ニ對シ 詔書ヲ煥發シ給ヒ以テ國民ノ精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優渥洵ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シテ國本ヲ培養スルニ在リ職ニ教育ノ任ニ在ル者夙夜淬勵以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ」

と訓令を發してゐるが、それは社會教育の項に掲げることにしたから茲には略する。

三 明治節の制定 昭和二年十一月二日 文部次官は明治節制定に關し本縣知事に對し左の通牒を發した。

「本年三月三日 詔書ヲ發シ明治節ヲ制定セラレタルトコロ右ハ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘル 明治天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶セントスル旨趣ニ基カセラルルモノナルニ依リ今般學校ニ關スル諸法令中改正ヲ加ヘ紀元節、天長節及一月一日ノ外明治節ヲ加ヘ當日ハ職員、生徒及兒童、學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行ハシムルコトト爲セリ依テ貴道府縣内各種ノ學校ニ於テモ此ノ旨趣ヲ體シ適當ニ措置セシムルヤウ御示達相成度依命此段及通牒候也
追テ諒闇中ハ舉式ニ及ハザル儀ニ付爲念申添フ

本縣に於ては全月十六日學務部長より天草支廳長、熊本市長、公私立中等學校長、公私立小學校長、實業補習學校長に對し左の通牒を發した。

「本年三月三日 詔書ヲ發シ明治節ヲ制定セラレタルトコロ右ハ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマハル 明治天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶セントスル旨趣ニ基カセラルルモノナルニ依リ今般學校ニ關スル諸法令中改正ヲ加ヘ紀元節、天長節、及一月一日ノ外明治節ヲ加ヘ當日ハ職員生徒及兒童學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フコトト相成候旨其ノ節ヨリ通牒有之候條御了知相成度依命此段及移牒候
追テ諒闇中ハ舉式ニ及ハザル儀ニ付爲念申添候

斯くて諒闇あけの明治節に於ては全國一齊に從來の三大節にならない祝賀の式を舉げ 明治天皇の御遺徳を仰ぎ奉ることになつた。

四 本縣學務課分課章程並職員

一 大正十五年の改正 大正二年八月改正の分課章程處務細則は可なり永く續いた。尤其間に部分的

の改正が加へられた事は勿論である。然るに大正十四年學務部が新に設けられ廳内を内務、學務、警察の三部制に改めらるるや、更に郡役所廢止等の關係上本縣處務細則に改正があり、大正十五年七月一日より實施せらるるに至つた。即ち學務部を更に學務、社寺兵事、社會の三課に分つた。此の改正により始めて學務部長に就任したのは當時の學務課長であつた中館松生で、學務課長は縣視學であつた山崎隆義であつた。そして社寺兵事課には西岡博、社會課長には官房主事と社會主事とを兼たる樹山保一が任命された。今回の改正が從來に比して異なる點は學務部が置かれた事は勿論として、社會教育や社會事業の事務を司る社會課が置かれた事である。

學務部各課ノ分掌事項左ノ如シ

學 務 課

- 一 御聖影及教育勅語謄本ニ關スル事
- 一 學校幼稚園ノ職員ニ關スル事
- 一 學校衛生ニ關スル事
- 一 教育學事ニ關スル事
- 一 學事統計及報告ニ關スル事

社 寺 兵 事 課

- 一 軍事ニ關スル事
- 一 社寺宗教ニ關スル事
- 一 史蹟名勝天然記念物ニ關スル事
- 一 軍人軍屬恩給扶助料賜金其他身分ニ關スル事
- 一 御陵墓古墳及官修墳墓ニ關スル事

社 會 課

- 一 社會教育ニ關スル事
- 一 社會事業ニ關スル事

一 圖書館ノ職員ニ關スル事

2 學務課長 井野次郎の後は九年十月に古川靜雄が任ぜられ十二年一月には中村恒三郎、十四年五月には中館松生がそれぞれ任命されて居る。大正十五年學務部が置かれるに及んで、中館松生は初代の部長に任せられ縣視學山崎隆義が其後を襲つて課長となり、本期を終つて居る。

3 縣視學 前期よりの縣視學中島仰が九年一月下益城實科高等女學校に轉ずるに及び、同年三月には明石史一八代郡視學より入りて後を襲ひ、明石史一玉名高等女學校長に轉ずるに及び十一月七月橋本留喜が宇土小學校長より入つて後を襲つて居る。然るに十四年五月橋本は本縣女子師範學校附屬主事に轉じ奥田末吉が其後に任せられた。又海江田視學が大正十年四月初代社會教育主事に任せらるるや稻村純一其後を受け稻村純一が大阪外國語學校に轉じた後は、十一年三月榊山保一が本縣視學に任せられた。然るに十三年八月榊山は官房主事に轉じ同年十月山崎隆義が其後を受けた。

縣屬江藤純、玉名郡視學後藤芳馬が大正十年十月屬兼視學を命ぜられたが、後藤は十二年二月會計課長に轉じ、其後には天草郡視學堀川義人が代り、十三年五月江藤が本渡高等女學校長に轉じたあとは玉名郡視學稻野務が代つた。

然るに大正十五年七月郡役所が廢止され、本縣處務細則に改正あり、學務部が新設されるに及び學務課長中館松生は初代部長に、縣視學山崎隆義は學務課長に、全奥田末吉は縣屬として官房秘書係に、全稻野務は熊本市黒髮小學校長にそれぞれ轉じた。縣視學奥田末吉が官房に轉ずるに及び會計課長堀川義

人が其後を襲ひ、郡視學中より選ばれた井上健三郎、卜部義高、津幡隆、山來嘉富、佐藤新吾、伊藤虎喜等と共に郡役所廢止後の初代縣視學に任せられた。

郡役所廢止當時の回顧

水俣學校校長 井上健三郎

大正十五年六月三十日デ郡役所ガ廢止セラレテ、縣下初等教育ノ指導監督ニ一大變革ヲ來シタ。

郡役所時代ニハ各郡ニ一名ノ郡視學ガ駐在シテ、郡下初等教育ノ指導監督ヲナシ、且ハ私的ニハ其ノ郡ノ教育會ノ副會長トシテ(會長ハ大部分郡長デ偶ニ中學校長ヲ推戴スル所モアツタ)ニ陰ニ陽ニ教育ノ助長發達ヲ計ツタモノデアルガ、一旦郡役所ガ廢止セラレルト全時ニ之等ノ機關ガ消滅シテシマツタノデ、當時縣下ノ教育家諸君ハ果シテ縣ノ初等教育ガ充分指導セラレ監督ガ行届クデアラウカト杞憂シタモノデアツタ。殊ニ指導監督ニ當ル縣視學ハ郡役所時代ノ郡視學ヲ半數ニシテ、教育行政ノ任ニ當ラセヤウトシテキルノデ果シテウマク行クカドウカ頗ル疑問トセラレシ時デアツタ。

郡役所廢止時代ノ第一代ノ學務部長トシテ數年前山陽線デ不慮ノ災變ニ逢ヒ逝クナラレタ中館松生氏、學務課長ニ現岐阜縣地方課長ノ山崎隆義氏、視學官トシテ現在滋賀縣視學官ノ高尾文八氏、屬兼視學トシテ堀川義人君ヲ筆頭ニ、卜部義高君、津幡隆君、佐藤新吾君、伊藤虎喜君、山來嘉富君、其ニ小生ヲ併セテ六名、之ダケデ十二郡ヲ受持ツコトニナツタノデ、一人平均二郡宛ノ仕事ヲセナケレバナライノデ大分郡役所時代ヨリ仕事ガ殖ヘテ忙シカツタガ、又從來ノ様ニ教員ノ郡外轉出ヤ縣外轉出モ一寸纏リガツキ易ク此ノ點大分便利ニナツタ。

然シテ教育ノ全般ガ判リ指導上各郡市共歩調ヲ併セテ進ムコトガ出來タ。之レト全時ニ從來ノ社會教育主事補モ從來ノ半數トナリ、全ジク學務部ノ内ニ社會課ガ置カレ、第一代ノ社會課長トシテ現熊本視學官ノ榊山保一氏、社會教育主事トシテ福家惣衛氏、社會主事補トシテ現太田郷校長ノ松下爲義君、大津校長ノ竹熊利雄君、加茂川校長ノ中島市作君、宮地校長ノ横手豐記君、千丁校長ノ秋永嘉次郎君、現社會教育主事補ノ佐藤岩喜君、等ガアツタ。主トシテ青年處女ヤ、其他社會教育ノ指導啓發ニ務メタノテアツタガ、最初ノ試ミデ大分苦心シタ様デアツタ。後デ堀川君ガ官房主事ニ轉ジタノデ現教育會幹事ノ奥田末吉君ガ轉ジテ來テ大ニ敏腕ヲ振ヒ、縣初等教育ノ啓發上多大ノ功績ヲ殘シタ。其ノ后視學主事補ノ職務ガ全一ニナツタリ、又分離シタリ、視學ニモ主事補ニモ大分異動ガアツテ、現在ノ様ニ移リ變ツテキル。

次ニ各郡教育會ハ大部分其ノ郡擔當ノ縣視學ヲ以テ會長トシ、偶ニハ其ノ郡教育家ノ先輩ヲ以テ會長トシタガ、今デハ各郡ノ先輩ヲ以テ皆會長トシテ自治的ニ活動シテキル。(昭和六年八月稿)

4 郡視學

郡名	大正九年	全十年	全十一年	全十二年	全十三年	全十四年	全十五年
鹿本郡	坂田武彦	全上	木村勇次郎	山來嘉富	全上	井上健三郎	全上
菊池郡	清水三郎	菊川熊太郎	立山松次	全上	全上	兼丸哲平	全上
阿蘇郡	桑原源右衛門	赤城安熊	全上	津幡隆	全上	立山松次	堀一雄
上益城郡	荒牧登	全上	後藤續	赤城安熊	松下武彦	全上	全上
下益城郡	本田有古市	清男	全上	卜部義高	全上	全上	全上
八代郡	唐仁原景盛	全上	木原不二人	全上	全上	津幡隆	全上
球磨郡	稻野務	全上	全上	田中等	全上	全上	全上
葦北郡	佐藤眞佐男	全上	津幡隆	佐藤新吾	全上	全上	全上
天草郡	堀川義人	全上	全上	古市清男	全上	山來嘉富	全上

備考 同一年度内に於いて更迭せる場合は其の一方を掲ぐる事とした。

本期の郡視學は右表の通りであるが、之を見るに同一郡内の勤績の短きことが特に目につく。大正十五年郡役所が廢止されるに及んで郡視學も廢せられ、或は縣視學に或は社會主事補に或は小學校長にそれれ任ぜられた。

此期に於ても前期同様郡視學會が開かれて居るが、大正十二年頃までは年一回一月に開かれ期間は二日間になつて居る。大正十三年よりは年二回一月と十月に開かれて居るが、一月は二日間十月は一日間の會期になつて居る。視學の視察指導に關しては相不變指示があつて居り九年十月には郡視學及學事擔任郡書記の町村教育事務視察に關し通牒が發せられて居る。

イ 郡市視學會議ニ於ケル指示事項 (大正十四年一月)

管下ノ學校ヲ視察シテ之ヲ指導監督スルハ各位ノ至重ナル任務ナリトス故ニナルベク之ガ機會ヲ多クシテ適切ナル指導ト周到ナル監督トニカメラルルハ勿論特ニ學校長ノ職司責任ヲ自覺セシメ學校ノ管理經營職員統督ノ責ヲ明ニシツノ徹底ヲ期セシメ尙學校ヲシテ地方ノ事情ト時勢ト要求ニ應ズル學校經營案ノ確立ヲ圖ラレ又且ツ全職員ノ理解ト協力ニヨリテ眞ニ其ノ運用ヲ全カラシムルヤウ指導セラレントヲ望ム

視學時代の思ひ出

菊池郡限府小學校長 堀 一 雄

飽託郡の或る田舎の小學校長七箇年の経験を積み、大正十年六月第一師範附屬訓練に任ぜられ、池田代用附屬の主任として三箇年、時恰も民育方面で、相當名の賣れてゐる際であつたので聲價をおとさないやうに寧ろ其維持に頗る骨が折れた。池田全盛時代を醸製した羽田第一師範學校長、的場老村長、甲斐助役等の面影が眼前に髣髴たるを覺える。大した過失もなかつたが又何等功績を残すこともなく、其筋からの交渉を受けし宇土郡視學の任命をうけたのが大正十二年の八月であつた。

由來宇土郡は縣下の最小郡で、視學の養成所見たやうで、新米視學は大抵宇土に配置されたやうだ、何しろ始めて教育行政にたづさはるので、何をどうしてよいのかさっぱりわからない。辭令を受けるや、一日も早く役所入りをしてみたい。好奇心と恐怖心とがコンガラがつて一種異様な心理状態になつてゐたのである。愈々赴任の日が來た。郡役所は三角港を前にした高臺にあつて警察署と並んでゐた(現在は町役場となつてゐる)。

先づお役所なるものが妙に頭に響く。時の郡長園川氏は(今は故人)警察署長上りで色の黒い、目玉の光つた一寸見たらこはいやうな面貌をしてゐるのだが接してみれば意外にやさしい心の持主であつた。

其頃の郡長は實に威張つたもので、御簾を距てて郡長室にかまへてゐる時など一寸寄りつけないやうな感としてならなかつた(年の若いのと経験がなかつたせい)。庶務係長、勸業係長等と相對して教育係長の辭令は間もなく交付された、調導から轉じて教育係長の椅子を與へられたので、何だかきまりがわるくてどうもおちつきがとれなかつたことが、今に思ひ出の種子である。

學校と異なつた机の配列、所謂郡役所のお役人たちが各係夫々の事務のために、早朝から頸引きしてゐる圖は全く僕にとつては別天地の思がした。赴任當初は、古參の書記や社會主事から教へらるゝことのみであつた。

當時の郡視學は現在とちがつて一郡一人で可成數多く郡内を巡視して、學校長の學校經營振各教員の活動狀況等を視て之を指導することが大部の任務で、事務は專囑の書記が居てやつてくれるので大したこともなかつた。宇土郡は本校十四分教場六で交通も便なので巡視は他郡に比し容易である。一年に一回乃至二、三回は巡視することが出來て後には學校の隅々まで腦裡に書き得て適材適所といふことが頭に浮ふやうになつた。

宇土郡在任中いろゝの出來事があつて、今に記憶に新なるものがあるが、余の最も印象を深くしてゐるのは、職員の変動期に際し、所謂人件問題に關する事である。教員の待遇、異動等については、平素の視察に基き、慎重に考慮し適材適所の實をあくべく最善の努力をしたのであるが、視學の手で立案したのは直接縣の學務課に各都市

共之を持ち寄り、提出順によつて、先づ縣視學の目を通し更に課長の檢閲を受けなければならぬ。時の學務課長N氏は實に周到綿密縣視學より廻附せる書類につき殆んど個人別に調査し増俸、赴任等につき逐一當該郡視學に詰問されるので一郡だけでも相當の時間を要するわけで書類提出が遅れたら大へん、夜の一時、二時、時には鶏鳴曉を告ぐるまでも目をバクつかせながら控へてゐなければならぬことがあつた。課長さんの氣根の強かりしこと、縣視學連の苦心等郡視學仲間のいつも話材となつてゐた。斯くの如く苟も人件については慎重にやつても、矢張り一喜一憂で、喜ぶ者、悲觀する者、視學をうらむ者、感謝する者等あつて、視學の務めが容易でないことを痛感するのであつた。

宇土二箇年で阿蘇に轉じ都合三箇年の視學生活は余の一生涯を通じて尊い體驗で今に處女視學時代の思出がポツンと頭に浮んで現在の視學制度と比較對照して今昔の感にたへない次第である。

□ 郡視學及學事擔任郡書記町村教育事務視察に關する通牒

町村役場ニ於ケル教育事務ノ整否ハ最重大ナル義務教育制度ノ遂行ヲ始メ小學教育補習教育社會教育等町村教育ノ進否ニ多大ノ影響ヲ及ホスノミナラズ縣郡ニ於ケル教育上ノ調査統計等其基礎的村料ヲ主トシテ町村ニ需ムル事多キヲ以テ苟クモ町村ノ調査ニシテ正確ヲ缺クガ如キコトアランカ縣郡調査ノ粗漏ヲ來タシ施設計畫上意外ノ齟齬ヲ見ルコトナシトセザレバ郡視學又ハ學事主任郡書記ヲシテ時々其ノ視察ヲ行ハシメラレ度殊ニ郡長ノ町村巡視ノ際ノ如キハ根本的調査ヲ行フ好機ナレバ教育係ヨリモ出張セシメテ直接ニ周密ナル視察調査ヲ行ヒ教育事務ノ改善指導上萬遺憾ナキヲ期セララル様致度依命此段及通牒候也

追テ學務擔任郡書記教育事務巡視ノ件ニ關シテハ明治廿七年十二月甲第四百四十一號ヲ以テ訓令セラレタル次第モ有

之候ニ付充分其ノ實行ヲ期セララル様願度候

五 社會教育職員の設置

明治廿六年實業補習學校規程が發布せられてから、本縣に於ては其設置の

必要ありと思はれる町村を指摘し、各郡長に命じて之を懲應して設置を進めたけれども、氣運未だ熟せず五年經過後の三十一年に於て僅に十五校を算するに過ぎず、全縣的に見て未設置の郡も少くなかつた。越えて四十年には百二十三校となり漸次普及したが其の内容に至つては甚だ幼稚であつた。其後各郡其相當の努力を拂つたが、わけても玉名郡の如きは其の成績の見るべきものがあつた。同郡に於ては大正二年の頃より各町村に補習教育の施設を奨励し機運の促進をはかつて着々と效を收めた。大正三年十月には補習讀本の脱稿するあり漸次内容方面にも手が伸びて來た。大正五年には郡支會常任理事である津幡隆に教育會社會部主任を依頼して補習教育者や青年、處女の指導にあたらしめた。是本縣に於ける社會教育の濫觴とも云つてよからう。然るに世界大戰後に至つて補習教育熱高まり、各郡共此の方面に力を注ぐやうになつた。飽託郡の如きも大正九年七月に長野惟郷を補習教育、青年團、處女會の專任指導者として聘し、翌十年には下益城郡を除き全郡に此種の專任者を置き、郡吏員としてそれ〴〵其郡の社會教育の指導に任せしめた。其の當時の各郡の社會教育專任者を擧ぐれば左の通りである。

飽託郡	長野 惟郷	玉名郡	米野 清	宇土郡	岡崎藤太郎	鹿本郡	佐藤 新吾
菊池郡	松下 直	阿蘇郡	山口 一馬	上益城郡	渡邊 尙廣	八代郡	西坂 良藏
葦北郡	齋藤 唯夫	球磨郡	恒松 成之	天草郡	弓削 末喜		

然るに大正十年十二月に至り縣訓令第六十二號を以て左の社會教育職員職務規程が制定された。

○ 熊本縣社會教育職員職務規程

(大正十年十二月二十三日縣訓令第六十二號)

第一條 縣ニ左ノ社會教育職員ヲ置キ内務部ニ屬セシム

社會教育主事

社會教育主事補

第二條 社會教育職員ハ上司ノ命ヲ承ケ左ノ事務ヲ掌リ兼テ視察又ハ指導ニ従事ス

一 青年團並處女會ニ關スル事項

二 補習教育ニ關スル事項

三 圖書館並巡回文庫ニ關スル事項

四 教育的觀覽施設ニ關スル事項

五 民衆娛樂ニ關スル事項

六 其ノ他社會教育ニ關スル事項

第三條 社會教育職員ハ視察又ハ調査ヲナシタルトキハ其ノ狀況ヲ知事ニ申告スベシ

第四條 社會教育職員ハ社會教育ニ關スル事項ニ付知事ニ意見ヲ申述スルコトヲ得

第五條 社會教育職員ハ補習學校青年團處女會等ノ視察ニ當リ社會教育上必要ト認ムルトキハ當事者ニ意見ヲ提示スルコトヲ得

即ち社會教育主事、社會教育主事補を置き内務部に屬せしめ上司の命を受けて青年團、處女會、補習教育、圖書館等の視察指導の任に當らしめた。然して當時の縣視學であつた海江田喜次郎が初代の社會教育主事に任ぜられ、既に大正十年に各郡に置かれた専任者と共に本縣の社會教育に盡瘁した。然るに大正十二年八月に至り此の規程に改正が加へられて次の通りとなつた。

○ 熊本縣社會教育職員職務規程

(大正十二年八月十七日縣訓令第五十號)

第一條 縣ニ社會教育主事一名社會教育主事補十三名ヲ置キ上司ノ命ヲ承ケ左ノ事項ニ關スル視察又ハ指導ニ従事シ兼ネテ其ノ事務ヲ掌ラシム

一 青年團並處女會ニ關スル事項

二 補習教育ノ獎勵ニ關スル事項

三 圖書館並巡回文庫ニ關スル事項

四 教育的觀覽施設ニ關スル事項

五 民衆娛樂並ニ體育ニ關スル事項

六 兒童保護獎勵ニ關スル事項

七 育英事業ニ關スル事項

八 社會教育諸會合ニ關スル事項

九 其ノ他社會教化ニ關スル事項

第二條 社會教育主事補ハ各郡ニ一名ヲ駐在セシム

郡駐在社會教育主事補ハ當該郡長ノ指揮ヲ受クヘシ

第三條 郡駐在社會教育主事補ハ第一條ノ事項ノ外左ノ事項ニ關スル視察又ハ指導ニ従事シ兼ネテ其ノ事務ヲ掌ラシム

一 感化救濟ニ關スル事項

二 地方改良ニ關スル事項

三 民力涵養ニ關スル事項

四 免囚保護ニ關スル事項

- 五 兒童保護事業ニ關スル事項
 - 六 經濟的保護ニ關スル事項
 - 七 社會事業ニ關スル團體ノ連絡統一並助成ニ關スル事項
 - 八 其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 第四條 社會教育職員ハ視察又ハ指導ヲ爲シタルトキハ其ノ狀況ヲ上司ニ申告スヘシ
- 第五號 郡駐在社會教育主事補ハ毎年八月十二月四月ノ三回ニ前四ヶ月分ノ勤務狀況ヲ附録第一號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

第六條 社會教育職員ハ其ノ主管事項ニ關シ知事ニ意見ヲ申述スルコトヲ得

前項ノ申述ハ上司ヲ經由スヘキモノトス

第七條 社會教育職員ハ管内視察ニ當リ必要ト認ムルトキハ當事者ニ意見ヲ提示スルコトヲ得

即ち主事補の數を十三名とし一名は縣に他の十二名は之を各郡に駐在せしめ、郡單位として社會教育の指導督勵に努めしめた。此の改正に依つて始めて主事補になつた人々は左の通りである。

飽託郡駐在	長野 惟 郷	鹿本郡駐在	佐藤 新 吾
菊池郡駐在	竹熊 利 雄	天草郡駐在	弓 削 末 喜
葦北郡駐在	齋藤 唯 夫	宇土郡駐在	坂 口 春 藏
八代郡駐在	西坂 良 藏	阿蘇郡駐在	岩 下 仁
球磨郡駐在	松下 爲 義	玉名郡駐在	米 野 清
上益城郡駐在	工藤 節 一	縣 廳	渡 邊 尙 廣

然るに本職は其の範圍極めて廣く事務又繁雜にして、主事補の視察指導に事欠ぐきらいがあつた。依

つて内務部長は左の通牒を發して主事補は調査、視察指導に従事せしめ事務は庶務係又は教育係吏員になさしむべきことにした。

○ 社會教育職員ノ執務ニ關スル通牒 (大正十二年八月十八日)

八月十七日日本縣訓令第五十號ヲ以テ本縣社會教育職員職務規程改正相成當該規程第一條及第三條ニ依リ其ノ執務ノ事項ニ關シテハ明カニ規定致サレ候處右ハ郡駐在社會教育主事補ヲシテ全部ノ事務ヲ執掌セシムルハ到底不可能ナルヲ以テ主事補ハ調査視察指導等ニ従事セシメ事務ニ關シテハ庶務係教育係吏員ヲモ相當執務セシムル趣ニ有之候ニ付可然御了知相成以テ現代新施設タル社會事業社會教育ノ振興ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

爾來社會教育の進展は顯著なるものがあつた。大正十五年郡役所廢止の爲に大正十二年來郡駐在の社會教育主事補は六名に減じて縣に歸屬せしめた。當時の主事補と擔任郡とを擧ぐれば左の通りである。

下益城、宇土、八代	齋藤 唯 夫	玉名、飽託	西坂 良 藏
阿蘇、上益城	中島 市 作	葦北、球磨	松下 爲 義
鹿本、菊池	兼丸 哲 平	縣廳内	竹熊 利 雄

六 熊本市視學及社會課 前期から續いて柏木三郎在職、十年六月に至つて田中秀次郎が之に代つ

た。十二年四月田中は天草中學校長に轉任したために高知師範から谷田澤隆甫之を襲ぎ、昭和四年九月まで六ヶ年在職、此の間最も大事業であつたのは學校整理問題であつた。接續町村併合後の大熊本市の學校は其の分布、其の數、其の設備の狀況等に於て大整理刷新を要すべきものがあつた。氏は此の整理事業に關與して大いに盡す所があつた。昭和二年三月、視學の増員をなし、奈良女子師範學校から濱岡

與一を迎へて市の視學機關は立派な陣容となつた。

『尙大正十年四月から主事兼視學として宇土郡視學高本武彦を迎へた。高本は初代社會課長として雜然たる社會事業及社會教育の統整に努めた。体育獎勵、公設グラウンド設置、方面委員の設置實動等は此の期に成つた事業であつた。』

第三節 初等教育

甲 全國狀況

小 學 校

一 小學校令及施行規則の改正 本期に入りても屢々その改正が行はれたが、茲には大正八年と大正十五年との分につき大要を掲げることにする。

大正八年の分

- 第一には高等小學校の教科課程をして兒童各自の要求と土地の狀況とに適應せしむべく取捨選擇の範圍を廣めた。
- 即ち從來必修科目たりし圖書を加設科目とした。

- 女兒の爲には從來裁縫だけが特設科目であつたが、今回更に家事科を選択加設科目となつた。
 - 更に「外國語其の他必要なる教科目を加ふることを得」とした。
 - 日本歴史及地理を合せて毎週三時間であつたのを各二時間宛とした。
 - 第二に尋常小學校に於ける理科教授を早めて第四學年から課することとし、教授時數を稍減じて兒童の負擔を軽くした。
- 大正十五年の分

- 幼稚園令が公布せられた爲に小學校令及施行規則が整理されたのが其の改正の一つ。
- 其の他は高等小學校に關することが主である。
- 高等小學校の教科目に關しては從來の必修科目の外に圖書、手工及實業を加へ、女兒の爲には家事を必修科目とし、且手工の中に簡易なる手藝を課することとした。
- 即ち從來加設科目として自由裁量の餘地を與へた科目を大部分必修科目として高等科内容の充實を計り、且つ實業的陶冶を強要したのである。大正八年のと反對の行き方を取つた所が面白い。
- 尙高等小學校に於ては其の學級數に等しき員數の本科正教員を置くの外、教科目、教授時數、兒童數等に應じて必要なる員數の本科正教員又は専科正教員を置くべしといふことが明かに示された。教科の實質を重んじて優良な教師による教科擔任制を加味せんとしたのである。師範專攻科の組織と對照して見る時に高等科の實質向上を期したことが明かに肯かれる。

○ 尙從來体操科は「体操及遊戯」を内容として居たのに今回更に「競技」を加へて時勢の要求に應じ、或は學級數制限の十八を二十四に増し、

○ 又從來「日本歴史」と稱してゐたのを「國史」と改めたりした。

二 市町村義務教育費國庫負擔額の増加 本法は前期に述べたやうに大正七年三月公布の法律によつて定められたので、當時は毎年度一千万圓を下らざる額としたのであるが其の後増額の要求は自治團體側からも、小學校教員側からも或は其の他の側からも常に叫ばれて來たので大正十二年三月改正増額せられて「四千萬圓ヲ下ラザルモノ」となり、更に大正十五年三月、「七千萬圓ヲ下ラザル」こととなり、翌昭和二年三月又改正せられて「七千五百萬圓ヲ下ラザル」こととなつて現行のものとなつたのである。小學校教員の俸給金額一億二千萬圓を超へてゐるが、地方の要求として速に其の全額負擔の實現を期してゐる状態である。

幼稚園

幼稚園令の公布 幼稚園はこれまでも述べて來た通り、逐年増設せられて大いに普及發達して來た。併し法令としては小學校令及施行規則の一部として擧げられ、保姆の身分權利等についてもまた不備な點なども存してゐた。大正十五年四月公布の「幼稚園令」及その「施行規則」は幼稚園に關する一切を整理して完全な形となされたものである。

幼稚園令及施行規則の中から極要點だけを抜いて見ると左の通りである。

- 幼稚園は幼児を保育して其の心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養し家庭教育を補ふを以つて目的とする。
- 幼稚園に入園し得るものは三歳より滿六歳までを本体とする。
- 幼児の保育は心身の發達程度に添はしむべく其の會得し難き事項を授け又は過度の業を爲さしむることを得ないとしてある。
- 保育項目は遊戯、唱歌、觀察、談話、手技とする。觀察はこれまで幾分行はれては居たが制度として明示されたのは之が始めてである。
- 保姆一人の保育幼兒數は約四十人以下とする。
- 其の他設置廢止の規程、保姆の資格、設備の内容、職員の進退給與等が規程されてゐる。

乙 本縣狀況

一 概説 本期は高等科の併置完成の時と見ることが出来る。前期以來年を逐ふて併置して來たのが今期の終りに至つては其の數四萬に近く、殆ど必要だけのものは濟んだ形である。設備として校舎の方は大抵前期に通じ其の装ひを替へてしまつたが、本期に入つては鐵筋コンクリート建のが見え出した。此の傾向は今後特に市町部に於て幾分か現はれて來る事象であらう。尙此の期に奉安殿の設置を見

たのが相當に多かつた。

内容方面の設備としては前期に續いて理科、体育方面には幾分重きを置いてゐた。女子に關して家事實習室なども何とか工夫した跡が見えてゐた。

熊本縣恩賜兒童就學獎勵資金は二十余萬圓を目標として造成中で同時に其の獎勵規程を設けて就學困難なる兒童の救済をなし、聖旨の奉體に努めて居る。

教員の服制は前期の四十一年に改められたのであつたが、今期に入つては稍々紊れて勵行を缺いて來た。即教育者の慎ましい服裝にも自由と開放の要求が起つて來て、折襟に中折帽といふ姿が多くなつた。大勢の向ふ所、遂に金モールの佛蘭西帽に詰襟といふ制限は廢されてしまつた。

待遇問題は本期に入つて一段落を見た。即ち大正九年に俸給令や旅費規則などが改められ、前期の終の一級上俸百五圓のが一躍百八十圓までに達した。之と同時に臨時手當は廢止された。

女教員の産前産後の休養に關する規程は、大きな婦人問題を背景としての一小問題の解決であつた。地方官會議の際宮中に於て、陛下が本縣の教育狀況に就て御下問あらせられたことは、教育縣を以て自任する本縣の光榮であつたが此の事は本縣教育者は勿論、縣民一般をして非常に感激せしめ、發奮せしめた。

教育内容としては作業教育が從來よりも強く考慮せられ、公民教育が唱へられ、藝術教育も具体化し職業教育も獎勵せられ、各種の學習形式が試みられ、相變らず理科と体育は努力せられた。而して之

等を引くるめて自由教育といふ色彩でもつて彩つてゐた。併し如何なる主義や形式が取入れられて來ても、靜かに本縣教育の底を流れて容易に動搖しない一種の力は、やはり人格的教育の氣魄ではなからうか。

幼稚園は本期に入つて非常に殖え、其の數十八に達し、私立や町立などが現はれて來た。

二 設置廢止、設備、教科 本期に於ては設置廢止關係の法規は餘り改廢を見てゐない。其の實際としては前期に見たる傾向を繼續してゐる。即ち高等科併設が漸次増加して、單獨高等小學校が愈々其の姿を消して來た。其の推移の數字を示せば次の通りである。

年次	尋常小學校	尋常高等小學校	高等小學校	計
大正八年	二五一	二六四	一三	五二八
十二年	一五二	三五三	五	五一〇
昭和三年	一〇六	三八三	二	四九一

本期の前半に九十校ばかり、後半に三十校の併置を見て居る。校數全体としても三十七校を減じてゐる。これは合併の結果で、經費關係で一村二三校を有せるものにして一校に纏めたりしたものである。高等小學校の二校殘存せるもの、一つは菊池西部、一つは下益城北部である。地方の事情によるのであるが四十年の歴史を持つことは珍らしい。其の間地方開發に多大なる効績あつたものである。

本期に於て私立小學校が一枚設置された。それは菊池郡深葉山中に林業經營のため移住せる者の便を

圖り設けられたもので大正九年十月の認可である。生徒約三十名とある。

設備に於て校舎の改増築等は大部分前期に於て行はれてゐる。本期に於ける改増築には随分新味を見せて鐵筋コンクリート建が現はれて來た。郡部としては上益城郡大島小學校、八代郡代陽男、女小學校、熊本市に慶徳の一枝がそれである。尙本期に於て特記すべきことは御眞影奉安所の設置である。其の形式は種々研究されたが、鐵筋コンクリート建も随分多かつた。



本校學小トーリクンコ筋鐵の初最縣本
(年二十正大・校學小子男陽代・代八)

内容的の設備としては前期に續いて理科方面に於て特別教室を設けたり、兒童實驗設備を整へたりするのがだんだん殖えた。体操器械器具にも本期の初頃は相當意を用ひてゐたが各種遊戯競技の取入れと共に其の方面の設備を見受けるやうになつた。家事科に關する設備は大体は貧弱を免れない。本期の終頃には幾分か割烹室を有するものなども出來たが、まだ寥々たるものであつた。大正十五年の小學校令改正によつて實業科として農業、

商業、工業の中一科又は數科を必修科とすることになつたので、本縣としては大部分農業科を採つてゐる。従つて前期から加設科として獎勵して來た農業科は一時に普及することになつた。之が爲めに其の設備の實習地なども相當に増してゐる。大正十一年に小學校實習地が七萬五千四百六十二坪あつたのが昭和三年には十二萬二千二百二十五坪となつてゐる。

其他衛生方面の施設について救護室、洗面所、眼疾治療設備などが漸次見られるやうになつて來た。

教科方面に於ては大正十五年の改正による高等科の農業や家事が必修科となつた爲に本縣が之に據つたこと前述の通りである。加設科目として尋常科の手工は最も多い方であるが、之は下學年程度の指導は割合に容易であるが、上學年方面は其の教師に優秀な技術者が少ない上に設備も十分でないから一般に好成績とは言ひ難い。

三 教科書

1 國語讀本の採定 大正七年度よりは尋常小學讀本と國語讀本との二種あつて、其中何れを使用するかは府縣知事の採定に依ること及び本縣は從來より刊行の尋常小學讀本を採定使用せしことは前期に於て述べた處であるが、國語讀本を本縣尋常小學校用として採定し、大正十一年度入學の兒童より逐次使用せしむることとなつたので、昭和二年三月に至つて從來使用し來つた尋常小學讀本は教科書として全く使用されないこととなつた。

2 高等小學農業教科書 熊本縣教育會編纂の「新撰農業教科書」を本縣小學校農業教科書として採定し、大正四年四月一日より之を使用せしめたことは前期に於て述べた所であるが、本書は大正十三年六月改訂増補を行ひ書名を「改訂農業教科書」と改め、昭和三年までも引續き農業教科書として使用せられつつあるのである。

3 國定教科書配給の狀況 國定教科書翻刻發行者の發行する教科用圖書は、合名會社國定教科書共同販賣者の手に依つて全國に配給されるのであるが、今其方法の概要を述べれば全國を八拾一の特約販賣區域と三千七百四拾四の取次販賣區域とに分ち、夫々特約販賣者及び取次販賣者を指定してゐる。最初發行所に於て印刷せし教科書は、共同販賣所特約販賣者取次販賣者の手を経て、需要者の需要に供せらるる組織である。

4 國定教科書の發行部數 明治三十七年初めて國定教科書を發刊してより、昭和三年迄二十五年の長き歲月を経て今日に及んでゐる。今參考の爲に明治三十七年より五個年の發行部數價格を示すと次表の通りである。

○ 國定教科書翻刻發行冊數一覽表

年 度	發 行 總 冊 數	定 價 總 額
明治三十七年度	二二、一八九、三九〇 _冊	本年度分ノ定價ハ大震火災ノ際書類焼失シ調査資料ナク
同 四十一年度	二四、五六四、八〇〇	一、五一四、六一五、二八〇 _冊

大 正 二 年 度	三九、四七二、〇七〇	二、六五二、六六八、〇〇〇
同 七 年 度	四二、三七五、〇〇〇	二、七九四、二六〇、〇〇〇
同 十 二 年 度	六一、三五八、五〇〇	七、四三一、五七五、〇〇〇
昭 和 三 年 度	六一、八八四、五〇〇	六、五三八、五三〇、〇〇〇

5 各學年別國定教科書

昭和三年度現在

尋常小學校用

書 名	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
尋常小學修身書	五 _冊	七 _冊	八 _冊	九 _冊	一〇 _冊	一〇 _冊
同 複式編制學校用 乙甲	五五	六六	八八			
小學國語讀本 後期分	一〇八	一一三〇	一一三三	一一三三	一一五四	一一五五
尋常國語書キ方手本 後期分	五	五五	五五	五五	五五	五五
尋常小學讀本 後期分	一〇九	一一三〇	一一四三	一一五四	一一六六	一一五六
尋常小學書キ方手本 甲乙種 後期分	五	五五	五五	五五	五五	五五

高等小學校用

書名	第一學年			第二學年			第三學年		
	前期分	後期分	合計	前期分	後期分	合計	前期分	後期分	合計
高等小學修身書	九	一〇	一九	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇
同 女 生 用	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇	一〇	一〇	二〇
高等小學讀本	一一五	一一五	二三五	一一六	一一六	二三二	一一四	一一四	二二八
同女子用甲乙種	五五	五五	一一〇	五五	五五	一一〇	五五	五五	一一〇
高等小學算術書	九	九	一八	九	九	一八	八	八	一六
高等小學國史	二〇	二〇	四〇	二〇	二〇	四〇	一七	一七	三四
高等小學地理書	一三	一〇	二三	一〇	九	一九	八	八	一六
高等小學地理書附圖	二七	二七	五四	二七	二七	五四	二七	二七	五四
高等小學理科書	一〇	一三	二三	一三	一六	二九			
高等小學理科書	一〇	一三	二三	一三	一六	二九			
高等小學家事教科書	五	六	一一	六	七	一三			
兒童用定價合計	五	六	一一	六	七	一三			

備考 兒童用定價合計ハ同一ノ教科ニシテ二種以上ノ圖書アルモノハ使用ノ多キモノ一種ニツキ通算セリ

書名	第一學年			第二學年			第三學年		
	前期分	後期分	合計	前期分	後期分	合計	前期分	後期分	合計
第二種尋常小學讀本	九八	九八	一九六	一〇九	一〇九	二一八	一〇〇	一〇〇	二〇〇
第二種尋常小學手本	五	五	一〇	五五	五五	一一〇	五五	五五	一一〇
尋常小學算術書							九	九	一八
尋常小學國史							上	上	一七
尋常小學地理書							下	下	一八
尋常小學地理書附圖							一七	一七	三四
尋常小學理科書							一〇	一〇	二〇
沖繩縣用尋常小學理科書							九	九	一八
尋常小學新定畫帖							八	八	一六
尋常小學毛筆畫帖							八	八	一六
尋常小學鉛筆畫帖							八	八	一六
兒童用定價合計	二八	四〇	六八	七二	七二	一四四	一三	一三	二六

備考 兒童用定價合計ハ同一ノ教科ニシテ二種以上ノ圖書アルモノハ使用ノ多キモノ一種ニツキ通算セリ

四學期休業

休暇に就て 大正二年二月の施行規程では春季始業の方は學年末休業が三月廿七日より三月卅一日までなり秋季始の方は七月廿七日より七月卅一日まで各五日間となり、其の後大正三年にそれが一日宛繰上つて増してゐる。

本期に入つて大正十年三月十八日の改正で春季始業の分は

學年末休業	三月三十一日	一日間
學年始休業	四月二日より 四月六日まで	五日間

といふことになつた。即ち此の兩休業によつて學年末と始との諸事務も整理しようといふのであつて、其の中の四月一日だけは入學式日として取つたのである。學齡の計算等のことを顧慮して入學だけは四月一日にすべきものとの意見で斯くしたのであらうけれども、これは實際は不便であつた。事務の都合から言へば入學式前に何日かの纏つた休暇が必要である筈で、此の點は實際家側から改正を希望する所であつた。

斯くて昭和三年四月二十七日の改正で

學年末休業日	三月三十一日	一日間
學年始休業日	四月一日ヨリ 四月五日マデ	五日間

といふことに改められた。従つて入學式は大抵四月の六日か七日に舉行されるのであるが、それだからといつて、四月一日以後に滿六歳に達するものをも入學せしめるといふわけには至らないこと勿論である。

尙前の大正十年三月の改正で從來設けられてゐた「産土神社大祭日一日」の休業日が削られてしまつた。而して二ヶ月後の五月六日に又この休業日を設けることに改正されてゐる。其の間に可否の意見があつたのもなからうと察せられるから、或は三月の改正の時に打落されたのであつたかとも思はれる。

五學齡兒童

1 就學獎勵規程 大正十三年一月 聖上陛下が皇太子殿下として在りました時御慶事を行はせらるゝに當り、兒童就學獎勵の思召を以て特に御内帑金壹百萬圓を下賜され、本縣は二萬壹千六百圓の交付を辱くしたことは感激に堪へない所である。本縣に於ては聖旨を奉體し、斯の事業の達成を期せんが爲熊本縣恩賜兒童就學獎勵資金を設けんと計畫を立て、之を大正十三年の縣會に提案した所、滿場一致の可決を見るに至つた。今其計畫の大要を述べれば、大正十四年より向二拾個年間毎年一定の金額を蓄積し、二拾年後には之が資金二拾二萬八千四百圓を得るの方法を以て、目下進捗中である。而して毎年之の利子を兒童就學獎勵金に充て、之を市町村に交付せんが爲、大正十四年二月二十八日縣令第八號を以て、左の規程を公布した。

熊本縣兒童就學獎勵規程

(大正十四年二月二十八日 縣令第八號)

第一條 兒童就學獎勵ノ爲熊本縣兒童就學獎勵金ヲ以テ毎年度本規程ノ定ムル所ニ依リ市町村ニ對シ獎勵金ヲ交付